

平成27年 第79回定例会

あわらし議会会議録

平成27年 8月31日 開会

平成27年 9月18日 閉会

あわらし議会

平成27年 第79回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(8月31日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	8
会議録署名議員の指名	11
会期の決定	11
議案第47号の上程・提案理由説明	11
議案第48号から議案第58号の一括上程・提案理由説明・決算審査結果報告 ・総括質疑・委員会設置・委員会付託	12
議案第59号及び議案第60号の一括上程・提案理由説明 ・審査結果報告・総括質疑	24
議案第61号及び議案第62号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	27
議案第63号から議案第65号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	30
議案第66号及び議案第67号の一括上程・提案理由説明 ・総括質疑・委員会付託	33
議案第68号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決	33
請願第6号及び請願第7号、陳情第2号の一括上程・委員会付託	34
発議第4号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	35
散会の宣言	35
署名議員	36

第 2 号(9月7日)

議事日程	37
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条により出席した者	38
事務局職員出席者	38
開議の宣告	39

会議録署名議員の指名	39
一般質問	39
森 之 嗣 君	39
一般質問	43
山 本 篤 君	43
一般質問	59
吉 田 太 一 君	59
一般質問	73
八 木 秀 雄 君	73
一般質問	76
笹 原 幸 信 君	76
一般質問	83
三 上 薫 君	83
一般質問	87
卯 目 ひろみ 君	87
一般質問	93
仁 佐 一 三 君	93
一般質問	98
平 野 時 夫 君	99
一般質問	104
山 川 知一郎 君	104
散会の宣言	114
署名議員	115

第 3 号(9月18日)

議事日程	116
出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第121条により出席した者	117
事務局職員出席者	117
開議の宣告	118
会議録署名議員の指名	118
議案第61号から議案第67号、請願第6号及び請願第7号、陳情第2号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決	118
議案第69号の上程・提案理由説明・採決	133
発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決	134
常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件	135
議員派遣の件	135
閉議の宣告	136

市長閉会挨拶	136
議長閉会挨拶	136
閉会の宣告	137
署名議員	137

第79回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成27年8月31日(月)

午前9時30分開議

- 1.開会の宣告
- 1.市長招集挨拶
- 1.開議の宣告
- 1.諸般の報告
- 1.行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第47号 放棄した非強制徴収公債権等の報告について
- 日程第 4 議案第48号 平成26年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第49号 平成26年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第50号 平成26年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第51号 平成26年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第52号 平成26年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第53号 平成26年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成26年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 平成26年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成26年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第15 議案第59号 平成26年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について

- 日程第 1 6 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について
- 日程第 1 7 議案第 6 1 号 平成 2 7 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議案第 6 2 号 平成 2 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 9 議案第 6 3 号 あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 6 4 号 あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 6 5 号 あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 2 議案第 6 6 号 市道路線の認定について
- 日程第 2 3 議案第 6 7 号 市道路線の変更について
- 日程第 2 4 議案第 6 8 号 姉妹都市の提携について
- 日程第 2 5 請願第 6 号 平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願
- 日程第 2 6 請願第 7 号 T P P 交渉に関する請願
- 日程第 2 7 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第 2 8 発議第 4 号 あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

（ 散 会 ）

出席議員（18名）

1番	仁 佐 一 三	2番	山 本 篤
3番	平 野 時 夫	4番	毛 利 純 雄
5番	吉 田 太 一	6番	森 之 嗣
7番	杉 本 隆 洋	8番	山 田 重 喜
9番	三 上 薫	10番	八 木 秀 雄
11番	笹 原 幸 信	12番	山 川 知 一 郎
13番	北 島 登	14番	向 山 信 博
15番	坪 田 正 武	16番	卯 目 ひろみ
17番	山 川 豊	18番	杉 田 剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市 長	橋 本 達 也	副 市 長	北 島 善 雄
教 育 長	大 代 紀 夫	総 務 部 長	嶋 屋 昭 則
財 政 部 長	佐 藤 雅 美	市 民 福 祉 部 長	城 戸 橋 政 雄
経 済 産 業 部 長	川 西 範 康	土 木 部 長	堀 江 与 史 朗
教 育 部 長	道 官 吉 一	会 計 管 理 者	久 嶋 一 廣
市 民 福 祉 部 理 事	塚 田 倫 一	土 木 部 理 事	長 谷 川 義 則
芦原温泉上水道財産区管理者	竹 内 正 文	代 表 監 査 委 員	高 橋 憲 治

事務局職員出席者

事 務 局 長	長 谷 川 まゆみ	補	佐 宮 川 利 秀
主 査	宮 川 豊 一		

議長開会宣告

議長(坪田正武君) ただいまから、第79回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時28分)

市長招集挨拶

議長(坪田正武君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶がございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日ここに第79回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月も最後の一日となり、暑かった今年の夏もようやく終わりを迎える兆しを感じられるようになりました。今週末に開催予定の北潟湖畔観月の夕べの最後を締めくくると花火が夏の終わりを告げ、今後は至るところで秋らしさを感じるようになるものと思っております。

議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年の夏は例年にも増して暑い夏となりました。特定の日ではありますが、北海道の最高気温が37.1度となり沖縄を上回ったり、全国の観測ポイント928カ所のうち、819地点で30度を超える真夏日を記録したり、また東京では連続猛暑日の記録を更新するなど、年を追うごとに暑さが増してきているようです。あわせて全国各地において、台風の影響による強風被害や数十年に一度といわれる降雨が観測されております。幸い本市においては、今のところ台風等による風雨の影響は受けておりませんが、昨年中は台風23号まで発生しており、そのうち5個が本市に影響を与えております。本年は現時点で16号まで発生しておりますが、例年と比較しても発生ペースが速く、今後も多くの台風が発生するものと思われるので、引き続き災害に対し万全の態勢を整えておきたいと考えております。

ところで、2015年という年はいろいろな節目の年であるようです。主なものでは、全国高等学校野球選手権大会が100年目、男子普通選挙権の実施から90年、第2次世界大戦の終戦から70年、日航機墜落事故から30年、阪神淡路大震災及びオウム真理教事件から20年となるほか、ある統計データによりますと、企業においては東芝が設立140周年、ローソンが40周年となるなど、全国で15万社以上が節目の年を迎えるそうです。

本市においても、北陸新幹線金沢開業や、あわら温泉開湯130周年という年に当たりますが、何より、私の再選後の就任の挨拶でも申し上げているとおり、本年は、地方の生き残りをかけた「地方創生元年」という節目の年であると言えます。これは、現在策定中のあわら市まち・ひと・しごと総合戦略と、見直しが進められている総合振興計画が今年度中に完成することから、今後の「あわら市」の方向性

及び方針を決定する重要な年となると考えているからであります。官民が一体となり、さまざまな事業を進めていくためにも、議員各位のご理解と更なるご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、ご案内のとおり、本定例会におきましては、議会の報告に関するもの1議案、決算の認定及び剰余金の処分に関するもの11議案、健全化判断比率等の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの2議案、条例の制定に関するもの3議案、市道路線の認定及び変更に関するもの2議案、姉妹都市の提携に関するもの1議案の計22議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容につきましては、後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、17名であります。

北島 登君は遅刻の届け出が出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（坪田正武君） 諸般の報告を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 事務局長。

事務局長（長谷川まゆみ君） 諸般の報告をいたします。

今定例会までに受理いたしました請願等につきましては、お手元に配布してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案22件であります。本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

なお、本日の会議には高橋代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

議長（坪田正武君） 次に、一部事務組合の議会報告を関係議員にさせていただきます。

初めに、坂井地区広域連合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 1番、仁佐一三君。

1番（仁佐一三君） それでは、坂井地区広域連合議会現況報告をさせていただきます。

平成27年度7月開催の坂井地区広域連合定例会の概要についてご報告いたします。

第51回坂井地区広域連合議会の定例会が、去る7月22日広域連合大会議室に

において開催され、議案6件が上程されました。議案の主な内容と、審議結果について報告いたします。

議案第11号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準どおりに一部を改正したものです。主な改正点は、指定介護予防支援事業の担当職員が指定介護予防サービス事業者に対して、指定介護予防サービス基準について計画の提出を求めることができるようになったことです。

議案第12号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）及び、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて（坂井地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について）は、国の指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準どおりに一部を改正したものです。主な改正点は、「複合型サービス」の名称が「看護小規模多機能型訪問看護」に変更され、小規模多機能型訪問看護と看護小規模多機能型訪問看護の登録定員の上限が「25人」から「29人」に改正をされました。

議案第14号、平成27年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）については、26年度会計の決算が確定したことに伴い、霊柩車購入基金積立金を4万5,000円増額、構成市負担金精算による返還金を317万円増額の補正等を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ321万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億2,600万4,000円とするものであります。

議案第15号、平成27年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については、26年度会計の決算が確定したことに伴い、構成市負担金の減額、地域支援事業精算金の増額、基金積立金の増額、及び国・県・構成市負担金の返還金の増額等の補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,654万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を108億2,185万2,000円とするものであります。

議案第16号、平成27年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）については、27年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てる補正を行ったもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を479万円とするものであります。

以上、6議案について慎重に審議をいたしました結果、いずれも妥当と認め、原案のとおり承認及び可決をいたしました。

また、一般質問では、畑野麻美子議員が「介護保険滞納者について」及び「食費・

部屋代等の補助（補助給付）削減の影響について」質問をいたしました。

なお、6月30日にあわら市議会の組織がえが行われ議長が不在となり、議長の選挙が行われ、議長に北島 登議員が選出されました。また、議会運営委員には、あわら市議会の組織がえにより委員2名が欠員となり、吉田太一議員、毛利純雄議員が選任され、互選により副委員長に吉田太一議員が選出されました。

以上、坂井地区広域連合議会の現況報告といたします。以上です。

議長（坪田正武君） 次に、福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会について報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

6番（森 之嗣君） 福井坂井地区広域市町村圏事務組合議会の報告をいたします。

去る平成27年7月29日「第163回組合議会定例会」が招集され、議案3件が上程されました。

まず、議案第5号、平成27年度福井坂井地区広域市町村圏事務組合一般会計補正予算につきましては、歳入において、平成26年度決算に伴い増額した繰越金を、分担金及び負担金において財源更正を行うもので、分担金及び負担金において、補正前の予算額23億9,645万1,000円から9,543万8,000円を減額し、補正後の予算額を23億101万3,000円とし、一方、繰越金においては、補正前の予算額450万円に9,543万8,000円を追加し、補正後の予算額を9,993万8,000円とするものであります。以上の結果、歳入歳出の合計はいずれも同額で、61億1,807万8,000円であります。

また、あわら市の負担金につきましては、1,487万5,000円が減額され、補正後の負担金総額は4億6,364万5,000円であります。

次に、同意第1号、監査委員の選任についてであります。当組合監査委員の欠員を補充するため、福井坂井地区広域市町村圏事務組規約第9条第2項の規定により、関係市町の識見を有する監査委員のうち、あわら市代表監査委員、高橋憲治氏を選任する案が提出され、議会の同意を求められたものであります。

続きまして、議員の派遣について議案が上程され、内容は一般廃棄物処理施設等の調査を目的とし、平成27年8月4日、5日の2日間、滋賀県湖南市にある「東洋カレット」及び兵庫県姫路市「エコパークあぼし」に組合議員を派遣するものであります。

以上3件を慎重に審議し、全て全員賛成で原案どおり可決されました。

なお、一般質問は、坂井市議会の川畑孝治議員から「ごみの減量化の取り組みについて」の質問がありました。

以上で報告を終わります。

続きまして、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の視察研修について報告いたします。

当組合は、去る8月4日、5日、滋賀県湖南市の「東洋カレット株式会社」、兵庫

県姫路市の「エコパークあぼし」を訪問し、視察研修を行いました。

「東洋カレット株式会社」は、坂井市、あわら市、永平寺町内で発生するガラス瓶のうち、白瓶及び茶瓶がここで処理されています。主要取引先は、各自治体や大手飲料メーカー等で、処理能力は1日400トンです。

工場では、白色・茶色・その他の色に分別されて持ち込まれたガラス瓶を最新の機械選別と手選別により、異物（石・瀬戸物・耐熱ガラス・ラベル・キャップ類）の除去を行い、製品カレットとして隣接する東洋ガラス株式会社へ納入しています。

自治体の分別回収の現状やガラス瓶リサイクルにおいての問題点として、耐熱ガラスは小さく割れてしまうと、ほかのカレットと見分けることができません。カレットに細かい耐熱ガラスが混入すると、製品化した瓶に解けないで残ってしまい、欠陥品となります。欠陥品が出た日に納品したカレットは全部返品されてしまうとのことです。また、異物の除去は、最新鋭の機械をもってしても完璧には行えず、手選別によるチェックが必要とのことであります。リサイクルをより効率的に行うには、各家庭における分別が重要で、そのためには、分別に対する意識向上を浸透させる必要があると感じました。

次に、「エコパークあぼし」は、平成22年4月に竣工した焼却施設で、焼却炉の方式はシャフト式ガス化溶融炉で、当組合のストーカ炉とは違う形式であります。焼却炉数は3炉、24時間連続運転、最大1日402トンの焼却能力があります。焼却に伴う余熱で発電を実施しており、自家消費の余剰分は他公共施設へ供給を行ってまいりました。

平成22年4月から稼働しており、今年で稼働6年目の施設で、可燃ごみ及び粗大ごみを破碎・選別した後の可燃物を燃焼・溶解処理する「ごみ焼却施設」、粗大ごみ、不燃ごみ及び瓶、ペットボトル等の資源物を受け入れ、破碎・選別を行い、資源の回収を図る「再資源化施設」、リサイクル活動の体験を通して楽しみながら環境問題について学べる「環境学習センター」、施設に持ち込まれる剪定枝の木くずを利用してカブトムシの産卵から、ふ化までを飼育実践できる施設「カブトムシホール」、ごみ焼却施設から発生する余熱を利用した温水プールなど市民の健康づくりに資する施設の「健康増進センター」、近畿最大の6コースが設定できるグランドゴルフ場や大型遊具などがある「大芝生広場及び緑地帯」などが設置されてまいりました。そのほか見学者設備として「環境学習センター」の各階にはミッションゲームが設置されており、クイズ形式で環境の大切さを学ぶことができるといった工夫もされてまいりました。

以上、行政視察の報告といたします。

議長（坪田正武君） 以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（坪田正武君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、政策課所管では、福井大学と包括的連携に関する協定を締結いたしました。市のさまざまな施策を推進するには、市民や事業者の協力はもちろんです。長年の研究成果と知識が蓄積された大学や研究機関との連携が重要です。こうしたことから、本市と国立大学法人福井大学では、包括的連携に関する協定の締結に向けた協議を進め、7月21日に本協定の締結に至ったものです。連携項目は、先端技術の研究開発と、これを活用した産業振興、地域資源を生かした観光振興などの6項目となっておりますが、地方創生や市民の健康づくり、学生の地元就職などといった分野においても連携を進めていきたいと考えております。

なお、本市と大学との連携は、平成17年の福井工業大学に続いて2番目、福井大学と県内自治体との連携は10番目になるものです。

次に、経済産業部関係では、観光商工課所管について申し上げます。

去る8月6日、あわら温泉が開湯から130年という節目の年を迎えたことにあわせ、開催期間を130日間とする「あわら温泉開湯130周年祭」のオープニング式典及び「酔宮」をあわら湯のまち広場において開催いたしました。この130周年祭は、「にぎわい週末広場」、「あわら湯かけまつり」、「あわら湯けむり芸術祭」、「あわら灯源郷」の4事業を祭りの核として展開し、そのほかにもさまざまな企画を開催していくことで、全国の方々にあわら市を知っていただき、さらに訪れていただく機会とするもので、長期間にわたるイベントがスタートしました。

当日は、あわら芸妓の奉納舞で幕を開け、鏡開きや2万枚のレコードを本市に寄贈いただいた横田義彰さんのトークショーのほか、市内各地区の五つの太鼓団体が一つとなった「あわら総太鼓」が壮大に演奏されるなど、開湯130周年祭にふさわしいオープニングとなりました。

また、8月8日、9日には、核となる一つ目のイベントである「第10回あわら湯かけまつり」を開催し、とりわけ湯かけみこしや民謡の夕べでは、天候にも恵まれたため大変多くの市民や観光客に参加していただきました。

なお、8月6日から9日までの4日間の参加者総数は、1万3,000人を超えるものと推計しておりますが、今後も130周年祭に大勢の観光客や市民の皆様が参加されるよう努めて参りたいと考えております。

続いて、プレミアムつき商品券発行事業について申し上げます。

この事業は、消費者の購買意欲を盛り上げ、市内での消費喚起を図るため、30%のプレミアムつき商品券1万1,000セット、20%のプレミアムつき商品券8,000セットの、合わせて1万9,000セット、商品券総額で2億3,900万円分を、1セット1万円で購入していただくもので、あわら市商工会へ販売等を委託し実施いたしております。

このプレミアムつき商品券は、あわら温泉旅館を含め、市内224店舗で利用で

きるようになっております。また、販売に当たりましては、初めに多子世帯及び母子世帯を対象に200セットを優先販売し、その後、一般世帯対象に1万8,800セットを販売いたしました。

今回のプレミアムつき商品券発行事業では、一般世帯対象分のうち5,000セットの2次販売を除き、予約販売方式を採用いたしました。できるだけ多くの方々に購入していただける形で販売を行ったことにより、購入者は並ぶことなくスムーズに購入できたことから、販売方法に対する評価はアンケート調査でも良好でした。

なお、市民の購入者は7,172人で全体の86%を占め、市外からの購入者は1,163人という結果でした。

商品券の利用期間は7月1日から12月31日までですが、商工会と当該会員が協力した企画や事業者独自のサービスが用意されていることもあり、この事業に対する購買意欲を促し、市内商店が活性化することを期待しているところであります。

続きまして、教育委員会関係について申し上げます。

文化学習課所管では、昨年11月に着工しました本荘公民館改築工事が7月末に完了し、去る8月2日には、議員の皆様をはじめ地元関係者出席のもと盛大に竣工式を挙行いたしました。背後の春日の森と調和のとれた本館と、長年、本荘地区の稲作を支えたJA米倉庫を改修した多目的ホールはバリアフリー化され、モダンで使い勝手のよいものとなりました。より多くの方々が利用していただき、本荘地区の地域づくりの拠点として皆様に愛される施設となることを期待しております。

式終了後は、早速、多目的ホールにおいて、披露も兼ねた竣工記念イベント「音楽のつどい」を開催し、約300人の来場者が熱心に視聴しました。

続いて、スポーツ課所管では、去る6月27日、28日にあわら温泉カヌーフェスティバル2015を開催いたしました。

昨年同様、北潟湖のコースをチームで漕艇し、タイムを競うカヌー駅伝大会に加え、100mの短距離をカヤック、カナディアンといった、全ての艇が同時スタートするというエキサイティングな趣向を取り入れたスプリント大会も開催いたしました。このスプリント大会には、ロンドンオリンピックや仁川アジア大会などの世界大会に出場している選手にも多数ご参加いただき、ご来場いただいた方々にはスプリント艇のスピード感を十分に堪能いただけたものと思っております。

平成30年に開催される「福井しあわせ元気国体」では、カヌースプリント競技が本市で開催されることから、カヌーフェスティバルの開催を通して、その気運の向上を図ることはもとより、「あわらカップカヌーポロ大会」に続く市を代表する大会の一つになると考えております。

また、8月21日から23日にかけては、第26回あわらカップカヌーポロ大会を開催いたしました。本年は、ジュニアの部32チーム、一般の部66チームの計98チームに参加いただきました。

なお、本大会には、10月に香港で行われるアジアカヌーポロ選手権大会に出場いたします。本市の6名の選手をはじめとする日本代表選手が多数参加したほか、

昨年に引き続き、台湾代表チームにも出場いただき、大いに大会を盛り上げていただきました。企画から運営に至るまで、市民が組織する実行委員会とボランティアによる「手作りの大会」として親しまれている本大会で、出場選手の皆さんには、チームの垣根を越え、友情を深めていただけたものと思っております。

今後も、この2つの大会を通して、カヌー競技の普及と競技人口の拡大、そして、あわら市を全国にアピールして参りたいと考えております。

以上で、行政報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、卯目ひろみ君、17番、山川 豊君の両名を指名します。

会期の決定

議長（坪田正武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月18日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第47号の上程・提案理由説明

議長（坪田正武君） 日程第3、議案第47号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についてを議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第47号、放棄した非強制徴収公債権等の報告についての提案理由を申し上げます。

本案は、あわら市債権の管理に関する条例第19条第1項の規定に基づき、同項各号に該当するものとして、平成26年度中に放棄した非強制徴収公債権等について、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

放棄した債権につきましては、一般廃棄物処理手数料3件、生活保護費の返還金1件、市営住宅使用料1件、水道料金9件、金津創作の森土地貸付料1件の合計15件、総額110万2,792円となっております。

以上、ご報告いたします。
議長(坪田正武君) 議案第47号、放棄した非強制徴収公債権等の報告については、これをもって終結いたします。

議案第48号から議案第58号の一括上程・提案理由説明・

決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託

議長(坪田正武君) 日程第4、議案第48号、平成26年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第49号、平成26年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第50号、平成26年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第51号、平成26年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第52号、平成26年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第53号、平成26年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第10、議案第54号、平成26年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第11、議案第55号、平成26年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第56号、平成26年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第13、議案第57号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第14、議案第58号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計剰余金の処分について、以上の議案11件を一括議題といたします。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第48号、平成26年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第57号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてまでの各会計決算の認定に係る議案及び議案第58号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計剰余金の処分についての11議案について、提案理由を申し上げます。

議案第57号までの会計決算に係る10議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成26年度歳入歳出決算を、市監査委員による決算審査での意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、議会の認定をお願いするものであります。

まず、議案第48号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は156億5,805万3,304円、歳出総額は147億4,021万6,588円で、歳入歳出差引額は9億1,783万6,716円となっております。この中には、繰越明許費及び事故繰越しとして平成27年度へ繰り越すべき財源1億6,797万8,378円が含まれておりますので、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は、7億4,985万8,338円となるものであり

ます。

歳入の主なものは、収入済額の多い順に申し上げますと、市税の48億3,695万3,597円をはじめ、地方交付税31億5,527万円、国庫支出金17億3,057万3,787円、市債15億9,601万7,000円、県支出金13億575万6,453円、繰越金7億8,920万9,134円、繰入金4億5,388万6,560円、諸収入4億2,512万3,827円、分担金及び負担金3億5,593万7,241円、地方消費税交付金3億4,103万2,000円などとなっております。

一方、歳出につきましては、支出済額の多い順に申し上げますと、民生費の53億3,767万5,771円をはじめ、教育費18億2,802万4,181円、公債費14億4,808万5,664円、土木費14億6,464万6,017円、商工費12億6,351万330円、総務費12億2,187万3,906円、衛生費6億8,739万2,971円、農林水産業費6億4,298万6,464円などとなっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第49号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は31億7,238万222円、歳出総額は30億9,011万31円で、歳入歳出差引額は8,227万191円となっております。

歳入の内訳といたしましては、前期高齢者交付金7億3,523万7,609円、国民健康保険税7億267万8,929円、国庫支出金6億2,332万2,403円、共同事業交付金3億5,966万4,715円、療養給付費等交付金2億6,109万7,000円などとなっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、保険給付費20億9,140万7,775円、後期高齢者支援金等3億6,020万4,180円、共同事業拠出金3億5,791万1,253円、介護納付金1億6,733万563円などとなっております。

議案第50号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は2億9,976万9,380円、歳出総額は2億9,953万1,530円で、歳入歳出差引額は23万7,850円となっております。

歳入の内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料2億2,193万290円、使用料及び手数料5万100円、繰入金7,717万4,090円、繰越金44万4,300円、諸収入17万600円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費628万4,266円、後期高齢者医療広域連合納付金2億9,314万564円、諸支出金10万6,700円となっております。

議案第51号、産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は196万6,812円、歳出総額は2億2,007万6,117円で、差し引き2億1,810万9,305円の歳入不足となっており、不足額を平成27年度の歳入から繰り上げ充用いたしております。

歳入の内訳といたしましては、繰入金195万9,312円、諸収入7,500円

となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費120万円、事業費32万8,858円、公債費43万7,954円、前年度繰上充用金2億1,810万9,305円となっております。

議案第52号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は306万8,983円、歳出総額は305万8,100円で、歳入歳出差引額は1万883円となっております。

歳入の内訳といたしましては、共済掛金138万円、財産収入8万4,308円、繰入金58万8,000円、繰越金84万6,189円、諸収入17万486円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費78万5,840円、共済諸費218万7,260円、諸支出金8万5,000円となっております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第53号、水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益7億9,098万7,112円に対し、水道事業費用11億8,056万282円で、3億8,957万3,170円の損失となりますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純損失は3億9,952万9,276円となっております。

次に、資本的収入及び支出では、収入額9,848万6,894円に対し、支出額3億2,322万9,815円で、2億2,474万2,921円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金3,819万3,842円、当年度分損益勘定留保資金1億7,660万6,999円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額994万2,080円で補填をいたしております。

議案第54号、工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,134万1,520円に対し、工業用水道事業費用1,127万3,052円で、差引額は6万8,468円であります。この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は同額の6万8,468円となっております。

なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

議案第55号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益11億7,414万2,020円に対し、下水道事業費用11億5,338万4,935円で、差引額は2,075万7,085円ありますが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は、379万3,654円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額8億5,718万1,864円に対し、支出額12億889万5,092円で、3億5,171万3,228円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分消費税及び地方消費税資本的収

支調整額 4 0 0 万 5 9 2 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 6 9 6 万 3, 4 3 1 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 9, 4 5 9 万 5, 5 3 9 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 3, 6 1 5 万 3, 6 6 6 円で補填をいたしております。

議案第 5 6 号、農業集落排水事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益 7, 6 8 4 万 3, 9 0 0 円に対し、下水道事業費用 7, 4 9 0 万 9, 5 5 7 円で、差引額は 1 9 3 万 4, 3 4 3 円であります。この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は、同額の 1 9 3 万 4, 3 4 3 円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額 1, 3 3 0 万円に対し、支出額 2, 8 8 8 万 7, 0 6 7 円で、1, 5 5 8 万 7, 0 6 7 円の収入不足を生じております。この不足額につきましても、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6 万 5, 1 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 1 1 7 万 4, 9 1 8 円、当年度分損益勘定留保資金 1, 4 3 4 万 7, 0 4 9 円で補填をいたしております。

議案第 5 7 号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益 1 億 7, 5 6 5 万 8, 1 4 9 円に対し、水道事業費用 1 億 6, 2 6 4 万 2, 5 0 5 円で、差引額は 1, 3 0 1 万 5, 6 4 4 円となっておりますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は 1, 0 9 0 万 2, 0 5 7 円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額 4 6 1 万 1, 7 5 0 円に対し、支出額 4, 1 3 2 万 1, 4 4 6 円で、3, 6 7 0 万 9, 6 9 6 円の収入不足を生じております。この不足額につきましても、当年度分損益勘定留保資金 2, 8 7 4 万 4, 6 2 2 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 0 1 万 2, 0 8 0 円、繰越利益剰余金処分量 5 9 5 万 2, 9 9 4 円で補填をいたしております。

最後に、議案第 5 8 号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計剰余金の処分について申し上げます。

本案は、平成 2 6 年度において生じた剰余金の処分について、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、議決をを求めるものであります。内容といたしましては、平成 2 6 年度における当年度未処分利益剰余金 7, 2 1 2 万 7, 2 8 3 円のうち、5 9 5 万 2, 9 9 4 円を平成 2 6 年度決算における資本的収入の補填財源充当金として処分するものであります。

なお、残額 6, 6 1 7 万 4, 2 8 9 円については、翌年度繰越利益剰余金として次年度に繰り越します。

以上、1 1 議案につきましても、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に関し、代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成26年度の決算審査は、去る7月10日から8月4日までの間の7日間にわたって、あわら市に係る一般会計をはじめ特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の10の会計の決算状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告書など、資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、「決算審査意見書」としてまとめ、お手元に配布してございますので、本日のご報告にあわせ、ご覧いただければと存じます。

それでは、決算審査の概要をご報告申し上げます。

まず、一般会計について申し上げます。

お手元、別冊の「あわら市各会計決算審査意見書」の2ページの表をごらんください。一般会計の26年度歳入決算額は、156億5,805万3,000円で1.1%の増、歳出決算額は147億4,021万7,000円で0.3%の増となっており、歳入歳出ともに前年並みとなっております。

次に、その下の表をごらんください。 の歳入総額と の歳出総額との差引額、 の形式収支額は9億1,783万6,000円の黒字となっております。この形式収支額の中には、 の27年度に繰越すべき財源1億6,797万9,000円が含まれておりますので、これを差し引いた の実質収支額は7億4,985万7,000円の黒字となっており、この実質収支額から の前年度の実質収支額を差し引いた の単年度収支額も、7,688万9,000円の黒字となっております。さらに、 の財政調整基金への400万円の積立てと、 の市債の繰上償還を4,600万1,000円行いましたので、これらを加算した の実質単年度収支は1億2,689万円の黒字となっており、これら収支額の状況は、良好な結果となっております。

次に、あわら市の財政状況を主要財務比率の推移で見たいと思いますので、4ページをごらんください。上のグラフの財政力指数は0.65と、前年度と同じ数値ですが、次の財政の硬直化を示す経常収支比率は87.2%と3.6ポイント上昇しており、また公債費の財政負担割合を示す実質公債費比率は9.3%と前年度より1.2ポイント改善されております。

次に、決算の内容について申し上げます。

意見書6ページ下段の表をごらんください。26年度の歳入に占める自主財源は72億5,168万8,000円で、前年度より約8億円増加し、自主財源比率は46.3%と前年度より4.6ポイント上昇しております。この要因としては、金津雲雀ヶ丘寮基金および地域の元気臨時交付金基金からの繰入金があり自主財源が増えたことに加え、国庫支出金等の依存財源が前年度に比べ6億円以上減少したことが影響しております。

なお、自主財源の主なものは、7ページの表のとおり、市税が48億3,695万

3,000円で433万1,000円の増加、繰入金が4億5,388万7,000円で4億2,645万2,000円の増加、繰越金が7億8,920万9,000円で1億3,576万2,000円の増加となっております。

一方、依存財源の主なものは、地方交付税が31億5,527万円で1億6,636万7,000円の減少、国庫支出金が17億3,057万4,000円で1億8,102万1,000円の減少、市債が15億9,601万7,000円で8億6,620万6,000円の減少となっております。

ここで、9ページの表をごらんください。歳入の根幹となる市税の収入を見ますと、収入済額は前年度に比べ個人市民税で411万円の減少、固定資産税で2,871万円の減少、市たばこ税で850万円の減少となったものの、法人市民税で4,315万円の増加、軽自動車税で191万円の増加となったことから、全体では433万円の増加となっております。今後も、国の経済対策や景気の動向を見定めながら、市税を中心に、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

ここで、歳入の約1割を占める市債の発行状況について、若干触れたいと思いますので、18ページの表をごらんください。26年度末の市債現在高は、177億5,004万3,000円で前年度より2億8,716万5,000円、1.6%増加しており、この市債残高を市民1人あたりに換算すると約60万円となっております。また、これ以外に約138億円の企業債残高もあります。今後、人口減少とそれに伴う財政規模の縮小が避けられない状況のもと、次の世代に過重な負担を残すことのないよう、市債発行に当たっては十分な論議を踏まえる等、慎重な対応を望むものであります。

次に歳出の状況につきましては、21ページをごらんください。歳出状況を目的別に見ますと、前年度に比べ民生費、商工費が大きく増加しております。

民生費は、53億3,767万6,000円で12億5,615万5,000円、30.8%増加しております。これは、金津雲雀ヶ丘寮経費が建物改築工事に伴い、約6億7,300万円増加したことや、保育所運営事業費が認定こども園への移行に伴い、こども園の改修工事を実施したことで、合わせて約4億2,850万円増加したことによるものであります。

商工費は、12億6,351万円で約5億円、65.5%増加しております。これは、温泉情緒あふれる華やぎのまちづくり事業の市道整備等で約1億3,800万円、ふるさと創造プロジェクト事業のにぎわい交流館整備等で約9,800万円、工業導入促進経費で約1億4,200万円が増加したことによるものであります。

一方、大きく減少したのは、主に教育費と諸支出金であります。

教育費は、18億2,802万4,000円で約13億円、41.6%減少しております。これは複合生涯学習施設IKOSSA整備の完了で約5億2,000万円の減少、給食センター整備事業の完了で約12億7,000万円の減少によるものであります。

諸支出金は、2,655万8,000円で6億2,646万7,000円、95.9%

減少しております。これは、財政調整基金への積立金が減少したことによるものであります。

次に30ページの表をごらんください。この表は歳出決算額を性質別に区分したものでございます。義務的経費は60億7,581万円で前年度に比べ1億8,963万3,000円、3.2%増加しておりますが、これは「臨時福祉給付金支給事業」などによる扶助費の増加が要因となっております。

また、投資的経費は31億481万7,000円で2億3,306万6,000円、8.1%増加しております。中でも普通建設事業費が約2億4,000万円、8.4%の増加となっておりますが、これは金津雲雀ヶ丘寮改築やこども園改修、にぎわい交流館整備等が実施されたことによるものであります。

その他の経費は、55億5,959万円で3億8,315万3,000円、6.4%の減少となっております。中でも積立金が約6億2,600万円、96.0%と大きく減少しておりますが、これは財政調整基金への積み立てが3億9,600万円減少したことと、「地域の元気臨時交付金基金」の廃止により、2億800万円減少したことによるものであります。

以上、一般会計の歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の改善等による経費削減や、収入の確保への積極的な取り組みも一部見受けられましたが、今後、中長期的には市人口の減少と財政の縮小が避けられない状況の中、急激に進展する少子高齢化社会の多種多様な住民ニーズに対応できる財政基盤を確立するためにも、なお一層、効率的な行財政運営の推進を期待するものであります。

ここで、一般会計の最後になりますが、市税債権及び使用料等の税外債権の収納状況について、若干触れたいと思います。

市税につきましては、9ページにお戻りください。表の右端下にあります市税合計の収入率は89.6%と前年度に比べ1.4ポイント増加しており、特にその下の欄、現年課税分の収入率は98.2%と、市が重点目標としている98%を2年連続で超える良好な成果を上げております。

次の10ページ上段の表をごらんください。26年度末の収入未済額、いわゆる累積滞納額は5億874万9,000円で、前年度に比べ約7,200万円減らす成果を上げており、先ほどの収入率のアップとあわせ、その努力を評価するものであります。しかしながら、依然として固定資産税の約4億円を筆頭に全体で5億円を超える多額の滞納額がありますので、収入確保や負担の公平性の観点から、今後とも厳正かつ的確な滞納整理への取り組みを強く望むものであります。

また、8ページに戻って下段の表をごらんください。市税債権をはじめ、負担金や使用料などの税外債権の収入未済額、いわゆる滞納額を表したものですが、26年度末では市税で7,200万円、使用料及び手数料で200万円、諸収入で980万円減少しております。これらの収入未済額の減少については、各種の滞納に対する取り組み体制の強化を定めた「あわら市債権の管理に関する条例」に基づく対応が成果を上げているものと評価しております。しかしながら、税外債権全体で約1,

320万円が滞納となっている状況にありますので、今後とも当該債権管理条例に基づいた厳格な対応を望むものであります。

なお、不納欠損につきましては、その上段の表のとおり、市税及び税外債権を含め、26年度は約5,590万円の欠損処理を行っておりますが、不納欠損処分に当たっては、他の納税者との公平性の観点から、的確な債権管理と厳正な調査を行う等、法令規則に基づいた適正かつ厳格な運用を求めるものであります。

次に、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計につきまして、33ページの表をごらんください。26年度の歳入決算額は31億7,238万円、歳出決算額は30億9,011万円で、歳入歳出差引額は8,227万円の黒字となっております。前年度に比べ歳入は2億550万7,000円、6.1%の減、歳出も1億1,033万7,000円、3.4%の減となっております。

被保険者数の減少により保険税収入が約2,535万円3.5%減収となっており、さらには、歳出の約7割を占める保険給付費が約3,930万円、1.9%増加するなど収支面では前年度より悪化しております。その結果、基金積立も約1億5,900万円、99.7%と大きく減少し、収支差引も9,517万円53.6%減少しております。今後、更なる事務事業の効率化を図るとともに、市民の健康づくりや早期検診などの事業を推進して医療給付費の抑制に努められるよう望むものであります。

健康保険税の収入状況については、34ページのグラフをごらんください。保険料の収入率は84.1%となり、前年度比べ0.7ポイント上昇しており、収入未済額、いわゆる滞納額は約1億2,900万円で、前年度に比べ約295万円減少しております。平成19年度以降、滞納額は減少の傾向にあり、収納対策への努力も認められますが、依然、多額の滞納を抱えている現状にあり、更なる収納対策の強化に努めていただきたいと思います。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げますので、36ページをごらんください。歳入決算額は2億9,976万9,000円、歳出決算額は2億9,953万1,000円で、歳入歳出差引額は23万8,000円の黒字となっております。

後期高齢者医療制度の実施主体は広域連合となっておりますので、歳出の主なものは、広域連合への納付金2億9,314万円で、構成比97.9%となっております。

また、保険料の収入率は99.4%と前年度に比べ0.5ポイント上昇し、収入未済額も120万5,000円減少しておりますが、今後とも滞納の発生防止と早期徴収に努力していただきたいと思います。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げますので、37ページをごらんください。歳入決算額は196万6,000円、歳出決算額は2億2,007万6,000円で、歳入歳出差引額は2億1,811万円の赤字決算となっており、この赤字額を27年度会計からの繰り上げ充用金で補填しております。

これは、保有する工場用地1万6,845㎡が未売却となっているためであり、早

期売却に一層の努力を望むものであります。

次に、農業者労働災害共済特別会計について申し上げますので、38ページをごらんください。歳入決算額は306万9,000円、歳出決算額は305万8,000円で、歳入歳出差引額は1万1,000円の黒字となっております。

共済金の給付については、死亡事故がなかったため全体で51万円減少していますが、給付の全部を占める医療共済金及び休業共済金は、高齢者の事故が多く、治療期間も長期化するなど、給付が大きく増加しております。今後は、加入世帯が減少していることから、加入の促進に努めるとともに、農作業事故の発生防止の指導・啓発に取り組み、当会計の維持向上を図っていただきたいと思っております。

財産に関しましては、39ページ以下をごらんください。主なものでは、土地はIKOSSA駐車場用地や県境の館敷地等の購入があったものの、新幹線駅用先行取得用地等の売却により、全体で435㎡の減少となっております。

建物は金津雲雀ヶ丘寮の増加があったものの、公設民営保育所のこども園移行に伴う減少により2,809㎡の減少となっております。

物権、有価証券、出資は変動がなく、物品については管理台帳の整備等により1,140点の減少となっております。

また、債権は創作の森入居作家貸付金で、連帯保証人からの回収もあり894万円減少しております。

基金につきましては、43ページ以下をごらんください。26年度積立額が2,719万1,000円、取り崩し額が4億5,447万5,000円で、差し引き4億2,728万4,000円減少して、合計52億9,664万8,000円となっております。基金は、将来の施設の整備や維持補修など健全な行財政運営上、重要な役割を担うものでありますので、今後とも設置目的に沿った計画的な積立と一層の有効活用に努めていただきたいと思っております。

以上が一般会計及び特別会計の決算審査の概要でございますが、これらを取りまとめて、45ページ以下に審査意見としてご提示させていただいておりますので、改めてご高覧いただければ幸いに存じます。

それでは、次に公営企業会計について申し上げます。

平成26年度に地方公営企業会計制度の大幅な改正があり、それに伴い損益計算書及び貸借対照表等の項目や金額が大きく変動しており、単純に前年比較ができない部分が多々ありますことを最初に申し添えておきます。

なお、変更項目については各表に網かけ表示をしております。

まず、水道事業会計について申し上げます。

お手元、別冊の「各公営企業会計決算審査意見書」の5ページをごらんください。26年度末の給水人口は2万6,212人で、前年度に比べ237人減少しております。また、年間有収水量は333万5,925³mと、4.3%減少したものの、有収率は92.1%で2.1ポイント改善しております。

26年度の経営成績については、8ページをごらんください。営業収益から営業

費用を差し引いた営業利益は1億6,282万3,000円の赤字となっておりますが、これに営業外収益及び費用を加算・減算した経常利益は約800万円の黒字となっております。ただし、経常利益から特別損失を差し引いた当年度純利益は3億9,952万8,000円の大幅な赤字となっております。これにつきましては、冒頭述べました会計制度の改正に伴い、特別損失で過年度損益修正損が約4億548万円発生したためであります。

同様に会計制度の改正により、表の下から2段目の「その他未処分利益剰余金変動額」として8億5,372万円が累積利益として計上されますので、その下の「当年度未処分利益剰余金」は4億5,962万円の大幅な黒字計上となっております。

収益の内訳は、営業収益は5億3,384万6,000円で、前年度に比べ4.6%減少しております。これは主に、給水収益や他会計負担金が減少したためであります。

また、営業外収益は2億1,111万9,000円で、前年度に比べ1.1%減少しております。これは主に、一般会計補助金が約6,300万円減少したことと、会計制度の改正により長期前受金戻入が約5,400万円発生したことによるものであります。

一方、営業費用は6億9,666万9,000円で、その主なものは、原水及び浄水費が3億8,972万9,000円、減価償却費が2億442万2,000円となっております。

また、営業外費用は4,029万2,000円で、そのうち支払利息が4,019万7,000円と、前年度に比べ436万4,000円、9.8%減少しております。これは、企業債未償還残高の減少及び借入金利の低下等に伴うものであります。

続いて、15ページをごらんください。26年度末の水道使用料の収入未済額、いわゆる滞納額は1,412万8,000円で、前年度に比べ約350万円減少しております。収納率も97.6%と前年度より0.5ポイント改善しており、収納に対する努力の成果があらわれているものと評価しております。今後とも、収入の確保と受益者負担の公平を図る観点から、滞納の未然防止と滞納解消に一層の努力を望むものであります。

水道事業会計は、県水受水費や減価償却費及び企業債利息などの固定的な経費が大きなウエートを占めているため、一般会計からの多額の補助金を受け入れても、なお厳しい経営状況にあります。今後、人口や世帯数の減少が見込まれる中、長期的展望に立った事業運営と経営健全化に向けて、更なる努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計につきまして、意見書の18ページの下の表をごらんください。26年度の経営成績は、営業利益13万7,000円、経常利益58万9,000円、純利益は6万8,000円となっており、約58万円の減益となっております。経営的には健全性が認められるものの、今後、必要となる施設修繕等を考慮し、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思います。

次に、公共下水道事業会計につきましては、意見書の23ページ以下をごらんください。26年度の処理人口は2万6,595人で前年度に比べ161人減少したものの、人口普及率では90.8%で、0.2ポイント増加しております。また、処理面積は28ヘクタール増加の1,105ヘクタールとなっており、面積整備率も76%で、前年度に比べ1.9ポイント増加しております。

26年度の経営成績は、26ページをごらんください。営業利益は3億5,176万1,000円の赤字となっておりますが、これに営業外収益及び費用を加算減算した経常利益は1,356万6,000円の黒字となり、さらに、ここから特別損失を差し引いた当年度純利益も379万4,000円の黒字となっております。純利益は前年度に比べ86万8,000円29.7%の増加となっております。

収益のうち営業収益は5億3,825万2,000円で、下水道使用料の減少により、前年度に比べ1,303万2,000円、2.4%減少しております。

また、営業外収益は5億9,842万4,000円と、前年度に比べ2億5,549万2,000円、74.5%と大幅に増加しております。これは、会計制度の改正により「みなし償却制度」が廃止されたことに伴い、その資産取得に係る補助金等の一部を長期前受金戻入として収益計上したことによるものであります。

一方、費用のうち営業費用は8億9,001万3,000円で、前年度に比べ、2億4,569万6,000円、38.1%増加しております。その主なものは、流域下水道費2億334万2,000円、減価償却費5億9,150万8,000円であります。この減価償却費の大幅な増加についても、会計制度の改正によるものであります。

また、営業外費用は2億3,309万8,000円で、そのほとんどが支払利息であり、前年度に比べ1,351万5,000円、5.5%減少しております。

26年度の経営成績は、一般会計からの補助金等の繰り入れにより379万4,000円の純利益を確保できたものであり、営業利益面では多額の赤字計上となっております。

下水道事業の経営環境が非常に厳しい状況下にあることを十分認識して、更なる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の接続促進を強化し、収益向上につなげるよう強く望むものであります。

続いて、33ページの表をごらんください。26年度末の下水道使用料の収入未済額、いわゆる滞納額は水道会計の預かり分を差し引くと9,671万6,000円で、前年度に比べ約333万円増加し、収納率は85.6%と前年度より0.4ポイント低下しております。1億円近い滞納額を抱えている現状に鑑み、大口滞納者に対し厳格な滞納整理に踏み切るなど、収納対策の更なる強化を強く望むものであります。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、38ページの表をごらんください。26年度の経営成績は、営業損失が5,112万3,000円となっておりますが、これに営業外収益及び費用を加算減算した経常利益は239万4,000円の黒字

となっております。ここから特別損失を差し引いた純利益も193万4,000円の黒字となっております。

収益のうち営業収益の下水道使用料は1,260万5,000円で、前年度より4万8,000円の減少となっております。

営業外収益は6,328万9,000円で、一般会計からの補助金及び負担金が営業上の赤字を補う形となっております。

なお、減価償却費の増加及び長期前受金戻入の増加は会計制度の改正に伴うものであります。

将来的には、公共下水道事業との併合が予定されているとのことですが、なお一層の経営向上に努めていただくよう望むものであります。

最後に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

お手元の別冊の「財産区の決算審査意見書」5ページの表をごらんください。26年度の経営成績は、営業利益が603万3,000円の黒字で、経常利益も1,357万3,000円の黒字となっており、ここから特別損失を差し引いた当年度純利益は1,090万2,000円で、4万1,000円の減益となりましたが、24年度以降、3年連続で黒字を確保しております。

続いて、10ページをごらんください。26年度末における水道使用料の収入未済額は約1,635万円となっており、前年度に比べて約217万円減少しております。今後とも、収入の確保と受益者負担の公平を図る観点から、滞納の未然防止と滞納解消に一層の努力を強く望むものであります。

財産区の水道事業会計につきましては、芦湯などの温泉街の整備や北陸新幹線金沢開業の効果により、入り込み客数の増加といった明るい兆しはあるものの、経営環境としては、今後も厳しい状況が続くものと思われれます。引き続き、経営の合理化、効率化による経費の節減に努めるなど、一層の経営努力を望むものであります。

以上、一般会計、特別会計、企業会計、上水道財産区水道事業会計の決算審査の概要を申し上げましたが、今回の決算審査に当たり、指摘・要望をいたしました事項につきましては、各所管並びに関係者の一層のご努力と真摯な取り組みをお願い申し上げ、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告とさせていただきます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号から議案第58号までの11議案については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これらに付託の上、閉会中に審査することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号から議案第58号までの11議案については、閉会中に審査することに決定いたしました。

議長（坪田正武君） 暫時休憩いたします。再開は11時10分からとします。

（午前10時56分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

議長（坪田正武君） なお、1番、仁佐一三君は早退の届け出が出ておりましたので、これを許可しております。

議長（坪田正武君） お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、議長において、1番、仁佐一三君、2番、山本 篤君、3番、平野時夫君、6番、森 之嗣君、7番、杉本隆洋君、9番、三上 薫君、10番、八木秀雄君、12番、山川知一郎君、以上8名を指名したいと思っております。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を選任することに決しました。

議長（坪田正武君） 暫時休憩いたします。

（午前11時10分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）

議長（坪田正武君） 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 事務局長。

事務局長（長谷川まゆみ君） 休憩中に開催された決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。その結果をご報告申し上げます。

決算審査特別委員会委員長に7番、杉本隆洋議員、同副委員長に3番、平野時夫議員が選任されました。

以上のとおりでございます。

議案第59号及び議案第60号の一括上程・

提案理由説明・審査結果報告・総括質疑

議長（坪田正武君） 日程第15、議案第59号、平成26年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第16、議案第60号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告につい

て、以上の議案2件を一括議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第59号、平成26年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について及び議案第60号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告についての提案理由を申し上げます。

議案第59号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成26年度における本市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の、いわゆる健全化判断比率と、各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、赤字ではないため指標は出ておりません。

また、実質公債費比率は対前年比1.2ポイント減の9.3%、将来負担比率は対前年比5.3ポイント増の41.0%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準内の数値となっております。

次に、各公営企業5会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計で、対前年比で0.8ポイント減の12.9%となっております。

その他の会計につきましては、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

なお、これらの指標については、議会への報告の後、公表することになっております。

議案第60号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成26年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

以上、ご報告いたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に関し、代表監査委員から審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） それでは、平成26年度あわら市健全化判断比率、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査結果をご報告

申し上げます。

本審査は、去る7月10日、22日に、健全化判断比率や資金不足比率について、その算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査をいたしました。その結果、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠し、適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ただいまからのご報告にあわせ、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、お手元別冊の「平成26年度決算に基づくあわら市財政健全化判断比率等審査意見書」の1ページの表をごらんください。表、左の健全化判断比率欄の上から実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準から見て、全く問題のない状況にあります。

次に、実質公債費比率につきましては9.3%と、前年度に比べ1.2ポイントの改善となっており、早期健全化基準である25%を15.7ポイント下回るよい状況にあります。

将来負担比率につきましては41%と、前年度に比べ5.3ポイント上昇しましたが、早期健全化基準350%を大幅に下回るよい状況となっております。

今後の財政運営に当たっては、更なる健全化に向け、これらの比率を下げる努力を期待するものであります。

次に、各公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について申し上げます。

今、ごらんの意見書の2ページの表と、別冊の「財産区の資金不足比率審査意見書」の1ページの表をあわせてごらんください。公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、農業集落排水事業の4会計と芦原温泉上水道財産区水道事業会計はいずれも資金不足の状況になく、経営健全化基準から見て問題のない状況にあります。

ただ、産業団地整備事業特別会計については、未売却の工場用地を保有しているため資金不足比率が12.9%となっておりますが、経営健全化基準の20%を7.1ポイント下回っており、一応、問題のない状況にあると言えます。

この特別会計は、平成20年度に設置されて以来、資金不足が続いており、翌年度会計からの「繰り上げ充用金」をもって赤字補填をしている状態が繰り返されていることから、未売却用地の早期売却に向け一層の努力を望むものであります。

以上、健全化判断比率等の審査の概要を申し上げますが、今後あわら市の人口減少や少子高齢化が急激に進展する中で、財政収入の確保といった面や多種多様な住民ニーズに基づく施策の事業費の増大といった面で懸念があり、中長期的には、健全財政の維持や将来世代への負担増加といったことで、大きな不安を感じるところでございます。今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、更なる事務事業の合理化・効率化に徹し、財政体質の健全化を図るよう関係者の一層のご努力をお願い

申し上げ、健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。
議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） これをもって、議案第59号、平成26年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、議案第60号、平成26年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告については終結をいたします。

議長（坪田正武君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労さまでした。

（高橋憲治代表監査委員 退室）

議長（坪田正武君） 暫時休憩いたします。

（午前11時21分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時21分）

議案第61号及び議案第62号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第17、議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）、日程第18、議案第62号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）、以上の議案2件を一括議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）及び、議案第62号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出それぞれ1億3,596万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億4,046万7,000円とするものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、企画費で福井ふるさと茶屋整備支援事業補助金600万円を計上する一方で、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の平成26年度決算額の確定に伴い、事務費負担金132万4,000円、同じく情報化推進費で、電算共同利用費負担金817万9,000円を減額するほか、地域活性化推進費でスモール・ビジネス支援事業補助金550万円や、地方創生先行型交付金事業として番組放映業務委託料432万円、劇場広告業務委託料563万8,000円などをそれぞれ計上しておりま

す。

民生費では、障害者福祉費で障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金 9 9 2 万 7, 0 0 0 円、臨時福祉給付金費で臨時福祉給付金給付補助金返還金 1 6 5 万 2, 0 0 0 円、こども園費で認定こども園施設整備補助金 2, 9 7 8 万 7, 0 0 0 円などを計上するほか、生活保護扶助費で生活保護費国庫負担金返還金 2, 8 3 6 万 7, 0 0 0 円などをそれぞれ計上しております。

衛生費では、塵芥処理費で清掃センター運営費等の平成 2 6 年度実績確定に伴い、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金総額で 5 3 7 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

農林水産業費では、農業振興費で水田農業大規模化・園芸導入事業補助金 2 8 1 万 2, 0 0 0 円などを計上するほか、農地費で県単小規模土地改良工事 4 0 0 万円などをそれぞれ計上しております。

商工費では、観光費で a キューブに係る事業用備品 1 9 7 万 3, 0 0 0 円を計上するほか、観光施設費でセントピアあわらの改修に係る経費として、改修調査業務委託料 1 9 4 万 4, 0 0 0 円、改修工事 1, 2 9 6 万円などを計上しております。

教育費では、学校管理費で金津小学校アスベスト対策工事 1 7 0 万円、金津小学校暖房用備品 1 8 0 万円などを計上しております。

最後に、諸支出金では、金津雲雀ヶ丘寮基金費で指定管理者による金津雲雀ヶ丘寮の決算額の確定に伴い、余剰金積立金 1, 6 7 0 万円を計上しております。

一方、歳入につきましては、国庫支出金 1, 0 8 8 万 4, 0 0 0 円、県支出金 3, 2 2 1 万 2, 0 0 0 円、財産収入 1, 6 9 3 万 3, 0 0 0 円、寄附金 1 0 0 万円、繰越金 5, 9 0 7 万 8, 0 0 0 円、諸収入 1, 5 8 6 万 2, 0 0 0 円をそれぞれ計上しております。

続いて、議案第 6 2、平成 2 7 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的支出において、井戸の掘りかえに伴い、営業費用で水中ポンプ等の資産除却費 6 2 万 1, 0 0 0 円を計上し、営業外費用で消費税及び地方消費税 1 0 5 万 3, 0 0 0 円を減額しております。

また、収益的収入においては、水道料金 7 8 3 万円を追加計上しております。

資本的支出においては、井戸の掘りかえに係る取水設備改良費等で 3, 3 0 0 万円を計上する一方、老朽管更新に係る配水設備改良費 1, 1 0 0 万円を減額しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分損益勘定留保資金 6 2 万 1, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 5 0 万 6, 0 0 0 円、建設改良積立金 1, 8 7 8 万 4, 0 0 0 円、繰越利益剰余金処分額 1 0 8 万 9, 0 0 0 円を追加計上し、収支の調整を行っております。

以上、2 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） ただいまの一般会計の補正予算の中に、商工費で越前加賀宗教文化街道推進事業補助金50万円というのが計上されております。

この中身について、どういう事業で、いつごろどういうことが行われるのか、また予算総額は幾らなのか、その使い道は、そして主催はどこなのかについて伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 山川議員のご質問にお答えいたします。

越前加賀宗教文化街道推進事業補助金でございますが、あわら市吉崎、加賀市吉崎町にまたがる県境のこの地域では、今年4月の越前加賀県境の館のオープンを機に、地域振興イベントの開催について検討されておりましたが、広域的な取り組みということで、当初予算要求段階では具体的な企画がまとまらない状況でございました。

今般、鹿島の森伝説をモチーフにした越前加賀県境綱引きが企画されまして、あわら市、加賀市、両市に対しまして事業費の助成の要望が提出されたことから、県境にまたがる広域観光や交流、両吉崎地区の活性化をさらに促進するために、その事業費の一部を補助させていただくものでございます。

なお、事業は継続的に実施されるということで、当面3年間、市の補助に依存するとさせていただいております。その後は、自主財源で賄うものとしております。

また、事業の実施主体としましては、両市の地元住民や商工会、観光協会委員等で構成する実行委員会となります。

次に、事業の概要でございますが、越前と加賀の神様が鹿島の森をめぐる綱引きで争った伝説に基づきまして、両市の子供から大人までが綱を引き合うということで、事業規模としまして1,200人を見込んでおります。

予算でございますが、総事業費180万円として、両市の負担は応分に90万円を負担することとしております。財源の内訳としましては、市の補助金としまして50万円、残り40万円についてはイベントへの協賛金を充てるとしております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 子供から大人まで1,200人参加ということですが、これ、参加者はあわら市内に限定なんですか。または県内どこからでも募集するのか。これ、実際いつやるのか、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） お答えいたします。

参加者につきましては、一応公募というふうにお伺いしております。地域限定とは申しませんが、吉崎、加賀市の両方で公募をする形にさせていただくということでございます。

それと、開催日につきましては、10月18日というふうに聞いてございます。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 加賀市と吉崎で公募をする、なんか果たして集まるのかなという、ちょっと不安はしますが、これ、そもそもどこからこの案は出てきたのでしょうか。地元の要望として出てきたんでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長（川西範康君） 地元の自治会長さん名でご要望いただいております。

議長（坪田正武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで質疑を終わります。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第61号、議案第62号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第63号から議案第65号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第19、議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、日程第20、議案第64号、あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、日程第21、議案第65号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、以上の議案3件を一括議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてから議案第65号、あわら市手数料条例の一部を変更する条例の制定についての3議案について提案理由を申し上げます。

議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、一時的に発生または増加する業務等に従事させるため、任期を定めた職員の採用や、その給与の特例等を定めるものであります。

議案第64号、あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、国民一人一人に割り当てられる個人番号を各個人等へ通知するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」の一部が施行されることに伴い、その個人番号を含む特定個人情報について、従来の個人情報とは異なる取り扱いをする必要があるため、所要の改正を行うものであります。

主な内容としましては、個人情報の開示請求は本人または法定代理人のみであります。特定個人情報に関しては、本人の委任を受けていれば法定代理人に限定しないとされたことなどであります。

議案第65条、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、番号法の一部施行に伴い、各個人に対し個人番号の通知カードが発送され、また平成28年1月1日からは個人番号カードの発行が開始されることに伴い、それらの再交付に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

なお、個人番号カードの新規発行に係る手数料は無料となっております。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例について何点が質問をいたします。

この条例は、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例について必要な事項を定めるものですが、この特定任期付職員の給与表を見ると、37万円、41万8,000円、47万円、53万1,000円と高い金額が設定されています。確かに期限付きの採用のため、ある程度高くなるのは仕方ないとは思いますが、最低金額がいきなり37万円からスタートする特定任期付職員とは、どのような人、職種、あるいは経験者の方を言うのでしょうか。

また、これは毎年昇給するのでしょうか。

3点目、外部での経験年数も正職員の勤労年数と同様に計算されるのでしょうか。

また、今回、国体事務等にかかわる任期付職員を採用するための試験事務委託料が上程されていますが、国体の事務に5名必要な理由は何でしょうか。

以上、4点について質問をいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

特定任期付職員でございますが、今議会で提案させていただいております、あわら市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条第1項の規定により、任期を定

めて採用された職員、すなわち高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者で、この条例により採用された職員を言います。また、高度の専門的な知識、経験または優れた識見を有する者とは、具体的には弁護士、公認会計士や民間で活躍し、広く社会的にも高く評価される実績を上げ、創造性と先見性を有すると認められる方々を言います。

次に、任期付職員の昇給についてのお尋ねでございますが、特定任期付職員は今ほど申し上げましたように、あくまでもその有する知識、経験等によって採用を行いますので、昇給はございませんし、経験年数で金額が変わることもございません。

一方、特定任期付職員以外の任期付職員については、任期が限られていることを除けば、一般職の職員と同じ扱いになるもので、昇給はございますし、採用に当たりましては、前歴を考慮した給料となります。

最後に、今回は5名採用となっておりますが、全員国体事務にかかわるのかと、その理由はとのご質問でございますが、5名というのは、現段階ではあくまでも見込みのものでございます。国体推進課に配属する者や、そこへ配属がえとなった職員の補充のために採用することなどを考えてございます。

市におきましては、来年度以降、国体事務のほか、北陸新幹線関連事業などの一時的に増加する事務にも対応できるよう、一定期間について職員増を可能にするためにこの条例を整備するものでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 今ほど部長からお答えをいただきましたが、任期付職員の場合、昇給はないと。退職金はあるのでしょうか。

それと、採用に当たって民間で活躍されると言われました。これから職員採用とは別に任期付職員の採用もあると。例えば、先ほどおっしゃったように、観光事業でいえば新幹線関連で3年という期限をつけて、任期付職員の採用もあるということでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

退職金についてのお尋ねでございますが、退職金につきましては、条例の中でですね、第4条にですね、短時間勤務職員の任期付職員がでございます。これにつきましては、退職金はございません。そのほかのですね、特定任期付職員、また一般の任期付職員につきましては、退職金の支給は行います。

また、任期付職員の採用でございますが、先ほど私がお答えしましたように、今後の事務によりましては、さらに採用を検討するというようなことになろうかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長(坪田正武君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) これで質疑を終わります。

議長(坪田正武君) ただいま議題となっております議案第63号から議案第65号までの3議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第66号及び議案第67号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(坪田正武君) 日程第22、議案第66号、市道路線の認定について、日程第23、議案第67号、市道路線の変更について、以上の議案2件を一括議題といたします。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第66号、市道路線の認定について及び議案第67号、市道路線の変更についての提案理由を申し上げます。

議案第66号、市道路線の認定については、市道105号線及び瓜生石塚線として市道認定されている道路が、道路改良事業に伴う議案第67号、市道路線の変更についてにより、現路線の一部が市道路線から外れてしまうため、新たに市道1143号線及び市道387号線として認定するものであります。

なお、市道105号線の路線変更につきましては、道路改良事業の実施に伴う変更として、議案第67号、市道路線の変更についてとして上程いたしておりますが、市道瓜生石塚線につきましては、始点、終点及び主要通過点に変更が生じないため、道路法第10条第3項の規定による議決の必要はないものであります。いずれの路線も、市において管理すべき市道と認められるものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(坪田正武君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(坪田正武君) 質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 質疑なしと認めます。

議長(坪田正武君) ただいま議題となっております議案第66号及び議案第67号の2議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託いたします。

議案第68号の上程・提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(坪田正武君) 日程第24、議案第68号、姉妹都市の提携についてを議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第68号、姉妹都市の提携についての提案理由を申し上げます。

本案は、初代福井藩主結城秀康の重臣の1人であった多賀谷左近三経公を機縁として、茨城県下妻市と友好を深め、観光や文化をはじめ幅広い分野において交流を推進し、相互に発展していくことを目的として、姉妹都市の提携を行うものであります。

以上、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております議案第68号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、姉妹都市の提携については、原案のとおり可決されました。

請願第6号及び請願第7号、陳情第2号の一括上程・委員会付託

議長（坪田正武君） 日程第25、請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願、日程第26、請願第7号、TPP交渉に関する請願、日程第27、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、以上の請願2件と陳情1件は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

発議第4号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第28、発議第4号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

議長（坪田正武君） 上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 14番、向山信博君。

14番（向山信博君） 議長のご指名がありましたので、発議第4号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、趣旨説明を申し上げます。

標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本規則の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、近年の男女共同参画の状況に鑑み、本市議会においても、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議規則中、会議及び委員会への欠席の届けに関する規定の一部を改正するものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、規則案についてにつきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これから討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより発議第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、発議第4号、あわら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり可決されました。

散会の宣言

議長（坪田正武君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
なお、9月7日は午前9時30分から会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。

（午前11時50分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成27年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第79回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成27年9月7日(月)

午前9時30分開議

1.開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(散 会)

出席議員（17名）

1番	仁佐一三	2番	山本篤
3番	平野時夫	4番	毛利純雄
5番	吉田太一	6番	森之嗣
7番	杉本隆洋	8番	山田重喜
9番	三上薫	10番	八木秀雄
11番	笹原幸信	12番	山川知一郎
14番	向山信博	15番	坪田正武
16番	卯目ひろみ	17番	山川豊
18番	杉田剛		

欠席議員（1名）

13番 北島登

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	大代紀夫	総務部長	嶋屋昭則
財政部長	佐藤雅美	市民福祉部長	城戸橋政雄
経済産業部長	川西範康	土木部長	堀江与史朗
教育部長	道官吉一	会計管理者	久嶋一廣
市民福祉部理事	塚田倫一	土木部理事	長谷川義則
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	長谷川まゆみ	補	佐宮川利秀
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（坪田正武君） これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、16名であります。

北島 登君は、欠席の届け出が、杉田 剛君は遅刻の届け出が出ておりますので、これを許可しております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、卯目ひろみ君、17番、山川 豊君の両名を指名します。

一般質問

議長（坪田正武君） 日程第2、これより一般質問を行います。

森 之嗣君

議長（坪田正武君） 一般質問は通告順に従い、6番、森 之嗣君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

6番（森 之嗣君） 通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、芦原温泉駅周辺のまちづくりと新幹線駅についてお伺いをしたいと思います。

今年3月に北陸新幹線長野 金沢間が開業して以来、石川県や富山県には多くの観光客が訪れ、兼六園や輪島朝市など、主要な観光スポットでは、軒並み入り込み客数を伸ばしているということです。

一方、我が福井県においても、金沢と福井を結ぶ北陸新幹線の連絡特急「ダイナスター」が運行され、乗りかえは必要なものの、関東甲信越から福井県へのアクセス事情は格段によくなりました。そのため永平寺や東尋坊、恐竜博物館、そしてあわら温泉など、いずれのポイントも観光客は前年を上回っていると聞いております。こうした観光客を乗せた列車が、福井県に入って初めて停車する駅が芦原温泉駅であります。

市では、福井県の北の玄関口となる芦原温泉駅周辺の整備のため、社会資本整備総合交付金事業や、福井県のふるさと創造プロジェクトを活用した金津本陣にぎわいづくりプロジェクトを進めながら、駅周辺のにぎわいづくりに現在努めているところでございます。

特に、金津本陣にぎわいづくりプロジェクトでは、aキューブやポケットパークを整備したほか、今年度は金津神社周辺の道路修景なども計画しているようで、少しずつではありますが、北の玄関口にふさわしい町の顔が見えてきたように思います。

ただ、このプロジェクトのもととなる、ふるさと創造プロジェクトは今年度、つまり平成27年度をもって事業が終了することです。少しずつ町の顔が見えてきたといっても、温泉街に比べ、駅周辺のにぎわいづくりはまだ緒についたばかりです。市民でつくるプラットホーム会議とともに歩み始めたまちづくりの気運も、ここで途絶えさせるわけにはいきません。平成34年度の新幹線の県内延伸に向けて、芦原温泉駅周辺の更なる整備、更なるにぎわいづくりについて、どう考えているのか、お聞かせください。

一方、先日、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が公表した新幹線芦原温泉駅の概要は、今まで私たちがイメージをしてきたものとは大きく異なっておりました。線路の高さが地上約15m、駅舎の高さは約25mになるという新駅は、7階から8階建てのビルに相当することです。これにより駅周辺の景色は一変するものと思います。

また、並行在来線の駅となる現駅、そのまま使用されるかどうかはまだ定かではございませんが、その現駅とも高低差が生じ、その接続についても十分検討する必要があります。

ただ、多くの市民が、こうした現状を認識しているとは思えません。駅舎の形状は、駅周辺のランドデザインにも大きく影響してきます。最終的な形状は、機構が決定することですが、これに対し、市として積極的にかかわっていく姿勢を示すことが重要であると思います。そのためには、早急に案を作成し、市民にわかりやすく、これを説明していく必要があるのではないのでしょうか。場合によっては鳥瞰図、言いかえるならイメージパーツなどを用いることも必要だと思います。新幹線芦原温泉駅と周辺のランドデザインについてどう考えているのかをお聞かせください。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 森議員のご質問にお答えをいたします。

現在、JR芦原温泉駅周辺地域において、二つの事業を展開しています。

一つは、広域交通ターミナル機能の強化に向けた「芦原温泉駅周辺整備事業」で、もう一つは、駅周辺におけるにぎわいづくりを図るための「金津本陣にぎわいづくりプロジェクト」であります。

駅周辺整備については、平成18年3月に策定された「芦原温泉駅周辺整備基本計画」に基づき、これまでに東西駐車場、西口アクセス道路の一部、にぎわい交流広場等の整備を進め、現在は西口広場の実施設計を進めているところであります。

これまでは、駅の西側を主に事業を進めて参りましたが、今後は、東口についても新幹線開業に向け、広場やアクセス道路を中心に整備を進めていきたいと考えております。

また、駅周辺のにぎわいづくりについては、県のふるさと創造プロジェクト事業を活用した「金津本陣にぎわいづくりプロジェクト」として、これまでに、にぎわい交流館をはじめとしたソフト及びハード事業を展開して参りました。

議員ご指摘のとおり、この事業は本年度で終了いたしますが、来年度以降、新たな制度を創設し、事業が継続されるよう、先日、知事要望として県に提出したところであり、引き続き駅周辺のにぎわいづくりに努めて参りたいと考えております。

次に、新幹線芦原温泉駅と周辺のランドデザインについてであります。新幹線駅舎については、事業主体の鉄道・運輸機構が設計、施工することとなります。現在は、高架橋等の土木工事を設計中で、駅舎等の建築設計は平成29年度以降と聞いております。

市としましては、それまでに委員会などでデザインコンセプトの検討を行い、あわら市としての思いを機構に積極的に提言することで、芦原温泉駅にふさわしいデザインとなるよう要請していきたいと考えております。

なお、現時点では具体化したものではありませんが、これまでに建設された駅舎の中には、将来の新幹線芦原温泉駅と類似するものがあります。その一つが、糸魚川駅で、立地している都市の規模、在来線駅との併設、駅の近くに跨線橋があることに加え、従来の駅広場と反対側に新幹線駅が整備されたことなど、多くの点で参考になると思っております。

また、駅周辺のランドデザインですが、駅周辺整備の基本方針としている「芦原温泉駅周辺整備基本計画」の策定から約10年が経過しているため、この間の新幹線計画の変更や事業実施に当たっての整合性を確保する必要があることから、基本計画の一部を、来年度を目途に改定する予定としております。改定に当たっては、委員会等を設置し、その中で福井県の北の玄関口にふさわしい駅周辺のランドデザインを検討するとともに、市民の皆様にも、将来の駅周辺整備のイメージが湧くような資料もあわせて作成して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

6番（森 之嗣君） ただいま市長からご答弁をいただきました。今後の流れについては大体理解ができたと思えます。

それから、駅周辺のにぎわいづくりについては、引き続き進めていくという答弁をいただきました。ただ、こうしたプロジェクトの実施に当たっては、国や県の支援も必要だと思いますけども、市民の参画も大変重要なものだと思います。金津本陣プラットホーム会議などとの連携も、是非続けていくべきだと思いますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

もう一点は、新幹線駅舎のデザインや設計については、平成29年度以降に鉄道・運輸機構が行うということですが、市としても積極的にこれにかかわっていくという答弁をいただきました。大変安心いたしました。それと期待もしております。ただ、鉄道・運輸機構に提言をし、市の考えをデザインに生かすためには、今ほど答弁をいただきました芦原温泉駅周辺整備基本計画が、これがもとになるんだろうと思います。

ただいまの答弁では、その整備基本計画については、来年度改定を行うということでございましたが、こちらの方も市民の意見を反映させる必要があると思います。計画策定の委員会に市民の委員を置くことはもちろんのこと、基本計画の素案をパブリックコメントにかけることも視野に入れる必要があると思いますが、いかがでしょうか。基本計画に市民の意見をどう反映させていくか、お聞かせいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) それではお答えします。

県の支援を受けて取り組んでいる金津本陣にぎわいづくりプロジェクトは本年度で終了いたしますが、駅周辺のにぎわいづくりについては終着点があるわけではなく、これからも引き続き取り組んでいく必要があります。

にぎわいづくりを進めるためには、特にソフトの部分や地域に密着した取り組みが必要であり、これからも市民の方で構成されている金津本陣まちづくりプラットフォームの方々を中心にご協力をいただくことになると思います。

また、一部改定を予定している平成18年策定の芦原温泉駅周辺整備基本計画ですが、芦原温泉駅が福井の北の玄関口になることから、広域的な観点も踏まえ、学識経験者をはじめ各種団体や関係行政機関、交通事業者に加え、一般市民の方にも参画をいただき、作業を進めていきたいと考えております。

また、初期の段階から市民の皆様の意見を反映させるため、ホームページや広報誌を活用しながら策定状況の開示を進めるとともに、パブリックコメントの手続きもとりながら、幅広い意見聴取に努めて参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 6番、森 之嗣君。

6番(森 之嗣君) 今、ご答弁いただきました内容を聞いておりますと、大変前向きのように思います。ただ、このスケジュールというんですか、7年後の県内延伸を考えると、非常に時間的に余裕がないなという思いがします。これは私だけでなしに、市民全体がそういうふうな気持ちでいるんじゃないかなと思いますので、是非スピードアップしていただいて、早目早目に手を打っていただきたいなと思います。

それと、市民から出されるさまざまな意見を調整するというのは、大変時間のか

かることだと思えますし、それからご苦労がいろいろあることだと思えますが、市としては、実効性のある計画の立案とともに、地域のにぎわい創出を担う市民の意識を盛り上げていく工夫も求められていると思えます。多くの人に受け入れられるグランドデザインとするため、是非、意見の取り組みに積極的に努められるよう強く要望しておきたいと思えます。

さて、与党における北陸新幹線の福井先行開業の検討もいろいろ大詰めを迎えてきたようですが、私も期待を持ってその議論の行方を見守っているところです。しかし、先行開業の有無にかかわらず、ここで忘れてならないのは、新幹線開業と同時にJRから経営分離される並行在来線のことです。

前回の議会報告会でも、第三セクターの運営についていろいろ質問をされました。心配をされております。県や市町、関係機関が構成する第三セクターによる運営が市民からよく質問されるのは、不安に思っておられるのは、不便になるんじゃないかとか、運賃が高くなるんじゃないかなという声でございます。並行在来線に関する協議はまだまだこれからだと思えますが、ダイヤや運賃などにおいて市民の利便性を損なうことのないように、また第三セクターの運営などにおいて、市の負担が過大にならないように協議に臨んでいただきたいと、そんなふうに思っております。

以上、第三セクターの運営に関する意見と要望を最後に申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

終わります。

山本 篤君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、2番、山本 篤君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 通告順に従いまして、2番、山本 篤、一般質問をさせていただきます。

最初に、東京圏高齢化危機回避戦略についてお伺いいたします。

去る6月4日、日本創生会議「首都圏問題検討分科会」が提言をまとめられ公表されました。首都圏に住む高齢者の移住計画とも言われるものであります。これは、今後急速に膨らむ高齢者の介護・医療にどう応えていくかという点からの発想ですが、その地方移住に対し、26道府県、41の地域において、医療・介護の受け入れ態勢に余裕があるということで、このあわら市も含まれておりました。これはある意味、あわら市を含めたこの地域の福祉行政へ、高い評価を得られたと言っても過言ではないと思われませんが、このような提言が出された市長としてのご意見を伺いたいと思えます。

自分としては、この高齢者移住計画は今後10年先を見据えた「あわら市」の人口減少対策にも通じる、極めてありがたい提言ではないかと期待してはおります。

現在、人口減少対策本部を核として、いろいろ政策をお考えのことと思われる。高齢者の移住が行われなくても、このままあわら市自体の高齢化が進んでいくことになりませんが、10年先、あわら市の高齢者数の予想はされているのでしょうか。そして、高齢者が増えることによる問題点はどのようなのでしょうか。また、膨らんでいる国民健康保険や介護保険などによって、財源を圧迫していくであろう問題点をどう捉えられているのか、お聞きしたいと思います。

日本創生会議では、この10年間に全国で75歳以上の後期高齢者が533万人増加すると予想されています。その3分の1に当たる175万人が首都圏であります。この点から見ても、首都圏での医療介護施設や養護老人ホームの不足が懸念されるわけですが、実はその施設を補うために新たな施設を建設したとしても、そのための介護職や医療従事者の不足が大変不安で懸念が大きいと言われております。つまり、地方からその人数を補うことになれば、今度は地方の介護職や医療従事者の不足の発生が起こり得るわけです。かつての高度経済成長の時代のように、地方から首都圏への人口移動が行われては、まさに地方消滅となってしまいます。そして、今ここに住む私たちの介護や医療に対して、十分な供給が行われなくなることには問題点があると思います。

このように、人口減少で悩む地方自治体の一つとして、この「高齢者の移住計画」に、ある意味、期待を持ってもいいのかなと考える次第です。しかしながら、現状のままでこの移住計画が行われては、地方自治体としては納得がいかないのも事実だと思います。地方自治体として、今こそ国に対し、いろいろな問題点を除去すべき政策を期待すべきなのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

高齢者の移住政策を行うのであれば、地方自治体としてどのような政策を講じてもらいたいかということです。国からの支援・補助金等を含め、恒久的な政策を講じてもらえることが、日本国の未来を変える、一地方自治体としての立場ではないかと考えるのであります。考えられる「医療給付・介護給付」の増加に対しても、「住所地特例の見直し」の問題を含め、どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

あわら市のすばらしいところは、古きよき時代の日本の田園風景をはじめ、山があり川があり、そして海があり、幾つものすばらしい自然があるところだと認識しております。そして、おいしい食の文化と、疲れた体を癒す「温泉」が加わると、ビルとコンクリートに包まれた都会に住む人にとっては、素敵な移住先になる素質が充分あると思います。

3年前倒して「北陸新幹線福井駅延伸」が建設されるとなった今、首都圏に住む40代、50代を中心に、「定年後はあわら市で！」というキャッチフレーズで売り込むことも必要ではないかと思えます。移住の理念に共鳴し、セカンドライフを充実させたいという都会人は、これからますます増加すると思えます。高速交通網の発達により、マルチハビテーション制度の充実も必要かと思えます。つまり、首都圏を中心に、あわら市と二つの生活拠点を持ってもらう制度の充実です。「平日と週末」、「日常と非日常」など、総務省が進める地方の過疎化対策の一つですが、人

口流出や高齢化の進む地域の再生のために、都市生活者の地方への半定住を促進する制度を、これからは取り入れることが必要だと思えます。首都圏で一軒家を持ってなくて暮らしている人のためにも、「定年後はあわら市でマイホームを！」そういう政策もよいかもかもしれません。「お試し移住」を進める政策もよいかもかもしれません。

今回、「高齢者移住計画」に端を発し、人口減少対策を真剣に考える時期が、今来ていると思えます。元気な高齢者を生み出すという政策をあわら市でも取り組んでいます。首都圏からの「高齢者移住」によって、その方々からの経験や知識をもう一度社会に還元してもらい、地元住民と一緒に市を支えてもらう仕組みも考えながら、独創性のある政策を考えるべきだと感じます。村部と中心市街地を結ぶ交通の問題、地域コミュニティの問題、このようないろいろな問題を一つずつクリアしていくことが、首都圏からの移住先に選ばれるのではないかと思います。それによって、高齢者のみならず、若年層の移住も期待できるのではないかと思います。人口減少対策に絡み、これからの進め方について、市長のご意見をお聞きしたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山本議員のご質問にお答えいたします。

政府は、昨年末に発表した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、首都圏高齢者の地方への移住を促進することを明らかにしました。その具体策として、米国で2,000カ所以上存在するといわれるCCRC、これは、「都会の高齢者が地方に移り住み、継続的なケアを受けられる環境下で自立した社会生活を送ることができる共同体」のことでありますが、このCCRCをモデルとした「日本版CCRC」の導入を進めるとしています。

こうした中、本年6月4日に日本創生会議・首都圏問題検討分科会が「東京圏高齢化危機回避戦略」を発表しました。これは、介護や医療施設に余裕があり、首都圏の高齢者の受け入れ能力のある圏域として、福井・坂井地区を含む全国41カ所を、その余裕度とともに具体的に示したもので、マスコミにも大きく取り上げられました。候補地となった自治体では、歓迎を表明するものや異論を唱えるものがあるようですが、実状は困惑を深めている地域が多数を占めているのではないかと推察しているところです。

そこで、私がこの提言をどのように評価しているかについて、概括的に申し上げます。

まず、移住先の候補地として福井・坂井地区が選ばれたことにつきましては、介護や医療体制が充実し、市民が安心して暮らすことができる地域として、高い評価を受けたものであり、この点については喜ばしいものと言えます。しかしながら、高齢者の移住を主眼としていることにつきましては、首都圏における高齢者問題が、危機的な状況を迎えるであろうことに対応するためのものであること、また地方が抱える人口減少問題に対しては、直ちに効果が発揮されるものであることは十分に

理解できるのですが、現時点では、疑問を呈さざるを得ないものと考えております。

それは、移住を受け入れた自治体において、医療保険や介護保険の給付費が増加するであろうことにどのように対処するのか、また移住者が満足して暮らすことができる住まいをどのように確保するのか、さらには、この施策が一過性のものに終わらず、永続的に実施されるのかといった疑問があるからです。そして、何よりも、高齢者のみを地方に移住させるということに対し、例えようなない不自然さを覚え、理解はできるものの、共感できるとは言いがたいものであると考えております。

次に、高齢者人口の予測についてであります。本年3月末の住民基本台帳を基にした本市における高齢者は8,734人で、人口に占める高齢化率は29.8%となっております。これが10年後の2025年には、国勢調査をもとにした「社会保障・人口問題研究所」の推計によれば、9,296人、36.0%になると予測されており、人口が減少する中であって、高齢者の人口は増え続けるものと思われま

す。こうした状況によって生じる諸問題をどのように捉えているかとのことではありますが、本来、高齢者が増えるということは、医療や福祉が充実した高福祉社会のあかしといえ、喜ばしいことでもあります。ただし、高齢になりますと、身体的機能の衰えから医療や介護サービスを利用することが多くなることから、高齢者の増加は、必然的に医療保険や介護保険における給付費の増加につながり、これによる財政負担の急増が大きな課題になるものと捉えております。同時に、地域社会における高齢者の生活支援や介護予防・認知症対策、すなわち、共助や公助に頼らない「互助による高齢者対策」をどのように進めていくのかも、今後の大きな課題になってくるものと考えております。

続いて、高齢者の移住政策が進められた場合、受け入れ先の自治体の医療費や介護給付費が増大するという懸念に対し、国にどのような支援策を求めるかということについてであります。最初に申し上げた今回の提言に対する思いは別として、次のように考えております。

ご存じのとおり、介護保険には、「住所地特例」という制度があります。これは、被保険者が他市町村の介護施設等に入所した場合、そこに住所を移しても、従前に住んでいた市町村が引き続き保険者となる仕組みです。これは、介護施設が多く所在する市町村への給付費負担の偏りを防ぐために設けられたものであり、国民健康保険や後期高齢者医療制度にも取り入れられています。

今後、国が地方への移住政策を進めるに際して必ず障害となるのが、この住所地の問題です。移住者が一般住宅に居住してから時間が経過し、その後介護施設に入所した場合はどのように扱うのかということも、大きな焦点になって参ります。

このことについて、国は本年7月に開催した「日本版CCRCに関する地方との意見交換会」において、地方側から出された一般住宅への適用拡大の提案に対し、一般住宅にまで拡大することは、保険者間で負担の押しつけ合いとなりかねず、介護保険制度の財政運営の安定性を揺るがすおそれがあること、また、高齢者が何度

か移住先を変えたときは、それを追いつけることができるのかといった実務的な課題を指摘し、否定的な考えを示しています。

一方で、高齢者の一般住宅への移住による介護給付費増加への対応として、第7期の介護保険事業が始まる平成30年度に向け、財政調整交付金の配分方法を見直し、高齢者人口に応じてきめ細かく配分できる仕組みに見直すことを検討するとしています。

市といたしましては、今後の国における制度づくりの動向を注視しつつ、受け入れた自治体が財政的な負担を強いられることがないように、また積極的な国の支援が受けられるよう働きかけていくことが重要であると考えております。

最後に、高齢者のみならず、若年層の移住に向けた取り組みについてであります。先ほど高齢者のみを地方に移住させることに対して、例えようのない不自然さを覚えると申し上げたのは、現在、国が推し進めている地方創生には、地方における人口減少と東京一極集中といった問題の解決に、地方再生というテーマが加えられて成り立っていると考えからです。

その呼び水となったのは、同じく日本創生会議が発表した「消滅可能性都市」であり、人口の再生産力を中心的に担う若年層をいかに維持し、増加させるかが焦点となっています。このため、現在、策定中の本市における地方版総合戦略「あわら市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の大きな柱として、都市圏からの移住促進を位置づけておりますが、若年層の移住に向けた取り組みは、市の将来を見据えた場合、特に重要であると考えております。

なお、若年層の移住を促すためには、働く場所があること、住む場所があること、高度な行政サービスが提供されること、生活環境が充実していることなどが挙げられますが、これらに係る施策とあわせて日本版CCRCへの取り組みにつきましても、10月末までを目安に策定を進めている総合戦略におきまして、その方向性をお示しできるよう取り組んで参りたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 確かに、現在の介護保険では、とても納得がいく政策ではないと思いますが、今後、介護保険制度、医療保険制度などの改革を行うよう積極的な要望を国に行い、それが実現し高齢者の移住政策が進むのであれば、自分としては積極的に高齢者の移住を進めるべきと考えております。

特に後期高齢者になるまでの、つまり定年後すぐの元気な高齢者の移住が多くなることによって、新たな産業も生まれ、若者の働く場も生まれてくるのではないかと思うからです。この点について、市長はどうお考えでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 今ほど議論になりました介護保険における住所地特例というものが実現をしたと仮定して、しかしながらですね、それだけでは済みませんで、保

険の方の住所地特例等も必要なわけでありませう。なおかつですね、私がもう一つ不自然さを感じますのは、戦後の集団就職が非常に典型的な例でありますけども、日本の高度経済成長を支えたのは地方の労働力です、若い労働力です。それで中央が栄えてきたわけでありませうけども、それが進んでですね、今度は東京を中心とした首都圏が極めて高い高齢化率になりそうだと、大変だということは以前からわかっていたわけでありませうけども、そして高齢化が進んだときにですね、今度は地方に老人を返すといひますか、そういうことの国のありようというものに対しても、私はちょっと不自然さを感じております。

いろんな見方はできると思ひますけれども、現在でも、今特に福井県で問題になっておりますのは、小学校、中学校、高校までですね、非常に多くの税金等も投じながら若者を育て上げていますけども、そのうち首都圏なり、都会に行ってですね、戻ってくるのは非常に少ない。そうしますと、それまでに福井県を中心とした地方が負担してきた税金といひますか、負担がですね、これは残念な結果になっているということが一つ、課題になって挙げられております。

そうやって多くのお金をかけて育て上げた青年を都会に行ってですね、そしてお年寄りだけが帰ってくるという、このことに対する財政的な、極めてこれはドライな言い方ですけども、財政的なアンバランスを考えてもですね、私は住所地特例だけで済むものではないというふうに思っております。それが一つあります。

それともう一つ、今お年寄りが来た場合に、いろんなビジネスが逆に生じるのではないかというふうに今言われました。確かにそういうものはあるかと思ひます。例えば、お年寄りが多くあわら市に移住をされてきた場合にですね、その介護に関するビジネスが生じるわけですが、一つの例として。確かにそれは言えると思ひますけれども、私、この問題の根本はですね、介護サービス、介護報酬の問題だと思っております。今現在でも、じゃ、福井県の介護力が十分かといへば、必ずしもそうではないわけなんです。そういう状況の中で、なおかつ、その国の政策誘導によって高齢者が増えた場合に、これはそもそも介護報酬をどうするのかということですね、現在でも問題になっていることを、まだ国は解決していないわけなんです。そういう中で、私はそう簡単に結論といひますか、判断できるものではないなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 確かに、平成9年に制定された介護保険法、介護報酬も含めて、いろいろ問題点はあるかと思ひます。今後ですね、日本の社会保険制度自体が、国がいろいろ対策を講じていくと期待はしております。それによつてですね、私は日本の中の一つの地域、まあ、例え方で言ひますと、日本というジグソーパズルの中の一つのピースが、私はあわら市だと思っておりますので、その中であわら市ができることをどう考えるかということだと思ひます。介護保険、介護報酬の問題も含めてですね、改善していただくように、国に本当に切に要望しなければいけないと

と思いますが、この問題、実は違う方からも私は考えております。

以前、越前加賀宗教文化街道～祈りの道～構想で、市長はですね、首都圏の団塊の世代をターゲットにした死生観というものを市長は着眼しておられました。自分も、その着眼点に共鳴するものでありますが、この観点から、定年後の移住先にあわら市を選んでもらう政策を推し進めていくことについてのお考えはいかがでしょうか。

また、それによってですね、移住してきた方々の家族やお友達がですね、このあわら市を訪れてくれるきっかけとなるのではないかと。そして、観光に訪れる人も拡大するのではないかと期待するのですが、どうお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 大変おもしろいご提案をいただいたと思いますが、今この死生観ということに触れましたのは、あわら市、坂井市、勝山市、永平寺町、そしてお隣、加賀市とですね、広域観光行政でタイアップいたしまして、越前加賀宗教文化街道協議会と、別名、祈りの道協議会というものを立ち上げました。このときに観光政策の一つとしてですね、主に首都圏を中心とした、いわゆる団塊の世代がいよいよ高齢者の仲間入りをしてきましたので、この辺をターゲットにした、例えば新しい旅行商品というようなものがないかというようなことで立案をしたわけがあります。その中に、団塊の世代は、昔は非常に学生運動とかですね、政治的にも熱い世代であったわけですが、そういう人たちが高齢化になっていよいよ死生観みたいなものを感じる年代なのではなからうか。したがって、そこにちょっと焦点を当てたですね、施策を今やろうというふうになったわけですが、これはですね、あくまでも観光政策上の一つの付加価値といいますか、目玉といいますか、そういうことで取り上げたわけなんです。これをですね、いわゆる高齢者の移住の一つの核にできないかというご提言は大変おもしろいとは思いますが、ちょっとこれはシステム上もやや難しいだろうと思いますし、本当に人間の心のありようとして、そういうことができるのかなという、ちょっとやっぱり現実的に考えますと、そういう疑問を抱かざるを得ないなと思っております。

例えばですね、議員のお住まいの吉崎もそうですね、いわゆる宗教施設あるいは宗教文化というものが集積している場所はですね、何百年も前からあるわけなんです、ずっと。本当にその死生観というもので地方に行きたいと、行ってみようという気持ちになるのであれば、もう既に何百年も前からですね、例えばお寺さんがあるところには、大体人が集まっているということが傾向としてあらわれているんだろうと思います。なかなか人の人生設計だとか、移住というのは大変なことでありますから、人の心のありようまでですね、なかなかその死生観というような、観光政策で考え出した一つのアイデアがですね、妥当するとはちょっとなかなか思えないなというふうに思っております。

議長(坪田正武君) ちょっと、今ほど電話のバイブ音が聞こえておりました。議場

の持ち込みは禁止でございますが、とりあえず今は回収できませんので、電源を切っておいてください。

会議を再開します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 確かに、人の死生観はそれぞれいろいろ考え方がございますので、なかなか難しいと思います。

昨年9月に設置されました人口減少対策推進本部が、まち・ひと・しごと創生推進本部の推進ワーキンググループに移管され、いろいろ検討されていることと思いますが、現在マルチハビテーション制度の取り入れというのは考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) これも都会からですね、地方に人を移住させるための一つの方策として、いろんな施策が行われつつあると思います。マルチハビテーションというのは、これもいろいろなパターンがあると思うんですけども、都会にも一つ住所を有して、地方にも有しているとかですね、あるいは首都圏の中心地とですね、少し郊外に分けて、両方住所を持っているだとか、あるいは平日と週末で住み分けるというような、そういう生活スタイルのことをマルチハビテーションと言っているわけなんですけども、一つ県内のある自治体でも、もう既に始めておりますし、要はお試し移住といえますか、そういう形として私はあり得るのかなと思っております。

地方への移住促進というのは、いつも申し上げておりますけども、一つや二つの施策でですね、がんと効果が上がるというのはそんなにないと思います。やはり基本的には、その町その町の総合的な魅力度を高めることだろうと思っておりますけども、そのきっかけになるためには、実際このあわら市なら、あわら市を見ていただく、体験していただくということが大事でありますので、今ご指摘のようなマルチハビテーションというようなこともですね、あり得るのかなと思っております。それは、今後の推進本部の方でもまた取りまとめていきますので、その中で検討させていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 高齢者移住政策というのは大変難しゅうございます。第1の問題点となるのは、先ほど市長もおっしゃっていましたようにですね、介護保険制度の問題がそうだと思います。ただ、自分としては介護保険制度ができたのは、その家族のためにあると私は理解しております。

その中でですね、年をとっても自分の意思で住むところが決められるのであれば、自分の生き方が全うできるような制度であってほしい、そうなるよう国に希望する

ものであります。それによって、高齢者が独自の判断で移住先を考える時代が近い将来、必ずやってくると思っております。そのためにも、いち早く、このあわら市を最後の居住地と認めていただけるような政策が大変必要ではないかと感じておるのです。住環境や子育て環境、自然環境を改善し、オリジナリティーあふれるあわら市をつくり上げることです。

市長の唱えていらっしゃるH E E C E構想は、まさにその政策だと理解しておりますが、その進み具合はまだまだ遅く、市民への理解度、認知度も低く、なおかつ一貫性がなく理解しがたい点多々あります。あわら市内でも、市街地と村部における地域格差の現状を考え直し、公共交通機関の整備や、きめ細かい福祉政策の実現、道路や公共施設のバリアフリー化など、先を見据えたインフラ整備にいま一度注視して実行していただくことで、今住んでいる私たちが喜ぶ町になると思います。それによって、移住したくなる魅力あるあわら市になると思っておりますので、今後ますますこの事業を重視していくことを切に要望して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。

地域消費喚起型交付金事業についてご質問いたします。

去る7月1日に、「あわら・わくわく・プレミアム付商品券」が発行されました。発行総額は2億3,900万円、プレミアム率は20%、福井県分がプラスされたものは30%のプレミアム率となり、すごくお得感のあるものだと思います。

以前、2009年、2011年などにも、このような国の政策によって商品券がつくられ、消費拡大に一役を買ったという自治体もありました。今回も各地で、このような商品券の発行が行われ、発売初日に長い列をつくる購入希望者により、混乱を招いた市町村もあったみたいですが、当あわら市において予約販売、さらに売れ残りの当日販売、どれぐらいの販売がなされたのか、お聞きしたいと思います。

周知徹底がうまくいかず、1人2セットまでという限定での予約販売が売れ残ったため、1人5セットまでの当日販売を行った結果、販売日の7月26日には、早朝から人が並び始め、買えなかった人もいたということです。

この国の交付金を使った事業は、「国が交付金事業を決めてから、自治体が行動するまでに時間がなかった」と指摘する人もいます。確かに、制度設計に与えられた時間が少なかったとは思われますが、この事業に対して、細かい点でいろいろ問題点が多いような気がします。

まず、あわら市としての独自性が得られなかったこと。そして、利用できる取扱店が少ないこと。また、1,000円券の発行で、しかもおつりが出ないということで利用しにくいという点もあります。このようなことは、以前も言われていたことだと思いますが、前回の発行の教訓が果たして生かされたのかどうか、是非お聞きしたいと思います。

前回の商品券の使いづらさを知っている人は、今回購入しなかったのではと懸念されるところですが、「国による地方商店街の保護政策」と捉えると、あわら市商工

会に任せた今回の発行は、本当に商店街の活性化につながるのか疑問でなりません。商工会に加入していながら、プレミアム商品券の使えない商店が幾つもある。また、これを契機として、各商店の努力が余り見られなかったことが残念でなりません。

それとともに、商工会員も年々減少傾向にあるとお聞きしております。それゆえ今回を契機に、商工会員の増加に努める活動や努力、商工会員でなくても、プレミアム商品券の使える店舗を増やす努力をしていたのかどうか、全く疑問だらけでございます。今回の「国のバラマキ政策」とも呼べるプレミアム商品券発行に際し、市長のご意見をお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

「あわら・わくわく・プレミアム付商品券」は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用したもので、その取り扱いは、あわら市商工会に委託しております。

販売方法としましては、多子世帯や母子世帯等を対象とした優先販売のほか、1次販売及び2次販売の三つの方式により実施いたしましたところ です。

まず、多子世帯等を対象とした優先販売では、対象となる518世帯に案内通知及びクーポン券を送付し、購入を希望した244世帯に対して、1世帯1万2,000円分の商品券を8,000円で販売いたしました。

続いて行いました1次販売では予約制を採用し、7,000人の方々に30%または20%のプレミアムつき商品券を、合わせて1万3,800セットを、1セット1万円で購入いただいております。

この1次販売は、1人2セットまで購入できるもので、販売申し込み用ハガキ付きのチラシを4月には新聞に、5月には広報紙に折り込んでおり、さらに5月、6月の2回にわたり新聞広告を掲載いたしました。このほか、商工会だよりや、市及び商工会のホームページにも掲載し、商品券販売について広く周知を図ったところ です。

また、優先販売と1次販売をした残りの商品券5,000セットについては、7月26日から2次販売をいたしました。この2次販売では、1人5セットを上限として、広報紙の7月号及び7月21日の新聞にチラシを折り込むとともに、市及び商工会のホームページにより周知を図り、商工会の本所と支所の2カ所で直接販売をしたところ です。この7月26日の2次販売では、朝6時から並んだ方もいたようですが、商工会職員がその列の整理に当たり、9時の販売開始から1時間半後に完売するまで、特に混乱があったとは聞いておりません。

次に、プレミアム商品券に関する独自性についてであります。市外の方にも購入できる仕組みとなっていることが大きな特徴と考えております。これは、市外からの消費を促し、市内の商店街の活性化を図ろうというもので、市外の1,200人の方々から3,000万円分の商品券の購入がありました。このほか、商工会独自で

プレミアムつき商品券を利用された方に対して、抽選補助券を発行して抽選で商品を進呈する取り組みや、夢カードのポイントを2倍から5倍にするなど、事業所ごとのアイデアを生かした取り組みも実施されています。

商品券を利用できる取扱店としましては、商工会が取り扱い可能な事業所へ働きかけ、その6割に当たる224事業所に参加いただいております。

また、非会員に対しては、この機会を利用して商工会入会を勧めており、商工会として組織強化のための会員増にも努めているところであります。

続いて、おつりが出ないため利用しにくいということではありますが、国の事務要領の中では、「おつりは支払わないこと」とされており。また、ご存じのとおり、商品券は法律上「前払い式支払い手段」であることから、前払いで商品券を購入したことになるため、原則おつりを出すことはできません。

加えて、プレミアム分が3通りあり、換金手数料も2通りあるなど、おつりの額を計算する事務が複雑で、消費者に理解していただくことも難しく、現場に混乱が生じることが予想されることから、おつりを出すことは現実的ではないと判断いたしました。なお、県内においては、おつりを出している市町はないと聞いております。

最後に、今回の事業実施に当たっては、平成21年度に実施した前回のプレミアム商品券発行事業の反省を踏まえた取り組みも行ってあります。当時、市民から最も多く聞かれた意見が、「長時間並ばなくても購入できるようにすること」と「できるだけ多くの方に購入していただけるようにすること」であったことから、今回は予約制とし、購入上限も1人3セットから2セットまでとして販売いたしました。これにより、商品券購入者は前回の5,400人から8,400人と50%以上増えており、アンケート調査でも予約制にしたことが評価を得られ、一定の改善効果があったものと考えております。

加えて、今回のプレミアム商品券発行に関しては、何よりも前回より5,900万円多い、総額2億3,900万円の商品券を発行したことにより、その経済効果は大きく、商工会の努力もあって、本事業の目的とする消費喚起は、一定の成果を上げることができるものと期待しております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) この商品券のですね、周知徹底が本当にされたのか、そのことなんですけれども、かなりの枚数、予約販売で枚数が残ったということ。あんまり知らなかったと。最初が2セットしかなかったのが、売れ残ったから今度は5セットにしたというところ、本当に購入希望者全員に行き届いたかどうかという問題ですね、広報あわらのチラシを含めて、新聞広告等で本当にそのチラシの効果があつたかと。そういうところ wasn't かなと思うんですけど、その点は、もう1度お聞きますが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

プレミアム商品券が希望者全員に行き届いたかどうかのお尋ねですが、希望者全員の把握というのは、非常に困難であると考えております。少なくとも、商品券購入者が前回より3,000人、率にして50%増えたという結果から見ましても、前回以上の周知が図られたと考えております。

なお、議員のご指摘の効果という点につきましては、総合的な見地から事業終了後、十分検証して参りたいと考えております。よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 確かに、私も市外者ね、市民以外の方がたくさん購入されたという点は評価しているんですけど、それによって増えたという点が今後あると思うんですね。

それともう一点、商品券が使いづらいということです。おつりが出ないということ。市内にはですね、単価の小さい店がたくさんあるんですね。ですから、この1,000円単位ではなくてですね、500円単位で商品券を発行すべきではないかと。前回の反省のときも、あったと思うんですけども、その点についてはどうお考えか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

500円券の商品券をつくるべきであったとのご指摘につきましては、商工会の方では商品券の額面について消費者や取扱店の利便性や消費喚起の効果など、総合的に判断した結果、この額面を1,000円にしたものと聞いております。

なお、このことによる苦情の声は現在のところ、特に出ていないとのことでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) このようなプレミアム商品券ですね、本当にいろんな問題点もあるんですけども、意外にこの商工会に払った運用費というものがですね、非常に大きいと。だから、効果をどう考えるかというのは、これからのいろいろなアンケート調査等の調査をしてですね、集めていただきたいと思います。

それと、現在、商工会の加入者ですね、高齢化の波と跡継ぎ問題が大きな課題となっております。そのためにですね、各商店の購買意欲を高めようという努力がいま一つ足りなかったのではないかと感じております。まだ期間はありますけれども、市内で購入しようとする人が少なくなればですね、プレミアム商品券を扱う必要も

なく、それが商品券の使いづらさに追い打ちをかけているのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 各商店の購買意欲が足りないのではないかというご指摘でございますが、商工会の会員数が減少傾向にあることはご指摘のとおりであります。各商店の購買意欲を高めようとする努力については、商店間で温度差があるものの、懸命に購買意欲を高めようとする商店もあります。今後につきましては、商工会会員を増加するためにも、商工会と連携を図りながら、各商店の振興に努めたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 商工会もですね、内情は大変だと思います。けども、やはりいろいろ努力をさせていただいてですね、このプレミアム商品券を扱うことで消費の増大に努めていただけたらと思っております。

今回この事業は、国が運用のガイドラインだけをつくりまして地方自治体に丸投げしたという様相を呈しております。ただ、それだけに市役所は売り切ることを中心に対策を練ったのではないかと感じております。自分が使用した場合とか、うちの店で買ってもらう場合など、当事者のことを考えながら、細かい制度設計を考えるべきではなかったのかと思います。これは商工会内部にも問題提起をはっきりとし、停滞する商工会の活性化にもつながる問題だと感じております。

また、このようなプレミアムつき商品券の発行は、継続して行ってこそ地方商店街や地域消費の活性化につながるものと思っておりますので、今回の事業の反省等をしっかり捉えて、次回、国がもう1度このような政策を行った場合の教訓としていただきたいと思っております。

この質問はここで打ち切らせていただきます。

それでは、3番目の質問に移らせていただきます。

中学校のクラブ活動と総合型地域スポーツクラブについてご質問いたします。

今年3月の定例会におきまして、勤労青少年ホーム条例の廃止が決まりました。しかしながら、当分の間、学校施設として勤労青少年ホーム体育館は使われていきます。その期間も限定されており、来年の10月まで、中学校の新体操部が全国大会に向けて練習に使うためとされており、その後は新体操部も一つの地域スポーツクラブとして活動していくようになり、この体育館も取り壊されるという説明を受けております。自分としては、まだまだこの体育館は、利用価値があると考えておりますので、今後はこの件に関しては、しっかりとした議論をしていきたいと思っております。

実は、このことからある疑問が生まれております。人口減少により、金津中学校、芦原中学校の生徒数が減り、中学校の部活がなくなっていくのではないかというこ

とです。特にスポーツクラブにおいては、人数の確保も難しく、また顧問の先生のなり手もなかなか大変だということで存続できなくなるとのお話をお聞きしました。そこで、スポーツの楽しさ、またスポーツクラブの大切さを知っている1人として、今後、減り続ける生徒数を考えると、二つの中学校の生徒で一つの部活を行っていけないかということでお聞きしたいと思います。

それには、いろいろ問題点もあると思います。まず、指導者の問題ですが、これに関しては、その指導者の派遣を総合型地域スポーツクラブで行えるものなのでしょうか。平成22年に、総合型地域スポーツクラブとして、「あわらトリムクラブ」が創設されました。1995年に、文部省が実施するスポーツ振興施策として、「幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する場」として、地域密着型のスポーツクラブ設置を提唱して、この「あわらトリムクラブ」が創設されたわけですが、現在その活動内容はどのようなのかを最初にお聞きしたいと思います。

また、この総合型地域スポーツクラブの本質は、いったい何だと思われているのか、お聞きしたいと思います。

自分としては、地域スポーツクラブは地域のコミュニティの役割を担うスポーツクラブであり、社会体育団体のまとめ役として、このクラブがあると思っております。それゆえ、中学校のクラブ活動においても、専門の指導員の派遣ができるのではないかと思うのですが、中学校生徒の減少による部活の減少についてのお考えと、総合型地域スポーツクラブとして、中学校の部活に対して指導者の派遣を含め、支えていけることがないのかについて、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) お答えをいたします。

まず、総合型地域スポーツクラブである「あわらトリムクラブ」の現在の活動についてであります。「あわらトリムクラブ」は、地域の皆さんが主体となって運営するスポーツクラブで、子供からお年寄りまで、誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動に参加できる環境を目指し、スポーツ教室、スポーツイベント等を実施し、健康で豊かな生活と活力に満ちた魅力的なまちづくりに寄与することを目的に平成22年に創設されました。

平成27年8月末現在の会員数は、運営会員の28人を含めて352人となっております。また、賛助会員として13団体が登録いただいております。

活動内容は、教室開催が一般の部で15教室、ジュニアの部が7教室、そのほか体験、交流を目的としたイベント、出前教室や救急救助員養成講習会を開催しております。

次に、総合型地域スポーツクラブの本質についてであります。「地域の住民の誰もが気軽にできる」、これが総合型地域スポーツクラブの考え方の本質だと考えております。各体育施設等を「限られた目的」のため、「限られた人」を対象に、「限ら

れた時間」に実施しているスポーツクラブやサークルとは違い、総合型クラブは、複数のプログラムを用意し、スポーツ環境を市民に提供することで、楽しみながら人間関係を広げる「まちづくり」の場となっております。

続いて、中学校の部活動についてお答えをいたします。

中学校における部活動は、教育課程外の活動ではあるものの、スポーツや文化活動を通して学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育活動の一環として大きな意義や役割を果たしております。このような中で、平成18年からの10年間の生徒数と部活動数の推移は、芦原中学校では生徒数が122人減少しており、その間、男女合わせて11の運動部が9となり、二つの部活動が休部となっております。また、金津中学校においても、76人の生徒が減少し、19の運動部が17となり、二つの部活動が休部となっております。

お尋ねのありました、二つの中学校の生徒で一つの部活を行っていけないかとのことですが、県の中学校体育連盟では、少人数の運動部に大会参加の機会を与える趣旨から、複数校合同チーム編成規定があります。それぞれの生徒は、この制度を励みにして、日々学校での練習に取り組んでおり、極少人数であっても部活動の存続は可能となっております。

また、部活動の減少についてどう思うかとのことですが、部活動は決して勝利至上主義であってはならないことですが、部活動の活躍は学校全体の活気にもつながるものであります。かつての芦原・金津両中学校では、北信越大会や全国大会で多くのチームが活躍した時代がありました。私自身、このような時代を振り返るとき、部活動の数や部員数が減少している状況については、非常に寂しく思っているところであります。

特に、生徒にとって部活動への選択肢が少なくなることに憂慮をしておりますが、私は、今年の夏季中体連の地区大会、県大会、北信越大会に時間の許す限り、会場に足を運んで応援をする中で、毎日の練習の成果を出し切り、頑張っている生徒たちの姿、礼儀正しい姿に大変感動をいたしました。両中学校では、すばらしい部活動が展開されているものと思っております。

最後に、総合型地域スポーツクラブとして、指導者の派遣など、中学校の部活動に対して支えていけることがないのかというご質問ですが、現在、中学校には、体育協会のメンバーや地域ボランティア等に外部指導者を依頼しており、また県中体連におきましても、教員の多忙化解消や競技力向上のために、外部指導者制度の導入が始まっています。

一方、トリムクラブには、部活動に対応できる指導者が少なく、専門的知識を持った指導者を学校に紹介するにとどまっているのが現状となっております。現在は、中学校の教員が生徒たちのことを思い、一生懸命に部活動の指導に当たっているものの、中学校が抱える生徒数の減少及びそれに伴う教員の減少、教員の多忙化などの課題が依然としてあります。しかしながら、そういう中であっても、子供たちがスポーツに親しみ、また技能の向上にも励むことができる環境をつくっていくこと

が求められています。今後、どのような形でトリムクラブが貢献できるかを模索して参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 部活のですね、先生方の大変さを僕も聞いております。今ちょっと、もう一つお聞きしたいのはですね、この総合型地域スポーツクラブでですね、登録した場合、市内中学生を対象とした種目でですね、日本中学校体育連盟いわゆる中体連に加盟はできるかどうか、お聞きたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) お答えいたします。

基本的に中学校の校長が認めれば、中体連への加盟は可能でございます。例えて申しますと、水泳部などは指導者が中学校にはおりません。生徒の多くはスポーツクラブの水泳教室などに通いながら練習を重ねております。こういう生徒は、中体連の大会がありますと、その大会に出たいということで校長がこれを中体連の加盟として認めて、そして大会に参加するというような形をとっておりますので、基本的に議員のご質問のスポーツクラブからの中体連への加盟も可能でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 外部指導者の件を先ほどご説明いただきましたが、そういった指導者の確保という点で、指導者への報酬または手当等はどのようにしているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) スポーツクラブ、トリムクラブを参考に申し上げますと、指導料として交通費を含んで1教室60分当たり3,000円をお支払いしているのが現状でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 30年ぐらい前になりますか、坪田議長と一緒にですね、体育指導員をやっているところに、この総合型地域スポーツクラブに対して勉強させていただいたこともございます。一番難しいのが、実は経営基盤だと思います。現在、あわらトリムクラブの経営基盤の収入というものは一体どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 教育長、大代紀夫君。

教育長(大代紀夫君) 経営基盤の収入についてのご質問ですけれども、まず運営会

員、それから活動会員、それから賛助会員によるクラブ会費、また教室の開催、イベント、出前教室等の参加料あるいは受託料の事業収入と、そのほかの収入で経営基盤とさせていただいておるのが実情でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 2番、山本 篤君。

2番(山本 篤君) 創設されて6年目となります、あわらトリムクラブでございますが、まだまだ問題点も多く発展途上だと感じております。例えば、カヌースポーツ少年団も中学にはそのクラブがないなど、スポーツ少年団や体育協会との連携も視野に入れて、今後ますます進む高齢化と少子化への対策も考えながら、あわら市独自の総合型地域スポーツクラブとして、是非改革を行っていただきたいと思っております。

今回いろいろとご質問とご提案をさせていただきましたが、特に一番最初の介護保険の問題は、国の政策であり難しい問題でございました。質問させていただくに当たり、城戸橋市民福祉部長、藤井健康長寿課課長にいろいろ勉強させていただきました。しっかりと私の質問内容を把握していただき、うれしく思っております。

その際、国の未来、それに伴うあわら市の未来を語ったわけですが、国の交付金が決定されてから考え行動するのではなく、しっかりとした考えのもと、このような交付金または補助金があればという一地方自治体としての姿勢を持つということの大切さを感じました。小さな自治体ではございますが、国の将来を考え、私たちにできることを考えていくことは一番大切なことだと思います。

今、あわら市は若い職員が増え、一人一人その仕事への姿勢というものをしっかりと育てていかなければならないと感じておりますだけに、仕事を与えられてからこなすという姿勢ではなく、未来の日本をつくるのは自分たちであるという、その気構えと大きな自信を持たせ、日々学び、考え、職員の指導に当たっていただきたいと思っております。市長をはじめ、各理事者に切に要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長(坪田正武君) 暫時休憩をいたします。再開は11時からです。

(午前10時47分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時59分)

吉田太一君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、5番、吉田太一君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 通告順に従い、5番、吉田、一般質問をいたします。

今回の質問は大きく分けて三つ、一つ目は移住者対策について、二つ目は6月定

例議会に引き続き観光事業について、三つ目はあわら市の起債について、いわゆる借金です。

それでは、一つ目の移住者対策について質問をさせていただきます。多少、山本議員とかぶってしまいますが、山本議員は高齢者の移住でしたが、私は別の角度から質問をしたいと思います。

消滅可能性都市、少子化と人口減少が止まらず、存続が危ぶまれると指摘された896市区町村、昨年5月に民間研究機関「日本創成会議」が発表した2010年から30年間で、20歳から39歳の女性の人口が5割以上減少することが指標、あわら市もこの消滅可能性都市に入っています。

あわら市誕生時、平成16年3月1日、人口は3万2,058名、9,992世帯、8年前、平成18年8月1日、3万1,514名、1万27世帯、今年、平成27年8月1日現在で、2万9,216名、1万213世帯です。合併当初から見ると、2,842名が減少しています。約9%減です。

今年の盆に、私の同級生が都会から帰郷し話をしましたが、都会では定年後に田舎に移住し、畑などをしながら静かに暮らすという人が多いと言っていました。そういえば、沖縄県は人口が逆に2%増加していると聞きました。人口減少対策の上でも、移住者を受け入れるべきだと私は思います。

そこで、移住者でも若い人、子育て世代、定年退職者、高齢者とありますが、あわら市はどの世代にターゲットを絞るかによって変わってくると思いますが、移住してくるためには、まず住むところが必要だと思います。

今年に入り、区長に依頼された空き店舗、空き倉庫、空き家の状況をいまだ議会に報告されていませんが、もう9月に入りましたが、調査結果はどうでしたか。

また、あわら市に移住してもらうための対策は検討されていますか。移住者に対しての特典はどのようなものがありますか。

また、移住者の世代にターゲットを絞るわけですが、あわら市はH E E C E 構想で「住み・生み・育てやすいまちづくり」と銘打っています。子育て世代にとって、あわら市の環境は整っていると思いますが、8月14日の新聞でしたか、福井県池田町は乳幼児の育児を応援するために、町内で使える商品券と現金を子供1人の場合、月3万円母親に渡す「ママがんばる手当」の支給を14日から始めました。町内の各店舗には、乳幼児向けの商品の導入を呼びかけ、子育てに優しいまちづくりを推進しています。

同町が地方創生施策として、子育てや住宅支援などに本年度から取り組んでいる「バックアップライフ戦略プラン」の一環、地域商品券「いけだ応援券」は、プレミアムつき商品券として既に販売しましたが、今回は手当用に新たに発行しています。手当は、誕生翌月から36カ月まで3年間の子供を持つ母親が対象となる、「いけだ応援券」を月2万円分、同町総合保健福祉センター「ほっとプラザ」の保健福祉課窓口で支給するほか、36カ月までの子供1人につき月1万円を、あらかじめ指定した口座に現金で振り込む。手当にかかる費用は、年間約1,500万円で、町

の自主財源で賄っているそうです。商品券と現金の支給に、いずれも所得制限はなく、4月、8月、12月の年3回支給し、児童手当のない月に設定し、年間を通じたの支援体制を整えました。父子家庭の場合は父親、父母がいない場合は養育者が対象となっています。同町保健福祉課は、「育児や仕事などで大変なお母さんを、町全体で応援していければ」と話していたと記事に載っていました。

池田町に住めば、このような経済特典があります。環境に関してはどこでもやっています。あわら市独自の特典は考えておられますか。あわら市は、昨年から人口減少対策チームをつくって会議を開いてきましたから、何か案があると思いますが、いまだに案がないことはないと思いますので、是非お聞かせ下さい。

これで1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

空き家に関しましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が本年5月26日に完全施行となったことを受けまして、6月15日に、あわら市におきましては、市内全域の建物を対象として、全区長に空き家の実態調査についてご協力をお願いしております。

今回の調査では、「1年以上使用されていない建物またはこれに附属する工作物及びその敷地」を対象とし、住宅だけでなく店舗や事務所、工場なども対象としております。

調査の進捗状況につきましては、現在132区のうち93区から調査結果の報告がありました。提出率といたしましては、70.5%となっております。7月末を期限として実施しては、空き家の情報には、個人情報等プライバシーに関する事項がかかわってくるため、各区においても調査票の記入には苦慮されているとのことで、未提出の区に対しましては、引き続きご協力をお願いしていきたいと考えております。

なお、現時点での集計結果としましては、空き家の総数が481件で、その内訳は、専用住宅で418件、兼用住宅で20件、店舗で13件、事務所で4件、工場で3件、その他作業小屋等で23件でございます。その中でも、瓦や外壁の一部が脱落するなどの危険家屋と推定される建物は71件となっております。24年の調査時には、専用住宅及び兼用住宅で493件の空き家を確認しておりますが、住宅の空き家だけ捉えましても、前回は上回る件数になるものと考えております。また、空き家であっても、定期的な清掃等、適切に管理されているものも多く見受けられました。今後は、現地調査を行うとともに、空き家の所有者や管理者を特定しまして、取壊しや有効な活用など適切な指導に努めて参りたいと考えております。

次に、あわら市への移住を促進するための対策について申し上げます。

市では、人口減少社会の到来を見据えて、市の重要政策を「若い世代が住み、生き、育てたくなるまち」と定め、その実現ツールとしてのH E E C E構想事業を平

成22年度から展開しているところでございます。健康や教育、環境の分野に特化して、これらを体系的に進めることで、市の活性化を推進しようというのですが、特に子育て支援については、ご紹介いただきましたように、中学生までの医療費の実質無料化や、世帯の第三子以降のこども園料無料化の先行実施、さらに今年度からは、5歳児のこども園料無料化制度を導入し、全国的にも極めて高いレベルのサービスを提供するまでに至っております。

昨年9月に設置した人口減少対策推進本部においては、地方創生交付金の実施計画を検討するとともに、新しいH E E C E 構想事業の検討も行ったところです。こうした検討を経て、今年度から新たに実施しているのが5歳児無料化であり、縁結び事業であり、スモール・ビジネス支援事業などであります。

ご案内のように、人口減少対策推進本部とその検討委員会は、7月から、まち・ひと・しごと創生推進本部とワーキンググループへと移行し、あわら市総合戦略の検討を行っております。

その進捗状況についてお尋ねをいただきましたが、移住や定住を促進するためには、さまざまな施策を複合的に展開する必要があります。ご紹介いただいた池田町のように、対象者に対する金銭給付も一定の効果はあると思います。ただ、施策を長続きさせるためには、単なる金銭給付だけでなく、さらにもう一步踏み込んだ施策が必要です。

移住したい人が求めるものは、まず働く場所であり、次に住む場所であると思います。その上で、高い行政サービスが用意されている必要があります。現在のワーキンググループには、金融機関やハローワークなどの担当者も参画いただいております。これまでの作業では、新しいアイデアも出されていると聞いております。これらをもとに、持続可能な対策を講じて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 部長、空き家の調査を依頼してからきょうまでで、約82日間たっています。まだ70.5%しか回答が出ていないと。ちょっと遅いんではないかと。今ごろそんなことを言っているようでは、今年中にきちっとしたあれが出ないんじゃないですか。空き家対策にしても、調査をして終わりではないです。終わりではないと思います。その先があるんじゃないですか。

区長さんも大変な仕事だとは思いますが、市が期限を決めた以上、しっかりと守っていただけるよう、総務部長、お願いをしてください。また、全ての結果が出次第、議会に報告をしてください。

答弁の中で、定期的に清掃等、適切に管理されているものが多く見られると答弁されました。当然、所有者の借家等の賃貸も可能だと思われそうですが、調査した後、この情報をどう活用しますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

今ほど申し上げましたように、忙しい中での調査でございます。その中で、できる限り所有者や管理者、これらの情報につきまして、ご近所にもお聞きしながら調査していただいているという状況でございます。また未提出の区もございますが、引き続きお願いをして参ります。

また、市では、これと並行しながらですね、出て参りました調査表を整理いたしまして、市職員が今後、直接現地に出向きまして、1軒1軒現地を確認し、適正な管理の指導、また特定空き家等を判断する事務を進めて参りたいと考えてございます。その中で、賃貸等の意向確認もできるだけ行いながら、空き家情報バンクへの登録や移住・定住促進対策に活用できないか、いろいろ検討をさせていただきたいと考えてございます。これらの状況につきましては、適宜議会の方にもご報告をさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） 今、部長は空き家登録をしていきたいと、これはたしか、県の方だと思っんですけれども、例えばあわら市のホームページにあわら市のそういう空き家登録何かというのはできませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

それは実際、現在やっております。あわら市ホームページにも空き家情報バンクがございますし、県の空き家情報バンクとリンクしておりますので、既に登録をやっております。現在4件ほど登録がございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） すいません、見ていませんでした。たしか、4件は賃貸じゃなくて、売買でしたよね、たしか。

次に、山本議員の質問に、先ほど市長がお答えになりましたが、10月末までに政策を出したいと答えられました。昨年9月に設置した人口減少対策推進本部では、まち・ひと・しごと創生推進本部と、ワーキンググループへの移行をするまでに、部長、何回会議を開き、どのような意見等が出されましたか。具体的にお願します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） お答えをいたします。

昨年9月5日でございますか、人口減少対策推進本部を立ち上げまして以降、庁舎内の若手中堅職員で組織します検討チーム会議を3回、それで関係課長で組織す

る検討委員会を2回、推進本部2回、このほかにですね、持ち回りの会議を何度かやっています。そういう中で、いろいろな提案が出されました。名泉郷にございます市の土地の有効活用、これらの提案もございました。そういう中で、さきの3月補正におきまして、先ほども申し上げましたように、縁結び事業、また求人求職者マッチング促進事業、これもこの検討チームやら検討委員会の方で提案されたものでございますが、これらを予算化させていただいたというところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 私は、最初にも言いましたが、人口減少対策では、沖縄県は人口が2%増えていると言いましたが、沖縄県は移住者が多いと聞いています。あわら市も人口を増やすために移住者を増やしていくべきだと思いますが、移住者に対しての特典は、先ほども言われましたが、何と申しますか、これはというのはない、あわら市にしかないというのは、何かありますか。当然、移住を考えていく人は何力所か候補地を決めて、その中で選んでくると思いますが、何か特筆した魅力がないとあわら市を選んでもくれないと思いますが、特典と申しますか、何か考えていますか。それと、どの世代にまずターゲットを絞りますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) お答えをいたします。

特典ということでございますが、特典ということもございまして、HEECE構想事業をさらに充実しましてですね、あわら市の住みやすさをアピールすることが大切であると考えてございます。

また先月、福井県がですね、県内出身の入学者数が多い立命館大学、また京都産業大学とUターン就職支援協定を締結し、Uターン、Iターンの増加を図っていくということを進めようとしております。こういうこともございまして、あわら市におきましても、若者のUターン、またIターンが進むよう雇用環境の整備を目指しております。

どの世代を対象にということも重要ですが、この人口減少対策に対しましては、思い切った事業を展開する必要があるということも考えております。そういうことで、今後、効果的な対策をまち・ひと・しごと創生推進本部で検討して参りたいと。その中で、なるべく早く効果的な施策を盛り込んでいきたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) いろいろとお伺いしましたが、ちょっと役所の対応が遅いかなという思いが少しあります。今回の移住者対策は、早く打ち出して1人でも多くの人があわら市に移住していただけるよう、全国に早く発信をしていただきたいと思います。あ

わら市は、山あり、湖あり、海あり、そして自然の恵み温泉があります。移住してくる条件にとって、とってもいいことだと思います。早く市として取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、観光事業について質問をいたします。

まず最初に、6月議会でも質問しました a キューブについてです。その後の利用状況を教えてください。また、商工会と指定管理を結ぶときに、商工会からはどのような事業計画でしたか。

a キューブを造るときに議会・委員会で議論した内容は、目的と利活用でしたが、現在の a キューブの利活用について私は不満でいっぱいです。当時、私が常任委員長をしていたときに議論した内容が、現在の a キューブの利活用に生かされていない。a キューブがオープンして5カ月が過ぎています。6月の一般質問で、川西部長は、地元の農産物を販売する「にぎわい市」を開催する予定と答弁されました。開催されましたか。

これは、a キューブを造る前に議会・委員会で議論され、トラック市などを行い、地元のにぎわいをつくろうと、JR 芦原温泉駅前のにぎわいの拠点として議会が賛同して、a キューブをつくることを議決したものです。言うまでもなく、議会は議決機関、市長は執行機関です。あくまで議会で議論された内容を生かされるものと信じて議会は議決したんです。しかしながら、議会で議論された内容が生かされていないと思いますが、どうでしょうか。当然、市として管理者である商工会に言っているとは思いますが、どのように指定管理者である商工会に話をしていますか。

続きまして、6月の一般質問の答弁で、修景整備された市道田中々舟津線(通称、湯～わく D o r i)で、朝市や夕市の計画があると答弁されましたが、朝市だけでなく、夕市はやっておられますか。湯～わく D o r i で市場を7月4日から開催しているが、出店の内容及び出店数と来場者状況はどのようになっていますか。

最後に、開湯130周年事業について、一過性の集客を目的としたイベントではなく、観光振興や市の活性化を意識している団体等と連携を図りながら、そのつながりを重視し、5年後、また10年後へと継続できる事業内容とすることを前面に打ち出しております。開催期間は、8月6日から12月13日までの130日間とし、あわら湯のまち広場やあわら温泉街、JR 芦原温泉駅周辺、金津創作の森等を実施場所としております。

主な事業としては、「湯かけまつり」をはじめ、130周年祭を盛り上げようとする団体の各種事業を補助する「にぎわい週末広場」、アマチュアの短編映画を募集して行う「あわら湯けむり芸術祭」、市民や観光客に手づくりしていただき、たくさんの竹明かりを灯す「あわら灯源郷」の4事業を実施すると、6月の一般質問でお答えをいただきました。

「湯かけまつり」期間中、私は全国少年少女空手道選手権大会に東京武道館へ、あわら市の児童5名を福井県代表選手として引率しており、実際には見ておりませんが、湯かけまつりは、昨年に引き続き多くの皆さんが市内外から集まっていた

き、盛況に終わったと聞いております。湯かけまつりも10年続けることによって、多くの集客ができるようになってきたと思います。10年間継続していくには、さまざまな苦労があったと思います。「継続は力なり」、まさに継続することによって、今や湯かけまつりは、あわら市の大きなイベントとの一つとなりました。

「にぎわい週末広場」、アマチュアの短編映画を募集して行う「あわら湯けむり芸術祭」、市民や観光客に手づくりしていただき、たくさんの竹明かりを灯す「あわら灯源郷」の4事業も、単発事業でなく継続性を持たせることが大事だと思います。

さて、ここで質問ですが、あわら湯のまち広場やあわら温泉街では、現在「にぎわい週末広場」でいろんなイベントを行っていますが、JR芦原温泉駅周辺ではどうでしょうか。芦原温泉の玄関口でもあるJR芦原温泉駅周辺、何か行っているようには見えないのですが、予定として何かありますか。芦原温泉の玄関口である駅前でも、何も計画がないことはないと思います。観光事業は、一部の場所だけで盛り上がるのではなく、町全体で盛り上げていくものだと思いますがいかがでしょうか。また、湯かけまつり以外の三つの事業ですが、継続させていくためには何が必要ですか。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、aキューブの利用状況についてであります。4月のオープンから7月末までの来場者数は2,100人で、月平均では約500人となっております。駅に最も近いキューブ1では、「ちはやふる」の漫画本やグッズ、越前あわらブランドaとして商品化された工芸品やスイーツなどの販売が行われております。また、7月には、金津まつり本陣飾り物コンクールのスタンプラリーの設置場所としても活用されました。そのほか、キューブ2は、本陣飾り物の展示場として活用され、キューブ3及び4では、梅の加工品の販売やジャズコンサートが開催されております。

今後の利用予定としましては、開湯130周年祭の週末イベントとして9月に4回、10月に2回、11月に2回、合わせて8回の音楽イベントを開催するほか、9月にはガーデニング講座を、また10月には野菜市を開催することになっております。

さらに、「ちはやふるweek in あわら」が9月26日から10月4日までの9日間開催されることから、aキューブもインフォメーションセンターやスタンプラリーの設置場所として利用する計画となっております。

なお、この期間を利用して、駅前の商店街が主体となり、「ちはやふる」にちなんだイベントを開催する予定と聞いております。

以上がaキューブの現時点での活用計画であります。今後も毎月開催しております商工会と市との定例会議の場において協議するなど、市民ニーズに応じて創意工夫しながら、その活用に努めたいと考えております。

なお、商工会に対する指定管理の内容、三つ目のお尋ねでございますが、基本協定書によりまして、管理施設の使用許可、利用料金の徴収、維持管理、保全、そのほか必要と認める業務と定められております。また、具体的な事業計画としまして、クラフトマーケット、ファーマーズマーケット、ミニライブを各2回開催する予定となっております。

次に、市道田中々舟津線、通称湯～わくDoriの市場についてであります。この市道を一方通行とし歩道を拡幅するなど、コミュニティ道路として修景整備されたことを機に、沿線の人たちで組織する「湯～わくDori協議会」により、観光客や市民が交流するにぎわい創出を目的に、地元で採れる野菜や特産品を販売する市場が開催されております。しかしながら、市場の開催は、交通の安全性を最優先とすることから、一般歩行者との分離や交通整理員を配置するなどの課題もあり、現在は試行の段階で、午前中のみで開催となっております。

このような状況の中、市場では、地元野菜や加工品が販売され、出店数は4店舗、平均30名程度のお客様があるとのことでございます。市場の開催を楽しみにしている地元住民の固定客もいると聞いており、さらに出店数の増加が望まれるところですが、交通の安全性を確保するための規制もあり、市としましても関係機関と協議しながら、市場の本開催に向けて支援して参りたいと考えております。

続いて、JR芦原温泉駅周辺で実施されるイベントの予定であります。ご承知のとおり、開湯130周年祭のメイン事業として、「あわら湯かけまつり」、「週末広場」、「湯けむり芸術祭」、「あわら灯源郷」の4事業があり、開湯130周年祭実行委員会では、来年度以降も継続していくことを念頭に置いて実施あるいは計画しております。

そのうち、週末広場では、JR芦原温泉駅前のaキューブを会場として活用し、音楽イベント等を実施する予定で、広報紙やホームページで案内のほか、JR芦原温泉駅前、aキューブなど5カ所にイベント案内看板を設置し周知を図っているところであり、開湯130周年祭を町全体で盛り上げていきたいと努めているところでございます。

また、「ちはやふるweek in あわら」でも、先ほど説明いたしましたとおり、JR芦原温泉駅前やaキューブを活用してイベントを開催いたします。JR芦原温泉駅周辺の重立った大きなイベントの計画は、現時点では以上であります。今後、商工会や駅前商店街の関係団体等のご意見も伺いながら、既存のイベントの見直しも含め、検討して参りたいと考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 今、部長、お答えいただきました。

まず1点、aキューブに来場者が2,100名、これの内訳といいますが、市内の人がどれくらいかわかりますか。

それと、キューブ3と4の建物で、梅の加工食品の販売やジャズコンサートを行ったと答弁されましたが、いつ販売されましたか。梅の加工食品の販売期間、それとジャズコンサートはいつ開催されましたか。それと、どれくらいの方が来場されましたか。知らなかったのは私だけでしょうか。どのような宣伝、告知をされましたか。先ほど言われましたように、周辺のあれとホームページでしたっけ、それだけでしょうか。

それと、今後の予定で9月に4回、10月に2回、11月に2回と合わせて8回の音楽イベントを開始する予定とおっしゃいました。最低9月、10月の音楽イベントは決まっているんでしょから、どのようなイベントをやるのか教えてください。議長(坪田正武君) たくさん質問をされますけども、一問一答ということで、これ、一括で答えていますので、そういうふうにするとうり返しになりますので、そこは気をつけてやってください。

5番(吉田太一君) 了解。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

まず、aキューブに訪れた2,100人の市外、市内の内訳ということでお尋ねでございますが、現在のところ、その数字的な内訳につきましては、事務局の方ではちょっとつかんでございませんので、後ほど判明しましたら、お答えさせていただきたいと思います。

次に、梅の加工品食品の販売期間につきましてですが、6月の1カ月間行われております。また、ジャズコンサートにつきましては、6月20日と8月23日に開催されております。この来場者数につきましては、加工食品販売が延べ50人、音楽イベントでは、6月のライブが100人、8月のライブが30人でした。

宣伝告知につきましてのお尋ねですが、基本的に主催する方がそれぞれ行っていたという形でございますが、先ほど申し上げました市のホームページ、観光協会のホームページ、そういったところに予定等をお知らせもいたしますが、それぞれの主催者がポスターやチラシなどでもって周知を図っているようでございます。

今後の予定でございますが、9月には13日にイブニングジャズライブ、19日に金津民踊クラブの発表会、20日に武生高校吹奏楽部による演奏会、21日にミクニシンフォニックウインズのライブ、10月には10日に二胡の演奏会、24日には三味線と地元アマチュアバンドによる演奏会、25日にイブニングジャズライブが開催予定となっております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) わかりました。

ジャズコンサートですが、6月20日は100人、これは私も行きましたが、8月23日、30名というのはちょっと少ないと。まあ、周知されていなかったのかなと思います。

それでは、湯～わくDoriについてちょっと質問をしたいと思います。

午前の市では4店舗ですか、ちょっと少ないと思います。交通の安全性を図るための規制もわかるのですが、この湯～わくDoriをつくるのに幾らお金をかけたかということを見ると、計画の段階で市当局の計画が甘かったのではないかと感じます。議会で議論された中では、朝市、夕市、地元野菜や加工品だけでなく、民芸品とか観光客が買ってくれそうなものの販売も考えていたはずですが、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

先ほども答弁いたしました、この湯～わくDoriの市場の事業でございますが、湯～わくDori協議会という民間の活動組織が中心になって行っているものでございます。この湯～わくDori協議会による市場につきましては、現在は安全性を確認するため、試行段階というふうに聞いております。今後、湯～わくDori協議会では、関係機関と協議しながら、市場の出展数や販売物について充実を図っていきたいとのごことでございます。市といたしましても、必要に応じてその支援をし、温泉街の回遊性を高めるため一層努力をして参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) aキューブの利活用ですが、何度も言いますが、もっと指定管理者がアイデアを出して、人が、市民が集まる場所にしてほしいです。商工会の一大イベントである商工フェスタを、aキューブを中心に行うなど、市民はもとより、観光客もにぎわう場所になるよう努力してほしいと思います。

管理施設の使用許可、利用料金の徴収、維持保全だけであればシルバーにお願いすることもできます。なぜ商工会と指定管理の協定を結んだかを理解していただき、しっかりと仕事をしてほしいです。このまま何も変わらないようであれば、指定管理を打ち切り、新たな指定管理者を視野に入れていくべきだと思います。aキューブに関してはもう少し見ていきたいと思います。

また湯～わくDori、道路をつくるのに多額のお金を投入しています。人でにぎわう通りにするために、わざわざ一方通行にしたんです。現在、夜あそこを歩いている人はほとんど見られません、当然です、何もやっていないんですから。私が行く時間帯が悪いのかもしれませんが、見られません。観光事業、景観整備、すぐに結果が出ないのもわかります。湯～わくDori協議会もわかります。しかしながら、何度も言いますが、7億以上の投資をしてつくった道路です。市としての責

任もあります。市長、市として仕掛けをもっと早くやるべきです。費用対効果を出すためにも、早く仕掛けをしてください。

また、9月1日のテレビでも見ましたが、デジタル紙芝居で行う映像回想の旅、集団回想レクリエーションですが、これは疑似体験型の観光PRになると思います。ただ都会へ行って紙を配ってPRする時代はおくれているのではないのでしょうか。どこでもやっていることをやっても、効果は薄いと思います。疑似体験をしてもらい、あわらのよさをわかっていただき来てもらう、どこもやっていないことを初めにやってこそ、注目を浴びるのではないのでしょうか。観光PR、アイデアが必要ではないのでしょうか。北陸新幹線福井早期開業が話し合われています。時間がないことを認識していただき、もっと早く取り組んでください。

続きまして、三つ目の質問に移ります。

平成18年一般会計地方債残高は133億4,442万8,000円でした。26年度一般会計地方債残高は177億5,004万3,000円、特別会計の起債残高を入れると318億5,030万5,000円です。

橋本市制9年目を迎え、8年間で一般会計の起債、いわゆる借金が44億561万5,000円増えています。7月1日現在の人口は2万9,200人ですから、現在1人当たり109万764円の借金です。一般会計のうち臨時財政対策債67億5,892万円、これは本来、市を運営していくために国からくれるべき補助金ですが、国も借金約1,019兆4,700億円を抱えていて、今も年間26兆円増え続けています。危険信号をはるかに超えていると思います。

国がそういう状況なので、100%補助金をくれないので、足りない分は借金してもいいですよというものなので、これは国の借金を市が肩がわりしているようなもので、これを除いても、109億9,112万3,000円の借金です。今定例会の補正予算が議決されれば、一般会計予算は140億4,046万7,000円です。ものすごい借金です。なぜ8年間で44億円も増えたのか、これは箱物をつくったものだと思いますが、これまでにどのようなものをつくりましたか。また、その起債額は、お示してください。

また、平成18年に都市計画マスタープラン20年計画をつくっていますが、個別マスタープランは10年に作成すると思います。したがって、今年、来年作成すると思いますが、このマスタープランを作成するに当たって、財源・事業費を全く考えないでつくることはあり得ないと思いますので、都市計画マスタープランと起債計画と起債関連計画があれば教えてください。

最後に、起債残高を減らすための考え方と手法についてお尋ねします。

1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長(佐藤雅美君) お答えいたします。

まず、本市の起債状況についてであります。平成19年度から26年度までの

8年間における一般会計の地方債発行総額は、約143億8,000万円となっております。

主な内訳としましては、地方財政法の特例として発行された臨時財政対策債が約49億9,000万円、構成比で34.7%、小中学校耐震補強・改修事業、学校給食センター整備事業、そして金津本陣IKOSSA整備事業に係る教育債が約39億4,000万円で27.4%、市道改良事業、芦原温泉駅周辺整備事業に係る土木債が約17億8,000万円で12.4%、あわら消防署整備事業に係る消防債が約11億3,000万円で7.9%などとなっております。

議員ご指摘のとおり、この8年間で地方債残高は約44億1,000万円増加しておりますが、このうちの約35億9,000万円、割合で申しますと81.4%が臨時財政対策債によるもので、その他、教育債、土木債、消防債などによる増加分は、約8億2,000万円で19.6%となっております。

なお、臨時財政対策債につきましては、地方交付税における国の財源不足を特例的に補完する仕組みとして国が定めたルールにより発行可能額が算定されるものであり、個々の地方公共団体の財政運営や選択が及ばないものであること、またその元利償還金は全額、地方交付税に算入されるものであることをご承知のとおりであります。

その他の事業につきましても、元利償還額の7割が地方交付税に算入される合併特例債を積極的に活用して参りました。いずれにいたしましても、公債費の増加は、財政構造の硬直化、行政サービスの低下につながる可能性もあるため、地方債残高が過大にならないよう努める必要があるのは申すまでもございません。

合併特例債の活用限度額あるいは活用期限が近づいてきた中、本市では今後、北陸新幹線開業に向けたJR芦原温泉駅周辺及び芦原温泉街の整備のほか、国営九頭竜川下流土地改良事業負担金、公共施設長寿命化事業などの投資的経費が見込まれておりますが、新たな地方債の発行に当たっては、元利償還金の一部が地方交付税で措置される地方債の活用に加え、毎年度の新規地方債発行額を当該年度の元金償還額以下に抑制することを念頭に、今後も財政構造の弾力性の確保に努めるとともに、健全な財政運営を心がけて参りたいと考えております。

なお、都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法の規定にもあるように、市町村の都市計画に関する基本的な将来像と、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするものであり、当該プランの中では財源について触れておりません。各事業に対する具体的な財源充当につきましては、3カ年ローリング方式で見直しを行っている振興実施計画や各年度の予算編成の中で、先ほど申し上げたような観点から、その都度、検討していくこととなりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 5番、吉田太一君。

5番(吉田太一君) 時間の配分を間違えまして、この質問は12月議会に引き続き

やりたいと思いますが、最後に市長、一言だけお聞きします。

本来、当初予算に盛るべき予算がここ数年、補正予算に出てきています。計画性がないのではないかと思われます。国の補助金が出ると飛びつき、補助金をとってきて議論する時間もないまま事業を行っているように最近は見えます。この点について、どうでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 大体、特に大きな事業というのは、なるべく当初予算で査定をして上げていくというのが一般的ですし、そのようにやっているつもりです。ただ、国の制度とか、あるいは県の制度がですね、大体4月なら4月、3月議会で決まっても、実施されるのはもうちょっと後にくるわけなんですね。したがって、市町としては、国や県の決定を受けて予算化をしていく、制度化をしていくということが、最近よくあります。まさに、今、まち・ひろ・しごと創生でやっておりますけども、上乘せ交付金事業ですか、これもまさにそういうことだし、かなりそういうものは増えております。市として計画性がないということには、必ずしもならないというふうに思っております。恐らくおっしゃりたいことは、そういう計画性がないから借金が増えるんだと、なんかそんな意図を持っているように見受けられますけども、そういうことではないと思います。

それと、ちょっと今、橋本市制8年間で借金が増えたと、かなり刺激的なご質問がありましたので、ちょっとこの際、言いわけをさせていただきたいと思っておりますけども、今ほど担当部長が申しあげましたように、この8年間で44億円ですか、増えておりますが、このうちの80%を超える額が臨時財政対策債、これは議員もご指摘のように、これは本来、国から市がいただくべき地方交付税の中に入っていないといけないんですけども、入れられないので、市がかわりに借金をしている、賄いなさいという制度です。仕組みです。いわば、これ、国の借金なわけなんです。これはあわら市だけではありませんで、全国の自治体がそういうことで実は苦しんでいるというのが実態です。したがって、44億円のうち純粋に増えたのは2割程度というふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

それともう一つ、自治体の起債、借金というのは、個人の借金とはちょっと意味が違いまして、長い世代にわたって使用することが多いわけです。道路にしても橋にしても、学校にしてもそうです。したがって、今の世代だけで負担をするのではなくて、長い年代において負担をしていこうというのが本来の趣旨だと思うんです。したがって、現在のあわら市の起債残高というのは、前の世代の人たちが起債をしているのを今我々が負担をしているわけなんです。

しかし、これは逆に言えばですね、今やらなかったら、これから後の世代が一気にそれを負担しなければならなくなるという側面もあるわけです。その辺の平準化という機能も持っているということ、議員はよくご理解していただいていると思っておりますけども、そういうふうにとつご理解いただきたい。

それから、もう一つ、あわら市は合併をして、もう10年たちましたけども、合併した市町に対して、いわゆる合併特例債という有利な借金をすることができるわけでありまして、これは基本的に10年間と決まっておりましたので、今やらなかったら、未来永劫、この制度は使えないわけです。同じ起債、借金をするのであれば、極めて有利な合併特例債を10年間の間に実施するというのは、これは当然のことだと思います。我々は、たまたまその時代に居合わせたわけですので、精いっぱい効率的に起債を行いながらですね、複数の年代にわたって行政サービスが享受できるように努力をしているというふうにご理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、借金は借金でありますので、なるべくそれを減らすような努力は、先ほど財政部長も申し上げましたが、努力は引き続きして参りたいと思います。

5番（吉田太一君） 終わります。引き続き12月議会に。

議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

（午前11時53分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

八木秀雄君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、10番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 10番、八木秀雄君。

10番（八木秀雄君） それでは、通告順に従いまして、10番、八木秀雄が指定管理者の外部評価について質問をさせていただきます。

初めに公の施設の管理運営主体について説明をします。公共性の確保の観点から、地方自治法により公共的団体等に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年6月13日に公布、同年9月2日に施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられるようにする指定管理者制度が設けられました。これにより、管理委託をしている公の施設については、施行日から3年以内に原則として指定管理者制度に移行することになりました。

あわら市では、セントピアあわらなど、八つの施設で指定管理を行っており、そのうちセントピアあわらと夢ぐるま公園については、公募により指定管理者を決定して、その他の施設は性格上、公募によらずに指定管理をしております。

この指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して市民サービスの向上と経費の縮減を図るという制度の趣旨を実現していくためには、広く民間参入の機会と競争性を獲得した選定が行われることが重要だと思います。その指定においては、施設が施設目的に沿ってサービスが提供され、そして最大限に発揮されているか、十分検討をしなければいけないので、議会の議決が必要となっております。

しかし、議会の議決も得て指定するにもかかわらず、一旦、指定し協定が締結してしまうと、協定項目等を遵守しているのか、十分に市民サービスが提供されているか、そして最大限に目的を発揮されているかなど、市民等に情報が提供されておられません。一つの例を挙げますと、セントピアあわらの協定を締結している株式会社コーワは、警備業法の違反など指摘を受け、新聞に掲載をされ、サービスの低下などがうわさになったりもしております。

お隣の坂井市を見ると、協定の最終年度に指定管理者評議員会による指定管理者のモニタリングを行い、ホームページで公表をしているようであります。また、兵庫県芦屋市においては、外部評価委員により毎年評価を実施してホームページ上で公表をしているようであります。このように第三者により評価を行い公表することで、評価の客観性や中立性を確保するだけでなく、市民等へ説明責任が果たせるものと考えております。

それでは、二つ質問をいたします。

まず一つは、指定管理者が協定項目を遵守しているかについて、外部評価を行い、結果を公表する考えはあるのか。

二つ目は、もし外部評価を行う場合、どのような評価方法、頻度等をとるべきであると考えているか、以上、二つの質問を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長(嶋屋昭則君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

ご質問に回答する前に、まず本市の指定管理者制度の経緯についてご説明をさせていただきます。

議員のお話にもありましたが、平成15年9月の地方自治法改正により、公の施設の管理につきまして指定管理者制度が新設されました。その移行については3年間の経過措置期間中に行うこととされており、本市においては平成16年3月の合併を機に移行したところです。改正前までは、公の施設の管理につきましては、市が2分の1以上出資している法人や公共団体などにしか委託することができませんでした。法改正により、この管理の相手方が株式会社等の民間にまで拡大されるとともに、管理の形態も「委託」から議会の議決を経た「管理者の指定」という行政処分となっています。

合併当時、管理を委託していた七つの施設は、財団法人セントピア芦原や財団法人金津創作の森財団など、当該施設の管理受託者であった法人等をそのまま特命により指定管理者として指定しております。その後は、各保育所や幼稚園について社会福祉法人の設立を促進し、指定管理者導入を進めるとともに、平成18年3月に策定しました行財政改革大綱に基づき、その他の施設についても導入を検討してきたところです。

現在、指定管理者制度を導入している公の施設は8施設あり、このうち公募によるものは、「セントピアあわら」と「あわら夢ぐるま公園」の二つとなっております。

セントピアあわらにつきましては、平成24年に財団法人セントピア芦原が清算法人に移行したことに伴い、一般社団法人あわら市観光協会を指定管理者として特命指定しましたが、その際、議会などから収益施設における民間活力の導入を求める意見をいただいたことから、同協会の指定管理期間を2年に限定し、この間、公募の準備を進めて参りました。そして、25年度に公募を行い、応募のあった4社について、副市長を委員長とした学識経験者を交えた選定委員会による選定と議会の議決を経て、26年度から株式会社コーワを指定管理者に指定したところです。また、平成26年度に完成した「あわら夢ぐるま公園」についても、同様の公募と選定手続を経て、株式会社グリーンシェルターを指定管理者に指定いたしております。

こうした施設について、外部評価制度を導入してはどうかとのご提案をいただきました。他市の状況を見ますと、学識経験者及び利用者代表等からなる指定管理者評価委員会等を設置し、外部評価を行っているようです。本市では、現在指定管理者制度を導入している施設については、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の規定に基づき、毎年度終了後60日以内に提出される管理業務に係る報告書等について、施設所管課においてその内容を精査しており、外部評価の制度は導入しておりません。しかしながら、公の施設の更なる効率的かつ効果的運営を進める上で、外部評価を導入することも一つの方策として検討を進めたいと思います。

また、導入する場合、どのような評価方法をとるかとのことですが、現在の選定委員会の新たな業務として外部評価を追加する方法、これとは別に学識経験者や専門的知見を有する者などによる評価委員会を設置する方法などがあると考えられますので、あわせて検討して参りたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 10番、八木秀雄君。

10番(八木秀雄君) 部長からね、ご答弁をいただきました。

答弁の内容ですね、この効率的、効果的そういうものを主にしましてね、外部評価というんですか、それを取り入れるように検討すると、進めていくよというのを、私はそういう具合に聞き取ったわけでございます。

二つ目の質問もね、学識経験者とか、そういうものも入れまして、より密度のある評価をもっていきたいと、そういう具合にお話をされました。私はこれね、この質問をするまでに越前市にも何回か足を運びまして、先取りしてね、外部評価等、そういうものやる。そして、指定管理者の公募をたくさんと、例えば越前市でしたら、今176施設ですかね、行っているというような、そういういい結果が出ているという話もありますので、是非ね、例えば坂井市なんかでしたら、5年間で2億4,530万の削減をしているというようなこともお聞きしていますのでね、外部評価をしていただいてね、チェックを置いていただいて、よりよい指定管理者制度を活用していきたいと思っておりますので、これは要望でございますので、是非いいことはね、早くやっていただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

笹原幸信君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、11番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 11番、笹原幸信君。

11番（笹原幸信君） 11番、笹原、一般質問をさせていただきます。この場に立つのは2年ぶりでございます、多少緊張しておりますが、よろしく願いをいたします。

今回の質問につきましては、通告のとおり、生活実態のない不在市民の対応についてということで、質問をさせていただきます。

ある区長さんから、もう住んでいない人がおられるのに、市から通知等が来るといってお話ございました。以前に、住民不在ということをして市に連絡しているのにもかかわらず、通知が送られてくるのでどうなっているのかというような内容でございました。

簡単に申し上げれば、あわら市に住民票があるのにもかかわらず、生活実態のない方がおられるということでもあります。恐らくほかの区にも地区にも同様のことがあると思われませんが、その情報を各課で持っておられるのではないのでしょうか。行政が把握している、そのような方は何人ほどおられるのかを、まずお伺いをします。

また、区長経由ではなく、各課で発送した郵便物も宛先不明で戻ってきているのではないかなと、そういうふうに思います。区長からの情報とあわせて、庁内でこのような連絡調整はなされているのかをお伺いしたいと思います。

この不在市民に対する住民税、国民健康保険税等、その他の税、いろいろございます。この税関係に対する賦課徴収等はどうなっているのか。それから、また滞納はないのかも伺いをいたします。

それと、このような状況になっている場合において、職権で住民登録を抹消できないのかという、ちょっと疑問がございます。その点についてもお答えをお願いしたいと思います。

マイナンバー法の改正案が9月3日に成立をしました。10月から国よりカードが直接交付されますが、交付総数5,500万件のうちの5%が、約275万件が配達できないのではないかとされており、配達先不明のカードは、住民登録先の自治体に戻ってくると聞いておりますが、我が市において、上記の5%となりますと、約500件が不明で返却される見込みとなり、その調査をあわら市がしなければならぬ現状を鑑みますと、大変な作業になるのではないのかなと、そういうふうに思っております。そういう点をお伺いしたく、第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長（城戸橋政雄君） 笹原議員のご質問にお答えいたします。

まず、あわら市に住民登録があって、生活実態のない市民の人数についてであります。民法では「各人の生活の本拠をその者の住所とする」とされ、住民基本台帳法では、「住所を定め、又は変更した場合は市町村長に届け出なければならない」としております。しかしながら、あわら市に住民票を残したまま、県外の企業に単身で赴任あるいは親元を離れて大学に通学しているなどの理由により、市外に住居を構えている人は相当数に上るものと思われま。現状では、その実数を把握することは困難であると考えております。

次に、区長等から住民不在の連絡があった場合についてであります。これは5点目の職権で住民登録を抹消できないのか、とのご質問とあわせてお答えいたします。

生活の実態がない場合には、職権により該当者の住民票を消除することは可能であります。住民票は、居住関係の公証や選挙人名簿への登録など、住民一人一人の権利等にもかかわる重要なものです。したがって、消除に際しては、慎重に取り扱う必要があることから、本市においては、あわら市住民票の職権消除等に関する事務取扱要綱に基づき行っているところでございます。

さて、区長をはじめとする近隣住民等から、実際には居住していない旨の情報が寄せられた場合には、通知者に「不現住申出書」の提出を求め、それをもとに現地調査を含む居住実態調査を行います。実態調査の結果、居住していないことを確認したときは、行き先が判明している者には「住民票異動指導書」により異動の届け出を促します。一方で、行き先が判明しない者あるいは再度の異動指導に従わない者につきましては、職権により住民票を消除することとなります。

なお、住民票を消除したときは、その旨を本人に通知しますが、送付先が判明しない場合は、通知にかえて公示することとしています。

続いて、庁内各課との連絡調整をはなされているのかとのお尋ねでございます。6点目のマイナンバー制度の施行に伴う事務処理とあわせてお答えいたします。

市民生活課以外の部署が発する文書が、本人に届かないこと等により、担当部署から住民記録に疑義がある旨の通知があったときは、先ほどの近隣住民等から情報を得た場合と同様に、居住実態調査とそれに続く手続を行います。

ご承知のとおり、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の施行に合わせて、各人を識別する12桁の番号を記載した通知カードが、来月から全国一斉に交付される予定です。この通知カードは、全ての市区町村から委託を受けた「地方公共団体情報システム機構」が10月5日以降、順次、住民票を有する人に簡易書留により郵送いたします。郵送された通知カードのうち、宛所に尋ね当たらなかったもの、不在等により本人に届かなかったものは、住民票のある市区町村に返戻されることとなっております。

返戻された通知カードは、作成日や発送日以降に生じた受取人の転居、転出、死

亡等の事由により、その取り扱いは異なりますが、転居した人につきましては、市に返戻されていることを通知した上で、本人の希望により、新住所が記載されたカードを機構から再送するなどの処理を行います。

一方、転出者や死亡者、居住実態のない人のカードにつきましては、手順に従い廃棄処理を行うこととなります。

以上のことから、通知カードが作成されるまでの間に、1人でも多くの人に正しく通知が届けられるよう、関係各課に対し文書や通知書等が返戻されている世帯の情報を照会し、それに基づき、8月に居住実態調査を実施しております。各課から寄せられた対象者は75名でありましたが、庁内において可能な範囲で情報を共有することにより、約3分の1は連絡先を特定することができ、住所の異動を促したところです。残る3分の2につきましては、既に現地調査を実施しており、その状況に応じて、職権消除を含む事務処理を進めることといたしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

なお、4点目の生活実態のない者に対する課税等につきましては、財政部長からお答えいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） お答えいたします。

生活実態のない市民に対する課税についてであります。基本的にはどの税も納税通知書の発送により課税を行っております。しかしながら、納税義務者が住所登録地に居住していないために当該通知書を送達できない場合には、実態調査等により居住地の確認を行った上で再発送ということになります。さらに、それでも判明しない場合は、地方税法第20条の2の規定を適用しまして、公示送達による課税・徴収を行っております。

それから、滞納についてですが、公示送達になった案件につきましては、所在がわからない場合ということになりますので、一般的には滞納に至るケースが多いと言えると思います。

以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 11番、笹原幸信君。

11番（笹原幸信君） 答弁をいただきました。

確かに、県外の大学とか、それは単身赴任で県外へ行かれています方、そういう方は区長も把握されると思います。そういうことで、私が言いたいのは、本当に住民の方がもうそこにおられないということについてを調査してほしいということで一般質問をしたわけでございます。

先ほど、住民登録、私は削除といったんですけど、職権消除、役所言葉でちょっと私もよくわからないんで、職権消除に関する事務取扱要領というのはどういうふうになっていますかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 職権削除、消して除くと書いて「削除」という具合に、法律用語で定められているところでございます。

お尋ねの事務取扱要綱でございますが、住民基本台帳法の規定に基づく職権による住民票の削除等に関し、必要な事項を定めるものでございます。その内容としては、職権削除を行うに際しての実態調査の手順や方法、現地調査の機関や回数、該当者への指導や催告、削除した際の通知等について規定しているものでございます。繰り返しになりますが、住民票は居住関係を公的に照明するとともに、選挙人名簿への登録や印鑑登録など、住民の社会生活や経済活動にも影響を及ぼすものでございますので、職権削除は慎重を期して行うべきとの立場に立ち、この要綱を定めているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) それと、先ほどですね、現地調査をして、その結果、住んでいないということが確認できた場合には、指導書によって異動の届け出を促すと、そういう回答があったと思います。もし、従わない者については、削除して本人に通知をし、公示をすと言ったのかな。そうすると、公示というのはどういう仕方をするのか。

それから、今まで区長さんから連絡があった場合には、そんな措置を講じてきたのか。

また、担当部署から、先ほども申し上げたように、書類を発送して戻ってきた場合にも、同様の措置をされるのか、その点をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) まず、前段のご質問でございますが、住所がわかっているもの、所在がわかっている方については、住所を異動する旨の指導を行うわけでございますが、住所が不明な方について公示を行うということでございますが、これは先ほどの財政部長と同じようにですね、あわら市の公告式、つまり掲示板に掲載することによって、このような行政処分の手続を進めていますというようなことでございますので、掲示板に掲載することによってなすという内容でございます。

それから、もう一点の2度の催告ですね、最初の指導、それから催告にも従わない場合は職権によって削除をし、この場合には住所が明らかでございますので、本人宛てへ削除した旨を通知するというところでございます。

それから、区長からの不在連絡があったことに対して、職権削除の措置を講じるか、あるいは担当部署に文書が戻ってきたときはどのような措置を講ずるのかということでございますが、ご指摘のとおり、これまでに区長から文書の受取人が不在である旨のご連絡をお受けしているものがございます。ただし、この不在連絡をも

って、事務取扱要綱に定める近隣住民からの不現住者の申し出と解釈するのは適切ではないと考えております。したがって、これが直ちに職権消除へ向けた手続に直結するものではないと考えているところでございます。

次に、担当部署に返戻された文書の取り扱いについてであります。市が発する文書は法令の規定等により、それぞれに手続は異なりますが、まずは担当部署において必要な調査を行い、本人に送付するように努めております。それでもなお、本人に送付できないことが明らかであり、事務の合理的な執行に支障があると判断されたものについては、住民票の記載に疑義があるといった旨、市民生活課に通知され、事務取扱要綱に定める手続に従いまして、居住実態調査を実施し、適切に職権消除の措置を講じているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) 職権消除をされないということは、例えば担当課がいなくてもですね、相手方がいなくても消除されていないと。返ってくるのをわかっていながら書類を送るわけですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 基本的に各課の通知、文書等につきましては、仮に税なんかはそうでしょうが、住民登録があることをもって、それを根拠として文書を送るということでございます。これは住民票があるからという理由で発送するわけですが、一方で、それと職権消除がイコールではないというところでございます。すなわち住民の実態がないその理由がですね、冒頭申し上げましたように、他県への単身赴任であったり、あるいは課税はないでしょうけれども、大学生が1人、都会にいるといったようなことで、必ずしも不在の理由をもって職権消除をすることにはつながりませんので、そういった場合には文書が通知されるということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) 1問ですと時間をかけるのも何ですから、次に移ります。

通知カードですね、マイナンバーの、これ、私は国から交付されるのかと思ったんですが、委託して交付するというところでございまして、これには委託料とか郵送料とかかかりますけども、この経費というのはどうなりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 10月5日から送付する通知カード、また来年1月以降に交付いたします個人番号カードは、制度上、住民票の登録のある市町村が発行することとなっております。しかしながら、この発行事務を効率的に、また全国統一フォーマットによるカードを発行する必要があることから、全ての市区町村が

カードの作成、発送等の事務を地方公共団体情報システム機構に委託しているところでございます。

これに係る委託料でございますが、事務に要した費用の総額を人口比率で算定するということになっております。本市における委託料でございますが、1,024万5,000円と試算されております。

なお、この費用の全額について、国からの補助金が交付されることとなっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) あとですね、住所を明らかにしたくない人、例えばDVであるとか虐待、それから借金等でここにいられないと。そういういろんな方、または親戚に身を寄せている方、そういう方々が住民票がありながら、ほかに住んでおられるとかいう方が多いと思うんですけども、こういう場合ですね、その申し出をできないと、したくでもできないという方がおられると思うんですよ。そういう場合はどうしたらいいんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) DVや虐待の被害者あるいは東日本大震災により避難しているなど、やむを得ない事情により住民票のある住所地で通知カードを受け取ることができない人がいらっしゃいます。ただ、今ご質問の中に借金というお話がございましたが、借金はやむを得ない事情には含まれませんので、これは除外ということになります。いずれも、法律等で住所を定めることが困難であるということ容認している方々について、どのような取り扱いになるか、お答えをいたします。

このような方々につきましては、本年9月25日までに住民票のある市町村に対し、実際の居住地を届け出ることによりまして、居住地において通知カードを受け取ることができます。すいません、ただいま居住地においてと申し上げましたが、住民票のある市町村において受け取ることができます。

なお、不受理によって通知カードが廃棄された場合がありますが、これによって各人の各自の個人番号までが廃棄されるわけではございませんので、そのような方につきましては、住所地へ再交付を申請することによって、通知カードを入手することができるようになってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) 市民福祉部長に最後の質問ですけども、マイナンバーカードですね、これが行き渡ると、生活実態のない市民というのは、学校へ行っているとか単身赴任者を除けば、大体把握されるんでしょうかね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（坪田正武君） 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長（城戸橋政雄君） マイナンバー制度の制度によりまして、直ちに国民の居住の実態が明らかになるというかと、そうではないのではないかと具合に考えているところでございます。これは、たとえマイナンバー制度が定着したからといいましても、今ご質問にもございました、単身赴任あるいは大学進学等を理由に、これまで同様に住民票を移さない人が相当数存在し続けると予想をしているからでございます。

一方、次の参議院議員通常選挙から選挙権が18歳以下に引き下げられるようになっております。国では、棄権を抑制するため大学進学時に住民票を異動するよう促していくとしているところでございます。いずれにいたしましても、市としては、このマイナンバー制度や選挙年齢引き下げにより、住民票と居住地の不一致が少しでも解消されるように期待しているところでございますが、しばらくの間は様子を伺いながら、今後とも指導に当たっていく必要があるのかなという具合に考えているところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 11番、笹原幸信君。

11番（笹原幸信君） それでは、財政部長に二、三質問をさせていただきます。

先ほど、居住地がわからないときは公示送達すると言われたんですけども、先ほど市民福祉部長が言われたように、あれですかね、やっぱり掲示するということなんですか、この意味は。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） お答えいたします。

公示送達は、先ほど市民部長も申し上げましたし、私も少し申し上げましたが、地方税法では第20条の2に規定されておりまして、名宛人の住所が不明等の理由により書類の送達ができない場合、この場合ですね、自治体の掲示板に自治体の方で関係書類を保管しており、いつでも交付できるというような旨を一定期間、これは地方自治法では7日間というふうに規定されておりまして、この一定期間掲示することにより、その期間が経過した時点で送達の効力が生ずるものとする制度です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 11番、笹原幸信君。

11番（笹原幸信君） そうすると、税関係でですね、今の公示送達した件数はどのくらいあったんでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 財政部長、佐藤雅美君。

財政部長（佐藤雅美君） 今年度の当初で申し上げますと、これは1人の人で複数の税がかかっている方もおられますので、延べで申し上げますと23件でございます。毎

年そんな数だと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 11番、笹原幸信君。

11番(笹原幸信君) これで質問は終わりますけども、私がちょっと感じたのは、市民生活課ですね、職権消除をしない限りは、各課で税の賦課徴収をしても、全く入る見込みのないところへ何回書類を送っても入ってこないということであれば、滞納額がどんどんたまっていくような状況になるんでないかなと、そういうふうに思っております。できるだけ早期に、速やかに消除をしていく方がいいのではないかなと、そういうふうに思います。

それから、議会報告会でも2カ所、私は3カ所回ったんですけども、2カ所でマイナンバーカードについては、本当に十分なる注意を持って進捗していただきたい。万全を期すようお願いしたいというご意見がございましたので、それについては両方の漏れなきようお願いをいたして、質問を終わります。

以上でございます。

三上 薫君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、9番、三上 薫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 9番、三上 薫君。

9番(三上 薫君) 通告順に従いまして、9番、三上、一般質問を行います。

空き家の維持管理について質問をさせていただきます。4点、質問をいたします。

本市においても、空き家の増加は大きな問題となっています。これは全国的な問題であり、放置され、適切な管理が行われていない空き家が防災や衛生、景観などの面で、住民の生活に深刻な影響を及ぼしているため、昨年、空き家対策特別措置法が制定され、今年5月から全面施行されました。

ご承知のとおり、この法律では、空き家政策の基本的な考え方が示されており、空き家の適切な管理を所有者の責務としたほか、市町村の役割として空き家対策計画の策定、空き家対策の体制整備、空き家の調査などが盛り込まれています。

市町村が立ち入り調査を行い、建物が著しく傾いている、屋根や外壁が脱落し、飛散のおそれがあるごみの放置などにより、ハエやネズミなどが多数発生し、衛生上有害となっている空き家については、特定空き家に認定し、所有者に修繕や撤去を勧告、命令できるようになり、命令に従わなければ行政代執行による強制撤去も可能となりました。

こうした中、自治体によっては危険家屋の解体や撤去の費用の一部を助成する例もあります。危険度などをきちんと判定した上での補助とすれば、解体・撤去を進める後押しとして有効なのではないかと考えます。

そこで提案いたしますが、本市においても空き家の解体・撤去費用について助成

を行うことを検討してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

関連して、銀行と連携し空き家を解体・撤去する際の資金面の支援を行う動きが広がっているようです。例えば、秋田県内の市町村と秋田銀行が覚書を締結した例では、市町村の空き家解体・撤去補助金の受給が決定した住民らが同銀行の空き家解体ローンを利用する場合、通常の金利より低い利率を適用することとなっています。解体・撤去費用を半分補助するとしても、まとまった金額を一時に払うのは、空き家の所有者にとっては大きな負担であり、このような形での支援は更なる後押しになると思います。

また、金融機関が解体・撤去のためのローン商品を持つことにも、この問題の認知度を高めるといった意味があると言えます。先ほど提案した補助制度の創設に加え、このような金融機関と連携した支援を実施してはいかがでしょうか。

また、解体・撤去が進まない原因は、更地にすると固定資産税の宅地向け優遇措置が受けられなくなるということもあります。老朽化した空き家の固定資産税評価額はかなり低く、家屋に対する税金はほとんどかからないにもかかわらず、土地の上に家屋があることで土地の税額が200㎡以下の土地で6分の1、200㎡を超えても3分1に軽減されるため、税金対策としてそのままにしておこうと考える人が多いという問題です。

そのため国は、空き家対策特別措置法に基づいて出した勧告後に状況が改善されなければ、家屋が残っていても更地と同様に高い税金をかけられるように地方税法の改正を合わせて実施しました。一方、自治体の中には、解体・撤去を促すために解体・撤去した後の一定期間、固定資産税の減免措置を行っている例もあります。本市においても、空き家の解体・撤去に当たって、固定資産税が一定期間、解体・撤去前と同等になるような減免措置を行ってはどうでしょうか。

ところで、民間では、法律施行と空き家の増加を商機と捉える動きもあります。例えば、建物管理会社が空き家を巡回して換気や清掃を行ったり、雨漏りなど建物の状態を確認するサービスを提供している例もあるようです。また、市のシルバー人材センターが長期不在の空き家について、除草や清掃など管理をパッケージ化し、有償で請け負っているような事例も全国的に広がりつつあります。空き家を長期に放置した場合には、老朽化が著しくなり利活用が難しくなるため、シルバー人材の活用と空き家の老朽化対策の両面で、意味ある取り組みと言えるのではないのでしょうか。

そこで提案しますが、本市においても、長期不在の家や都会などで暮らす本市出身者の実家や親戚の家などを、シルバー人材センターなどを活用して管理する取り組みを行ってはどうでしょうか。同様の事例として、広島県江田島市などでは空き家バンクに登録された物件について、清掃費を助成する取り組みを行っています。家屋を良好な状態に保つことで、売買や賃貸の契約を成立しやすくなることが狙いだといいます。本市においても、空き家バンクに登録された家屋について、清掃など最低限の維持管理を行うための補助制度を創設してはどうでしょうか。

また、空き家の貸し出しや売却を進めるために、不用な家財道具の処分や搬出のための費用の補助を行ってはどうか、あわせてご所見をお尋ねします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 三上議員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の解体・撤去費用について、助成を行うことを検討してはどうかとのご質問ですが、空き家の解体等の費用について、その一部を助成している自治体があることは承知をしております。助成方式としては、解体費用に対する一定割合とするものや補助単価方式によるものがあり、福井市では、1㎡当たり5,000円とし、その上限は50万円とされております。

本市においては、現在、区長を通して空き家の状況を調査中であり、当初の計画よりおくれてはおりますが、秋ごろまでにはこれを取りまとめる予定であります。

なお、空き家の問題は、基本的には個人の財産権と公共の福祉との微妙なバランスの上にあるものではありませんが、この調査結果を踏まえ、先進自治体の制度も参考にしながら、検討して参りたいと考えております。

次に、金融機関と連携した支援を実施してはどうかのご質問ですが、議員ご指摘のとおり、金融機関が解体等のための商品を持つことは、空き家の解体等を進めるための後押しの一つにはなるものと考えております。議員ご紹介の秋田県の例では、自治体が解体等に要する費用に助成するという事を知った金融機関側から連携の提案があったと聞いております。県内においても、独自に商品を開発している金融機関もあるとのことでありますので、本市としましては、今後の県内金融機関の動きを注視していきたいと考えております。

続いて、解体・撤去後も固定資産税の住宅用地特例相当の減免措置を行ってはどうかのご質問ですが、議員も言われているとおり、今回の特措法にあわせて地方税法が改正された趣旨を考えますと、現段階では消極的にならざるを得ないと考えております。

最後に、空き家の管理等に関するご提案でございますが、本市においては、議員ご承知のとおり、空き家バンクを活用して取り組んではおりますが、まだ十分とは言えません。今後は、全国の空き家問題に関する取り組み事例を調査研究し、本市の実態に即した対応策を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 9番、三上 薫君。

9番(三上 薫君) 1点目のご回答で、要は非常におくれていると、秋ごろまでには取りまとめたいとのご答弁でございました。当然、来年の区長会等もございましたので、それまでには報告を願いたいと思います。

これで、1点目の質問を終わり、2点目の質問に入ります。

金融機関と連携した支援の実施について、再質問をさせていただきます。

金融機関の動きを注視したいとのご答弁でしたが、空き家の解体・撤去を進める後押しになるとお考えなのであれば、是非とも積極的に取り組んでいただきたいと思います。金融機関の動きを待つのではなく、今後、解体・撤去費用の助成制度の創設をご検討いただく際に、並行して金融機関への提案を行ってはいかがでしょうか。推進に関して何か課題などがあるものでしたら、あわせてお聞かせください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 先ほども申し上げましたが、何らかの助成措置を講じることを検討すると並行して、金融機関との連携を探るべきではないかというご指摘かと思えますけども、先ほどもおっしゃいましたが、金融機関自体がですね、多少動き出しているところもありますし、これは民間の金融機関としての営業活動であります。むしろこれはですね、市が行うような助成が発表された後に、金融機関がそれをどう捉えて、どのような商品化をしていくかということにかかっているかと思えますので、これは今ほど申し上げましたように、もう少し金融機関の動きをですね、もう少し見守るべきかなというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 9番、三上 薫君。

9番（三上 薫君） 了解をいたしました。

それでは、4点目の空き家の管理等について再質問をさせていただきます。

これは大変重要な課題であります。提案した点についてご検討いただけることもあるとのことですので、もう一步、視野を広げて、重ねてご提案させていただきます。

一つの観点は、民間との連携であります。土地や住宅の利用を促進するためには、やはり民間の専用業者の情報や経験、ネットワーク、専門的な知識などが有効だと考えます。

そこで提案いたしますが、不動産業者や宅建協会などと連携協定を締結するなど、民間と一緒にした取り組みを行ってはどうでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 総務部長、嶋屋昭則君。

総務部長（嶋屋昭則君） 民間との連携に関してでございますが、議員もご承知のようにですね、あわら市におきましては、空き家情報バンクの制度を取り入れております。この空き家情報バンクの中で登録されました物件につきましては、既に宅地建物取引業者との連携がなされておりますので、ご承知おき願いたいと思います。既に連携はいたしております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 9番、三上 薫君。

9番（三上 薫君） 先ほどのご答弁でございますが、人口減少対策の一つとして賃

貸することも一つの課題として検討すべきものではないかと思っておりますので、よろしくご検討をお願いして、私の質問を終わります。

卯目ひろみ君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、16番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 16番、卯目ひろみ君。

16番（卯目ひろみ君） 16番、卯目でございます。一般質問をさせていただきます。

市民の健康増進または認知症予防を目的に竹田川河川公園及び北潟花菖蒲園を活用して、健康増進対策としてウォーキングコースを整備する考えはないかということについてお尋ねいたします。

今や健康志向の時代、早朝からあちこちで歩いている人の姿をよく見かけます。町の中に幾つかのウォーキングコースエリアをつくり、歩いてみたい町また歩きたいくなる町として、住民はもちろんのことですが、この町に訪れた人もあわらの魅力を再発見してリピーターになっていただきたい、そんな思いもあって質問をさせていただきます。

あわら市内にはたくさんの公園があります。数ある公園のうち、今回二つの公園の整備についてお伺いいたします。

一つは上新橋上流の河川公園、もう一つは北潟花菖蒲園です。河川公園は、今現在は草刈り以外ほとんど手が入られていない状態ではないかと思っております。先日、数人で話をしていましたら、ある方から「かつて竹田川では、ダンポートレースとかコンサートとか民謡とかの夏祭りがあったけど、今は何もしないのか」というお話がありました。そういえば、突然のように仮の橋が出現して、川の中を向こう岸へ渡るのが楽しみだったのを思い出しました。

この場所でのイベントなどは、今のところは別としまして、あわら市にとって竹田川の流れは切り離せないものです。先日、改めてその場所へ行ってみました。堤防には大きな階段があり、タイル張りのホールがあり、今すぐにでも使えるようになっています。また、道を挟んで、新富区の公園に入りますと、和風でおしゃれな植え込みや花が植えられ、こんなところにこんないい場所があったのかと、新しい発見にうれしい思いがしました。

また、もう一つの北潟花菖蒲園は、北潟湖に面した周りを木々に囲まれた一角に、ひっそりとハナショウブばかりが植えられているという場所です。そのハナショウブの季節、早朝に訪れると、湖では朝日を浴びてボラがはね返り、あたりはしんと静かで爽やかで、朝の散歩にはうってつけの場所です。ただ、残念に思うのは、湖畔荘横からの進入路が目的地にちょっとふつり合いなこと、そして許していただけるなら、ハナショウブしか見るものがないというところです。かつてこの園ができたころから比べると、人のニーズも少しずつ変化を求めているようになっています。現

に、ほかの花菖蒲園ではいろんな工夫がされております。同じものばかりでは、おもしろみに欠けるとも言えます。

質問ですが、さて、この二つの公園ですが、この場所はこれからもこのままにしておかれるのでしょうか。それとも今後、何か計画があれば考えをお聞かせいただきたいと思います。

ここからは、私の提案なんですけど、私はこれらの公園を再整備して、ウォーキングコースエリアをつくり、もっと活用できないものか提案をしたいと思います。

まず、竹田川の河川公園は、兩岸の堤防や河川敷の部分に草花を植え、春には菜の花、アザミ、ユキヤナギ、コデマリ、シモツケ、ヤマアジサイ、また秋には、ノコギリク、オミナエシ、フジバカマ、リンドウ、ヨメナ、そういった草花を一年草ではなく、宿根草類、多年草の草花を植えます。そうすると、一年草の花に比べ、植えかえの必要もなく、手間もそれほどかからず、植えかえの必要がありません。ちょうど今この季節、JR駅前のにぎわい広場には、そういった草花がたくさん植えられています。とてもいい感じの場所となっています。あとは川の周りに休んだり、それから川の流れを眺めたり、花を見るためのベンチがあれば、それでいいです。今は何もありません。

また、花菖蒲園には湿地に合う水辺の植物を植えて、その周りにハナショウブを配し、変化をつけて周りとの調和のとれた植物園に生まれ変わらせる。連作障害などを少しでも避けられる工夫をする。そして、昔から言い伝えられている6月の端午の節句、そのときのショウブ湯に使うハナショウブを一角で栽培して、旅館、セントピア、もちろん一般家庭用、芦湯などで使用する、一般家庭用として販売をする、またできるまでになれば、それはまさに地元の地産地消だと思います。そういうことを目指すことにもなるのではないかと思います。

歩く楽しみをつくり出すということは、第一に住民の健康増進にもつながり、また、ただの散歩から少し飛び出して、いながらにして自然や季節感が感じられ、楽しい気分がウォーキングができるのは長続きのコツとも言えます。コースを回ることによって達成感があり、その結果、健康に対する意識も増すのではないかと期待するものです。

あわら市内には、創作の森コース、トリムパークコース、アメリカフウの並木道コース、湯のまち駅前広場コース、JR前にぎわい広場、また竹田川コース、レンゴ桜並木コース、北潟湖畔公園の桜、花菖蒲園コース、探せばまだまだ見つかるはずですよ。

先日、8月22日の日刊県民福井だと思いますが、この新聞によりますと、県では本年度県内大学と連携して、福井式認知症予防対策を強化し、各市町に教科書のようなものをつくり配るそうです。というのは、各市町がいろんなことで悩んでいるということなんですね。どんなふうにしていいかわからないので悩んでいるということだそうです。その中のメニューの一つに、ウォーキングが有効というのがちゃんと書かれています。こちらの面からの活用も十分にできると考えますが、市と

しての考え方をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) 卯目議員のご質問にお答えします。

まず、竹田川河川公園ですが、河川区域の中につくられているため、大雨になると河川敷にも冠水し、このときに上流から肥沃な土砂が堆積することで雑草の生育が旺盛となり、草刈りも十分に手が回らないのが現状であります。

なお、草花や樹木等を河川内に植えることは、大型の機械により草刈りを行っていることから、管理の面においても困難であると考えております。

竹田川周辺でのウォーキングについては、堤防が比較的交通量の少ない通りになっておりますが、交通安全に気をつけていただき、途中で水面を泳ぐ水鳥やイチョウなどの樹木の季節の移り変わりなども感じながら、ウォーキングを楽しんでいただきたいと思っております。

また、もう一方の北潟湖畔花菖蒲園ですが、この周辺には北潟湖畔公園やあわら夢ぐるま公園など、散策に適した大きな施設があります。特に北潟湖畔公園は、国道305号線からの進入路やアイリスブリッジにより対岸と結ばれていることなど、花菖蒲園へのアクセスを意識した整備となっており、3.7kmのサイクリングコースや公園内の散策路も整備されております。湖畔の桜並木や季節ごとに咲き誇る花などにより、魅力あるウォーキングコースとして多くの市民に親しまれております。このことから、北潟湖周辺エリアでは、北潟湖畔公園やあわら夢ぐるま公園でのウォーキングを楽しんでいただきたいと考えており、花菖蒲園内に新たにウォーキングコースを整備することは考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、ウォーキングの有効性については、市民福祉部長からお答えいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 認知症予防等におけるウォーキングの有効性についてお答えいたします。

ご承知のとおり、ウォーキングは最も手軽にできるスポーツであり、生活習慣病や筋力低下を予防し、心肺機能を向上させるなどの身体的な効果のほか、ストレス解消や脳の活性化といった精神的効果があると言われております。このことから、市では、市民の健康増進の一環として、平成22年度から5年間、チャレンジ・ウォーク「日本列島縦断にチャレンジ」に取り組んで参りました。5年間の参加者は、延べ1,308人で、参加者から寄せられたアンケート結果によりますと、「今後も続ける」との回答が約70%に上ったことから、市民の間にもウォーキングの習慣が定着したものと考えております。

また、認知症予防対策として、月2回の「脳活性化教室」を開催していますが、そのプログラムの一つとして、ウォーキングを取り入れているところでございます。

グループで会話を楽しみながら歩くことにより、話すことと歩くことの二つの行為が同時に行なわれることから、注意力を高めるとともに脳を活性化する効果があります。さらに、景色や季節の移り変わりを観賞するなど、目的を持って歩くこともよいとされており、認知症予防としてのウォーキングは、十分な効果が期待できるものと考えております。

一方、県におきましては、議員ご指摘のとおり、県内の大学との連携により、生活習慣病と認知症との関係を調べた上で、福井に適した認知症予防メニューを取りまとめるとのことです。来年度には、テキスト配布や予防メニューを普及する指導者の養成にも取り組むとのことですが、市といたしましても、県と連携しながら、積極的に認知症予防に取り組んで参りたいと考えております。

なお、ウォーキングはいつでも、どこでも、誰でも、気軽に始めることができるものであり、お気に入りの場所で、自分の体調や都合に合わせて楽しむことが何よりも長続きのポイントであると考えております。したがって、特別なウォーキングコースを必要とするものではなく、土木部長が申し上げたとおり、竹田川の堤防や北潟湖畔公園、サイクリングロードといった既存施設等の活用によって、十分な効果が得られるものと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 16番、卯目ひろみ君。

16番(卯目ひろみ君) 今の公園の整備ですが、現実にはなかなか難しい問題かなと思います。

お聞きしたいんですけど、北潟の湖畔公園ですけど、あそこの維持管理、例えば植えかえとかやっていらっしゃるんですよね。そういうのは、1年を通してずっと続けてやっていらっしゃるのでしょうか。ちょっとお聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) 今のは、北潟湖畔公園の方でしょうか。

16番(卯目ひろみ君) 花菖蒲園の方。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 花菖蒲園の草花の管理のお話ですが、花菖蒲園につきましては、シルバー人材センターと委託契約を結びまして、そこと1年間管理をしていただくということになっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) もっと大きな声で。

16番、卯目ひろみ君。

16番(卯目ひろみ君) すいません、声が小さちゃくて。

今、花菖蒲園なんですけど、ちょっと管理がすいません、答えていただいたのが

違うんですけれど、ショウブというのは1年に約1カ月ぐらいですかね、ずっと咲いているのがね。あそこのあの場所へ行ってみますと、工大の桜がありますね、春になると。それから、6月、7月ぐらいになると、山際のところにアジサイもありますね。そして、ハナショウブが咲くんですが、それが終わってしまうと、ほとんど何もありません。私は、あそこ、時々行くんですけど、ないときこそ何かもったいないないという気がするんです、いい場所なので。

それから、あとカヌーのコースのところにもなっていますし、できることでしたら、今すぐには言いませんけど、これから先、例えば北潟地区の方々、そのの方々の中にも、そういうふうに思っている方はいらっしゃるんじゃないかなと思います。前にもちょっとお話を聞いたことがありますので、「ショウブだけでなく、何かほかのことができるといいね」というのを聞いたことがありますので、これから先、ソフト面でね、もちろんハードもそうですけども、ソフト面でそういうものを少しずつ、少しずつでいいですから整備をしていこうという、そういうお考えも持っていたらなんと、私は思っております。

それから、河川公園もそうです。今、部長のお答えですと、平たいところを言っていると思うんですね、水が来たりとか。そうでなくて堤防、もちろん草が生えますし、どんなふうになるかは私もちょっと専門ではないので、何とも言えないんですけれども、堤防の上のあたりとか、その途中とか、そういうところできるところから、初め、頭から何もできないんじゃないかと、何かできないか。それから、こちらからの行政からの押しつけではなくて、町の人たちが一つでも二つでも、そういうところを増やしていこうかなと思うような、そういう呼びかけとありますが、提案とありますが、そういうのもこれから考えていただけたらなと思います。そのことについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 花菖蒲園につきましては、今ほどのご質問のとおりですね、6月の中旬以降になりますと、花としては使えないということで、一応それ以降ですね、また来年に向けた肥やしを入れたり、土壌をいろんな整備、そういったもので来年に向けた管理をしております。

アジサイとか桜とか、少し季節をずれて、そういった花も咲くようなところもございまして、当初のご質問にもありましたように、連作障害という話も、実はちょっと今問題を抱えておまして、その辺の改善策も含めて、今後いろいろ地域の皆さんとご相談しながら進めたいというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) 河川公園の方についてお答えをさせていただきます。

現在は、先ほど言いましたけども、草刈りだけで精いっぱいというような状態の中で、今後、例えば草花を流れるところではなくて、流れない上の方とか、そういう

ところへ植える場合なんですけども、これはやっぱり行政だけではとてもできないので、また今後、市民の皆様にも声かけをしながら、できるかどうかについて検討していきたいということでもよろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 16番、卯目ひろみ君。

16番(卯目ひろみ君) 少しでも前向きに、私らも、もちろんまた何かお手伝いできることがあればしたいと思いますので、取り組んでいていただきたいと思います。

それから、健康増進の方なんですけど、例えば県からの今、教科書が来たりとか、それからそういう人たちを育てたりとかということはあると思うんですけど、実際にはそれを活用しないと、市民の中にいかに広めるか、広まるかということが大事なわけですね。

私は思うんですけど、このいろんなコースを私は言いましたが、今、自分の家から歩いてそこへ行くというんじゃなくて、車で出かけたり、それから犬を連れて行って散歩させたり、それから自転車で出かけて行って、その周りを歩いたりとかって、そういうやり方のウォーキングというの、今はあるんですね。お年寄りといえども、ほとんど車に乗る方もたくさんいらっしゃいますし、コースをいろいろつくって、そして小っちゃいのでいいので、パンフレットをつくって、そしていろんなところでそれを人の目に触れるような、例えば「おばあちゃんの味」みたいな、こんなね、小さいパンフレットをつくっていただいて、町の人に配ったりする、そういう活動といいますか、そういうことをやっていただくと、私らは、ただあるよと言っているけども、なかなか気がつかないこともたくさんあるんですね。それで、目の前にそういうものがあって、手に持っていれば見られますので、そういうことができないかなと思うんですけど、そのことについてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部長、城戸橋政雄君。

市民福祉部長(城戸橋政雄君) 先ほど申し上げましたように、ウォーキングにつきましても、認知症予防などに効果があるということで、十分に認識いたしているところでございます。

ただいまご提案をいただきましたのは、ウォーキングコースをパンフレットということは、マップ化してそれをお配りしてはということだろうと思うんですけども、例えば5キロコース、10キロコース、15キロコースといったようなお勧めのコースを選定いたしまして、それと見どころをマッチングさせたような地図をつくり、冊子化するといったようなことをイメージいたしたところでございます。

現在、今後の取り組みといたしまして、認知症のみならず、介護予防といったようなことも、今後は大きな課題としてなって参りますので、そういったことにも十分活用ができるのではないかなという具合に考えているところでございます。

今後、県が今策定中でありまして、介護予防メニューの活用とあわせてですね、そういった県から示されたテキストとの併用した活用等も含めまして、ウオ

ーキングマップの作成につきましては、検討して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 16番、卯目ひろみ君。

16番(卯目ひろみ君) そんなふうにして、一つずつ、一つずつでいいので、町の中がよくなっていくように、みんなで進めていっていかねばいけないと思います。それでは、質問を終わります。

議長(坪田正武君) 暫時休憩いたします。なお、再開は午後2時35分から行います。

(午後2時24分)

議長(坪田正武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、森 之嗣君より早退の届け出が出ておりますので、これを許可しております。

(午後2時35分)

仁佐一三君

議長(坪田正武君) 続きまして、通告順に従い、1番、仁佐一三君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1番(仁佐一三君) 1番、仁佐一三、通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

質問につきましては、北潟湖畔のグレードアップ、活用についてさせていただきます。

私、今年の3月まで2年間、湖畔公園で働かせていただきました。そうした公園のいろいろな現状、また現況を見てきました。湖畔公園は北潟湖と広大な芝生広場、里山的な雰囲気を含み備えた素晴らしい公園だと、私は思っております。あわら市民にとりまして、やはり自慢のできる公園ではないかと感じております。

そして、今回国体のカヌースプリント競技場にも決定され、来年には青年の家も完成する、これからはたくさんの方が公園を訪れてくれるのではないかと。やはり市の中の1番であるという公園に、これからも維持をしていただきたいと思います。

しかし、やはり12年も経過すると、美観的に損なうような場所がかなり多くなってきております。やはり特に正面入り口の斜面、また管理棟裏の斜面、花壇等を整備して活用すると、かなり大きなインパクトが出るのではないかと考えております。そして、やはり花壇を整備することによって、またいろいろな世代の人も公園を訪れてくれるのではないかと考えております。

それから、湖の反対側の山際の木なんですけども、今グラススキーができていらずっと左側になるんですけども、その木がかなり大きくなって、桜の枝にかぶるぐらいの勢いがついてきております。やはり木の枝というのは、かなり成長もあり

ますし、そして木の枝の剪定につきましては、やはり10年を一区切りとしてしなければならないのではないかと考えております。あのまま放っておきますと、広葉樹また落葉樹の木がたくさん茂っておりますので、落ち葉等につきましても、かなりの量の落ち葉が出まして、山際の芝はほとんど枯れてしまっております。そうしたことから、やはり一度、木の剪定を是非考えていただきたいと思っております。

続きまして、朝夕ウオーキングする人がかなり増えてきております。散歩する人も、それと同じ、先ほども卯目議員さんが言われたように、本当にウオーキング、散歩、そしてジョギングと、そういうすばらしい公園なので人もたくさんと増えてきております。しかし、その中の中高年の人にとりましては、やはりベンチがあると本当にもう少し休憩できたり、おしゃべりできたりという要望がかなり私たちに聞こえてきました。そうしたことから、アイリスブリッジを拠点にして、大体1.7キロまではほとんど休憩場所がないと。赤尾の芝生の植えているところなんですけれども、そういうようなところに最低3カ所ぐらい軽いベンチを設置してもよいのではないかと考えております。

続きまして、公園には4個のガラスハウスがあります。現在、余り活用されていない状況であります。特に、春の森のガラスハウスは大きさ的にも、場所的にも、軽食、飲食のできるような店ができないかなと。公園もさらに華やかになるし、また公園を訪れる人のニーズにも応えられるのではないかなと考えております。まあ、今は飲み物なんかにつきましては、管理棟内の自動販売機だけなんで、そういう要望もかなりございます。

続きまして、現在、芝生広場が一部、赤尾側はほとんど使用されていない広場があります。そこにグラウンドゴルフの有料化、一番いいのは無料なんですけれども、できれば有料化でもいいのではないかなと考えておりますが、やはり今グラウンドゴルフをするような人口は、あわら市にとっても300人、もっとかなり超えるのではないかなと。県の大会にいろんなところから来ると、もう300人は超すような人が来るといふこともありまして、是非使っていない芝生広場を活用するべきではないかなと考えております。

そして、一番今までのこの中にひっかかったのが、トイレの問題でございます。しかし、今、青年の家のカヌー艇の倉庫ができるということで、そこにはトイレも常設するという事になって、この前の県の説明におきましても、トイレも一般の人も使えるように解放するという事を聞いております。そうしたことから、今までほとんど使っていない芝生広場を常設して、多くの人にまたグラウンドゴルフ、先ほどもございましたが、健康面でもやはりよいのではないかと考えております。その辺もよろしくお願いいたします。

それからですね、桜の公園としてもっと宣伝をしてもよいのではないかと。昨年からのJRの桜開花情報も湖畔公園が入っております。また、卯目議員をはじめ、多くのボランティアの方が公園の桜にすごく力を注いでくださっております。八重桜は、県内の1番の名所であると私たちは思っております。今、しだれ桜は120

本を植え、そしてソメイヨシノを含めると、400本を超える桜になり、公園のパンフレットにも、やはり桜や公園の設備、雰囲気、アクセス道路などをしっかりと取り入れたパンフレットに是非してほしいと願っております。

そして、そのことにつきましては、やはりパンフレットも、あわら市のこの中に入れるのではなく、できれば湖畔公園のこういう、これぐらいの紙でつくっていただいて、湖畔公園用アクセスの道路も、なかなかこの道がわからなくて電話がかかってきて、このアクセスをどうしていったらいいんですかと。なかなか公民館の後ろの正面のところを教えるのには大変苦労しております。そして、一番手っ取り早いのが、湖畔荘とアイリスブリッジを渡ってきてくださいと。そして、カーナビにもいろいろ教えるのが違うみたいなので、そういうこともあって、やはりきちっとしたパンフレットをつくってほしいということでもあります。

そして、このパンフレットにつきましても、やはり要素的には建設課ではなく、観光課の要素もかなり含まれている公園なので、是非その辺も含めて検討をお願いしたいと思っております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) それでは、仁佐議員のご質問にお答えします。

今回の整備や活用に係るご質問につきましては、まず正面入り口及び管理棟裏の斜面についてであります。高台の入り口からエントランス広場を通り、サイクリングパークへ入っていく動線として、特に利用者の目にとまりやすい場所になっておりますので、公園管理の予算の範囲の中で、草花による花壇の整備を進めていきたいと考えております。

また、枝の剪定については、現在進められている青年の家整備事業の中で、工事車両の通行に支障となる枝葉の撤去を9月中に実施すると聞いておりますので、その結果を見た上で、今後の対応を検討して参ります。

また、ベンチの設置につきましては、設置場所や形状等について、利用者の意見を聞きながら検討して参りたいと考えております。

なお、春の森のガラスハウスを軽食や飲食の店にできるのではないかとのご質問ですが、給排水や厨房等の衛生設備に関する許可や営業の面で、実現はかなり難しいと思われま。ただし、移動販売車による営業は、これまでもカヌーポロ大会等のイベントにおいて許可をしてきましたので、祭日等に営業の申請があれば許可を出すことは可能であります。

次に、赤尾側の芝生広場にグラウンドゴルフの有料の常設コースをつくり、活用してはどうかとのご質問ですが、以前の議会でグラウンドゴルフの専用コース設置についての質問がありましたが、市といたしましては、グラウンドゴルフ以外にも、スナッグゴルフやターゲットバードゴルフなど、さまざまな種目での利用が可能な芝生広場として維持をし、それぞれの競技に利用できる形態の方がよいのではない

かと答弁いたしており、これからも、緑豊かな芝生の上で、多くの人にさまざまなスポーツを楽しんでいただきたいと考えております。

最後に、桜の公園として宣伝してもよいのではないかとのご質問ですが、現在、A4判片面の手づくりで作成したパンフレットがございますが、その中では、北潟湖畔公園のほか、アイリスブリッジ、ボート、サイクリングパーク及びカヌーポロの紹介をしております。なお、民間の情報誌からの問い合わせにつきましても、情報発信に効果的な写真や情報を提供しているところです。

今後、市の観光案内地図などに、桜の名所の一つとして北潟湖畔公園を掲載する方向で、観光商工課をはじめ関係機関と協議を進めたいと考えております。

また、来年度の県立青年の家の完成や、国体開催を北潟湖畔公園PRの絶好の機会と捉え、景観の維持を図りながら、更なる利用者の増加に努めて参りますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1番(仁佐一三君) 今、ちょっと簡単に説明していただいたんですが、やはり木の枝ですね、湖畔公園の、これについては先ほども、一部工事車両が通るということで、枝は切りますということがありましたが、そこももちろん本当に切ってもらいたいんですけども、そこもあれなんですけども、もう少し赤尾側、ずっと山際がかなりの枝の下がりがあって、桜の木を植えたところまでほとんどかぶってきていると。それも、そんなに長い期間あの上では絶対だめだと思っております。やはりその辺も含めて、少しずつでも枝の木を少し広げて見通しのいい、風通しのいい公園であってほしいと思っております。その辺も何とぞよろしく願いいたします。

それからですね、グラウンドゴルフの件なんですけども、今一番、使用頻度が高いのは、やはりグラウンドゴルフだと思っております。毎週あそこを貸してほしいと、いろんな団体が来ております。そうしたことから、確かにいろんなゴルフがあるんですけども、それは本当にかかなりの少ない数と、また違う場所でもできるということで、その辺も含めてやはりグラウンドゴルフに少し重点を置いてもよいのではないかと考えております。その辺はいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) お答えします。

まず、1点目の赤尾側の木の枝の伐採の件なんですけども、これも先日、現地を確認させていただきました。その中で感じたことを言いますと、例えば夏の期間でいきますと、やっぱり枝葉がある程度はあった方がいいのではないかなというふうに思っております。ただし、利用する方の安心安全の観点からいけば、今にも倒れそうな木については、やっぱり早急に伐採せんとあかんということで、この辺はめり張りをつけながら、伐採を含めた管理が必要なのではないかなというふうに感じております。

それから、グラウンドゴルフの件ですけども、これも確かに利用頻度の話でいきますと、議員がおっしゃるとおり、グラウンドゴルフが一番多いのかなというふうに思っております。ただ、これも常設になりますと、ゴールの管理とか、そういう面も含めて、それから来年夏ですかね、青年の家も完成をします。この近くにカヌー艇庫ができるということで、この辺も青年の家の活動エリアの一つになるのかなということもありますので、その辺の状況も見ながら、今後また検討かなというふうに思っております。

ただ、この区域については、実は三国土木事務所が管理しているサイクリングパークというんですか、自転車歩行者専用道路とあわせた施設となっておりますので、こちらとの協議も必要になりますので、今後さらに検討といえますか、していきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1番(仁佐一三君) 今、グラウンドゴルフの件はいろんな人から、僕もそれなりに聞いて集めたんですけども、お金をとってでもいいと、有料でもいいということで、そのグラウンドゴルフの常設を認めてほしいということで、やはり条件的には北潟の公園のほとんど使われていないところなので、是非それを考えて押してほしいということもありまして、やはり僕らもトイレの問題とか、いろんなことの絡みがありまして、なかなかそういう話を出せなかったんですけども、今あそこの隣に立派なカヌー艇のトイレもできるということになりまして、そうすれば、もし結構年をとった人でトイレが近いということで、試合に集中できるということがあるのではないかと。どうしても、確かに芝の刈る頻度なんかもやっぱり高くなると思うんですね。そういうことでしたら、少し有料でもいいからそういうことを考えてほしいということでもあります。

それから、今のあれなんですけども、ちょっとパンフレットのことについて、この前、去年でしたかね、パンフレットをもらったんですけども、本当になんかA4のぺらぺらのあれになったんですけど、やはり最低でもこれぐらいのパンフレットは、公園として整備をして、絶対必要なのではないかなと思っております。是非この辺も観光課を含めて、こんな大きな湖畔公園を宣伝する意味でも、是非パンフレットを整備してほしいなということでもあります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) 今ほどのパンフレットの件でございますけども、一応単独の公園としてのパンフレットとしては、やっぱりちょっと限界がありますので、それはそれで、また観光商工課の方とタイアップしながら、あわら市全域的なことも含めまして、また検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 1番、仁佐一三君。

1 番（仁佐一三君） わかりました。

それでは、ちょっと市長にお伺いしたいんですけども、やはりカヌーポロ、また観月の夕べ、除いてですね、市長、どれくらい公園に来ていただいたのか、できればその辺もちょっと教えてほしいんですけども。

そして、職員の方にあそこの公園に行っていってこいと言ってくれたようなことがあるのかないのか、その辺も含めてちょっと参考までにお聞きをしたいんですけども、いかがですかね。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） いろんなメーンのイベント以外にもですね、時々は行ってはいます。しばしば行っているわけではありませんけども、年四、五回ぐらいは、少なくともいろんな行事以外にちょっと顔を出したり、眺めにいったりはしております。是非職員もですね、行くようにまた周知したいと思います。今の仁佐議員のご質問ですけども、湖畔公園は、管理は実は県の施設も含めまして、土木部が今は担当しておりますが、あの形態を見ますとですね、先ほど卯目議員のご質問もありましたけども、結構花が植わっていたりですね、あるいはボートで遊ぶ場所もある、自転車で遊ぶ場所もある、あるいは健康面からいってですね、ウォーキングの場所にもなる。それから、スポーツという観点からは、今言っているようなスポーツも実際やれるということで、かなり複合的な利用価値もありますし、そういう力も持っていると思います、もちろん観光面も含めて。

今回は、仁佐議員のご質問も一つの契機にしてですね、いわゆる管理している土木部だけで物を考えるんじゃなくて、もう少し課横断的に公園の更なる活性化策を検討してみたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 1 番、仁佐一三君。

1 番（仁佐一三君） 本当に、市長が言われたようにしっかりと、これからはますますいい公園にしていっていただきたいと思います。

そして、最後になりますが、先日、観月の夕べが天候にも恵まれ、今までにない多くの方が公園を訪れてくれました。すばらしい観月の夕べだったなと思います。

また、公園も最大に生かされた、また活用でき、これから先も市民の皆様が心から楽しめる、また癒される公園であり続けたいと、私たちも思っていますし、市長の方もまたそういうことも、やはりいろんな面で力を注いでいただきたいと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

平野時夫君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、3 番、平野時夫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 通告順に従いまして、3番、平野、一般質問をさせていただきます。

前回に引き続きごみ問題について、幾つか質問をいたします。

本市内の家庭から出る一般ごみは、ご承知のごとく、既に全世帯に配られていますカラー刷りA3判サイズで、ごみの正しい分け方と出し方のごみカレンダーをもとに分別区分がなされて、各指定日に収集、搬送が行われております。その際の分別や捨て方のルールやマナーが毎回きちんと守られているのか、いないのかについては、それぞれ地域間のばらつきは当然生まれてくるわけです。

ところで、現在市内135地区におのおのごみ減量等推進委員が配置されておりますが、私も直接現場にかかわる者の1人として、最初にちょっとお聞きいたします。

各ごみステーションに持ち込まれてくるごみの分別の状況等について、市は全地区のごみ減量等推進委員の皆さん方から、現状認識するための聞き取り調査というものをこれまでに実施したことはあるのでしょうか。もし、行っていなければ、今後実施するべきではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

ところで、ごみの減量化推進目的で取り組まれている兵庫県の加古川市では、分別の方法や収集日をスマートフォンやパソコンなどで検索できる、ごみ分別アプリを制作して公開しています。このアプリの制作には、越前市の団体「越前市ぷらぷらぼ」というのがありますが、作成したソースコードを活用しているのです。無料で公開されているため、データの一部を書きかえることでつくることができます。約1,300品目の分別区分や注意事項を50音順で紹介しており、また条件欄には、「中身を空に」との留意点も記載されております。ごみ排出量の削減目標値も掲げて取り組んでおります。

参考までに、こうした先進自治体の事例を挙げましたが、本市においても、是非このごみ分別アプリを制作し、公開していただきたいと思っております。公開の後、ごみ捨てマナーの向上やごみ減量化につながると考えますがいかがでしょうか。

ところで、かつて飽食の時代と言われてからかなり立ちましたが、団塊の世代の私などは、ある意味「もったいない」教育をされてきた世代であると思っております。現在の循環型社会推進の流れの中においては、当然のことだと思っております。これから先も、ずっと未来のあらゆる分野にこの「もったいない」の言葉と精神が引き継がれていくことを願ってやみません。

ところで、京都市では、市内のごみ減量を目指す取り組みとして、「食べ残しゼロ推進店舗」として認定する制度を創設して、2014年12月から開始しております。この制度開始は、2年前の10月から「生ごみ3キリ運動」で取り組んでいる一環であるということです。一つは買った食材を使い切る「使いキリ」、二つ目は食べ残しをしない「食べキリ」、三つ目はごみとして出す前に水を切る「水キリ」の三

つがキーワードになっているのです。

この食べ残しゼロ推進店舗認定制度は、市内営む仕出し店やデリバリー店を含む飲食店と宿泊施設が対象で、一つ、食材を使い切る工夫、二つ、食べ残しを出さない工夫、三つ、食べ残しの持ち帰りができる工夫など、八つの認定条件のうち、二つ以上を実践する店が申請をして、市が認定するという制度であります。

認定された店舗は、市のごみ減量推進課のウェブページに掲載され、市から交付されたステッカーや認定証を店舗に掲示したり、取り組み内容について来店者、宿泊者に対して積極的にPRできるということです。私は大変すばらしい制度だと思っております。今後の本市にとっても、取り組むべく重要な政策であると考えております。是非とも導入していただきたいのですが、市長のお考えをお聞かせください。

次に、あの葉っぱビジネスで全国に知れ渡った徳島県の上勝町なのですが、焼却埋め立て処分されるごみの排出ゼロを目指す、「ゼロ・ウェイスト宣言」を日本で初めて行った自治体でもあります。何と、町内にはごみ収集車がありません。町民がごみステーションに持ち込んだ際には、みずからの手によってルールどおりに34分別に仕分け作業をします。そして、町からステーション管理を委託されたNPO法人のスタッフが、現場において直接アドバイスをします。

また、ごみステーションには、生ごみは持ち込まれません。なぜならば、ほぼ全ての家庭に普及している生ごみ処理機で堆肥化され、農業や園芸に活用されるからです。町はその素地をつくるために、今から20年前に電動生ごみ処理機の購入に補助制度をスタートさせたのです。1台につき約1万円の自己負担で購入できるようにしています。その結果、環境省の調査によると、この町のリサイクル率は、2013年度は驚くことに、全国3位の76.4%と高く、全国平均の20.6%の3倍強です。おまけに、生ごみはこの計算には含まれておらず、実態はさらに高い率になるということです。この先進事例も大いに参考にすべきであると思っておりますが、いかがでしょうか。

ちなみに、現在、福井県内において家庭用電動生ごみ処理機の購入に助成を行っている自治体は17市町村のうち勝山市、永平寺町、越前町の3自治体であります。助成金額の上限は2万円から4万円です。生ごみは家庭から排出される可燃ごみの半分を占めると言われ、一般ごみの年間排出量の約3割以上を生ごみが占めていると言われております。生ごみ処理機が10%普及すると、自治体のごみ処理量が2%削減し、焼却炉の長寿命化、衛生的かつ土壌還元、地球環境保全等々、数多くのメリットがあります。したがって、今後あわら市においても、家庭用電動生ごみ処理機購入に対する補助制度を導入すべきであると考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

市民福祉部理事(塚田倫一君) 平野議員の質問にお答えいたします。

本市では、199名のごみ減量等推進員を委嘱しており、日ごろのごみの分別及び排出方法の指導のほか、資源ごみの回収用具の管理等をお願いしているところでございます。

お尋ねの、ごみの分別状況に係る推進員への聞き取り調査については行っておりませんが、一部の地区におきましては、ごみステーションへの不法投棄や区民による時間外のごみ搬出に関する相談がございまして、随時、対応をしているところでございます。

なお、現状把握のため、聞き取り調査を行ってはどうかとのご指摘でございますが、年度当初の推進員会議におきまして、ごみの分別や排出等に問題が生じたときは、その都度、対応する旨を伝えしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、ごみ分別アプリを導入しては、とのご質問ですが、福井県では、県内17市町が共同でごみの分別方法や収集日カレンダーを閲覧できる福井県ごみ分別アプリ「ゴミわけるチャン」という無料アプリを公開しております。これにより、本市の分別方法や収集日につきましても、閲覧が可能となっております。

なお、このアプリは、本年5月に公開されたものであり、現状では十分に周知されていないことから、今後は市独自で作成します「ECOブック」や「ごみカレンダー」の配布とあわせて、このアプリの活用を広く周知するなど、市民の利便性向上に努めて参りたいと考えております。

続いて、食べ残しゼロ推進店舗制度の導入についてのご質問ですが、現在、市内においては、市連合婦人会や芦原温泉旅館協同組合、JA花咲ふくい等の各種団体が、食べきり運動の推進に取り組んでいるところでございます。

食べきり運動は、料理を提供する側とされる側との意思の確認が大切であり、現在、市内の旅館におきましては、予約時にお客様と相談し、食べられない材料や食事の量の希望を聞き、量より質を重視したメニューを用意するなど、サービスの向上と無駄をなくすための取り組みが行われております。今後は、議員ご指摘の認定制度を含め、食品ロスをなくし、ごみ減量化を図るため、この食べきり運動の促進に、市としてかかわって参りたいと考えております。

最後に、電動生ごみ処理機への補助制度についてであります。合併前の両町では、平成11年度に補助制度を創設し、合併までの約5年間で合せて申請件数が953件、補助総額は約3,700万円となっております。また、合併後も補助制度を継続したところですが、申請件数は20件であったということから、16年度末をもって廃止したところです。

なお、23年度において、14年度から16年度までの補助対象者へのアンケート調査を実施したところ、「生ごみを分けるのが大変だった」、「水蒸気と熱、臭いがひどかった」、「処理機の故障が多い」などの回答が多く寄せられたほか、引き続き使用している人は約4割にとどまり、使用をやめた割合の方が高い結果となっております。電動生ごみ処理機は、ごみ減量化の効果は認められるものの、このような

実績を見ますと、継続的な取り組みにはつながらないものと考えております。したがって、現時点において補助制度の再開は考えておりませんので、ご理解賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) ありがとうございます。

年1回のごみ減量等推進委員会を行っておりますけれども、ある一部での地域の現状を聞くことはあっても、あわら市全体での聞き取りは行っていないということですが、是非行っていただきたいなと思います。その中で、年1回の定例の推進委員会で周知というか、今あわら市内のごみの現状はこういう状況なんだということ、報告を是非お願いしたいなと思います。

また、分別マナー、ルール、そういうもの減量化に対して本当に取り組んでいる活動報告というか、いい活動報告をそこで是非行っていただきたいなと思いますし、その取り組みを是非お願いしたいなと思います。いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

市民福祉部理事(塚田倫一君) ごみの減量化も非常に大切なことと考えております。

現状を把握するためには、お一人お一人丁寧に現状と推進員さんご意見を伺うということは大変素晴らしいことであり、また各自、各自治体で取り組まれているごみ減量化につきましても、何か発表の場をというふうに考えております。今「エコ市民会議」というものを当方の方で事務局を持っておりますので、またそういう機会にでも、発表の機会を設けることでできればなというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 是非よろしく申し上げます。

アプリなんですけれども、あわら市独自でまたつくって公開していただけないかなということなので、県のそういうアプリから出さなきゃいけないというか、直にあわら市のアプリを制作公開していただければ、ありがたいなと思います。

あと、食べ残しゼロ推進店舗、これは旅館関係はそういう取り組みをされているところもあると思いますけれども、各店舗に周知していただいて本当につくる側、食べる側、本当にもったいないので、是非その辺の取り組みも力を注いでいただきたいなと思います。具体的にステッカーとか、そういう目に見える形で、我が店舗は食べ切り運動をやっているんだというふうな取り組みを是非、この店は残しちゃいけないんだと、また明らかに、例えばレストラン「」の例を挙げて申し訳ないですけれども、かなり量が多いんですね、好意的で。ありがたいんですけども、下手すれば食べ残しという形が出てきます。最初から少し少な目とかいう形で注文をするという、そういうコミュニケーションも生まれてくるんじゃないかなと思

ます。是非、形として見える形で、具体的に食べ残しゼロ推進店舗、そういった認定制度を取り入れていただきたいなと思いますけども、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市民福祉部理事、塚田倫一君。

市民福祉部理事(塚田倫一君) 最初はアプリの件でちょっと誤解があったかなと、私の説明が悪かったのか、ちょっと誤解があったような気がいたしますので、再度説明いたします。

アプリに関しましては、福井県17市町村全て網羅した形で、今無料の公開となっております。したがって、その「ゴミわかるちゃん」というアプリの中から、あわら市だけを選択しまして自分の携帯にダウンロードをすることができますので、また改めてあわら市独自でアプリをつくるということは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

それと、食べ切り運動の話でございますけれども、現在あわら温泉では、10の旅館が食事の量などを事前にお客様からお聞きして、材料や量を調節しております。また、県の運動になるわけでございますけれども、毎日30日を食べ切りの日と定めておりまして、福井県が啓発活動しております。この啓発活動にあわら市内の食品販売店なども協力して推進しております。この毎日30日の食べ切りの日というものですけれども、家庭内においては、食材の使い切る方法のアドバイス、飲食店では食べ切った人への次回の割引券であったり、また粗品の進呈など、食品などを実施しております。また、食品販売店におきましては、食べ切りの日のポスターの掲示、またはパックではなく、1個またはグラム単位という販売、そして食材によりましては、葉っぱや皮まで食べられる野菜の販売、または残った野菜が使えるようにするための調味料の紹介及び材料を余すことなく有効に使える料理のレシピなどの紹介を行うという運動に、各店舗が協力して取り組んでいるところでございます。

まだまだ運動は一部にとどまっておりますので、これをまた強力で推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 3番、平野時夫君。

3番(平野時夫君) 最後の質問の生ごみ処理機の件の答弁を伺って、かなり不評だなということをお聞きさせていただきましたけれども、もっともっと普及してもいいかなと、この時代、思いますけども、この補助制度は本来ならば、におうとか、そういうものも改善されていけば、もっともっと普及するのかなと今感じたんですけども、値段的には4万、5万、6万というふうな、1台につき電動の処理機は値段がするわけですけども、それに対して5割なり補助を行っている自治体があるわけですけども、その普及率はちょっと私も調べてはいないんですけども、それほど不評だとは、ちょっと知りませんでした。まあ、わかりました。

じゃ、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

山川知一郎君

議長（坪田正武君） 続きまして、通告順に従い、12番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 日本共産党の山川知一郎でございます。2点にわたって質問をいたします。

第1は、イノシシなどの獣害対策でございます。イノシシなどによる農作物への被害については、今までにも対策を求めて参りましたが、依然として被害が減らない状況にあり、被害地域では、対策のための労力や金銭面の負担に悲鳴が上がっております。

まず、市内の被害と対策の状況について伺いたいと思います。

昨年の作物別被害金額、被害地域、害獣の種類別捕獲頭数、固定柵や電気柵の設置・捕獲おりの設置等、対策の内容とこれらにかかった費用はどうなっているでしょうか。またこれらの点について、前年との比較ではどうでしょうか。

改めて対策の拡充を求めたいと思いますが、第1は、現在対策の中心になっております金網柵や電気柵、また捕獲おりの維持管理に対する助成を増やすべきだと考えます。固定柵等の設置に対する助成はそれなりに行われておりますが、柵やおりの見回りや補修、餌の補給等が適切に行われなければ効果は上がりません。固定柵は、道路や水路等もあり、完全に遮断することは不可能で、最近では、固定柵の内側にさらに電気柵を設置しているというのが実態であります。それでも、完全ではありません。これらの見回り、補修、餌の交換や補給、捕獲したものの処理等に係る労力や経済的負担は大変なものでありますが、これらに対する助成は、市独自のわずかなものにとどまっており、国や県の助成はほとんどありません。市としても助成を増やすとともに、国や県に対して、この面の助成を強く要求すべきと考えますがいかがでしょうか。

第2には、被害減少のためには害獣の生息数を減らすことが最も重要であり、捕獲を対策の中心に据え、捕獲方法の研究・技術等を向上させ普及するとともに、猟友会への助成などを増やす。あわせて、捕獲したイノシシを食肉として加工・流通させるための施設建設が必要と考えますが、いかがでしょうか。

関連して、現在、石川県が鹿の被害対策として、県境に2.4kmにわたり固定柵を設置する件について伺います。

この件は、自分さえよければよいという誠に身勝手なものと言わざるを得ません。県境に固定柵を設置すれば、あわら市側の被害が増大することは目に見えています。また、県境の一部に固定柵を設置しても、根本的解決にはならないだけでなく、鹿以外の動物の生態にも影響すると思われませんが、これらの点について、石川県はどのように考えているのでしょうか。根本的には、石川県と共同して捕獲することに

力を入れるべきと考えますがいかがでしょうか。

以上、まず1点目、伺います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

本市においては、イノシシ、ハクビシン、カラスなど有害鳥獣による被害が拡大しており、坪江・劔岳地区に加え、細呂木地区の山間部にも広がりを見せております。

本市の鳥獣害に係る被害と対策の状況ですが、被害金額は、25年度793万4,000円、26年度は722万7,000円で、捕獲頭数は、25年度イノシシ126頭、ハクビシンやアライグマなどの中獣類37頭、26年度はイノシシ162頭、中獣類31頭という状況です。

次に、対策といたしましては、金網侵入防止柵の整備で25年度事業費3,040万1,000円、26年度事業費3,258万6,000円、電気柵については、26年度のみで事業費50万円、捕獲おり等は25年、26年ともに整備しておりませんが、事業費は年々増加している状況です。

また、金網侵入防止柵等の維持管理につきましては、下草刈りや補修について多面的機能支払交付金の活用をお願いしているほか、捕獲おりの見回りや餌の確保に要する経費に対して、市単独事業により、おり1基当たり1万2,500円の助成を行い、駆除については、猟友会金津支部及び芦原支部に委託しております。

なお、捕殺した鳥獣の埋却に係る経費の2分の1を26年度までは補助しておりましたが、今年度からは、「有害鳥獣処分負担軽減事業」を創設し、鳥獣の運搬、焼却処分を業者に委託することで、集落負担の軽減を図っております。

議員ご指摘のとおり、これらの維持管理にかかる国、県の助成はほとんどないことから、この件についても、知事要望及び市長会要望などを通して、今後も強く要望してきたいと考えております。

次に、加工・流通させるための施設の建設をとのことでありますが、26年9月の一般質問においてお答えしましたように、イノシシを食肉として利用できる期間は11月から翌年3月までの約5カ月で、この期間における捕獲数では、採算がとれる頭数を大きく下回っているとのことであり、費用対効果の面でも得策ではないと考えております。

続いて、石川県が県境に設置を計画しているニホンジカの侵入防止柵についてですが、議員ご指摘のとおり、鹿、イノシシの行き場が塞がれることにより、個体の増加など、農作物の被害が拡大するものと考えております。現在、県農林水産部を窓口として石川県に対し、設置計画の撤回を要請しているところですが、県からは、石川県では部分的な計画変更を考えているという情報のみで、具体的な資料などは提示されておられません。

このような中、刈安山山頂を起点として工事の準備とも思える下刈りなど林野の

整備が行われたことから、去る7月29日に福井県庁で行われた、石川県森林管理課との協議において強く申し入れ、現在のところは、工事は中断している状況であります。本市といたしましては、今後も知事要望を行うなど、本計画の撤回に向けて強く要請して参ります。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 今、回答がありましたように、25年と26年を比べても、捕獲頭数などは増えているということで、余り今までの対策で効果が上がっているというふうには言えないというふうに思います。

国や県はですね、こういうハード面、固定柵とか、おりとかにはそれなりの助成をしておりますが、やっぱり先ほども言いましたように、適切な管理、特に餌をきちんきちんととりかえるとか、そういうことがやれないとなかなか効果は上がらないと。これだって非常に大変な負担になっておまして、なかなかここがうまくいっていないという地域もございます。そういう点では、是非市としても、補助を増やしていただきたいと思いますが、国、県に対してですね、強くこの面の助成拡大を求めていただきたいというふうにと思いますが、その点についていかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 先ほどの質問にもお答えしましたように、維持管理に伴う経費につきましても、今後、知事要望等で強く要請して参りたいと考えております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) よろしくお願いをいたしたいとします。

それで、石川県の問題ですが、石川県はこの柵は鹿対策としてやるんだというふうに言っておりますけども、現在のところ、鹿が全くいないわけではありませんが、まだあわら市においては、目立つほどの鹿の被害は今のところはないというふうに思います。ところが、これが現実に設置されますと、鹿よりもイノシシが結局は全部そこで止まってですね、ますますあわら市の被害が増えるということになるというふうに思います。

今のところ、私が聞いているところでは、石川県はとりあえず、国道から刈安山の頂上までの7キロについては、昨年、議会で予算も通っているし、業者に発注もしていると、もうあしたにでも着工できるというような状況だというふうに聞いておりますが、石川県が言うように、石川県は最終的には7キロでなくて24キロ設置するというふうに言っていますが、24キロ設置してもですね、鹿対策としても、私は完全でないと。相手はまだあいているところは幾らでもあるわけですから、より8号線から西側の部分を通してでも行くことはできますし、だからこういう石川

県にとっても余り効果のないようなことをですね、一方的にやるということは本当にちょっと、地元、私どもとしては身勝手過ぎるというふうに言わざるを得ないところですよ。

よっぽどですね、そこらについて強力に申し入れをしないと、石川県としても、今年度中には何とか予算消化したいということになるのではないかなと思います。先ほども言いましたが、鹿対策とは言っているけども、これをやられたらイノシシがどんどんあわらに増えると、そういうことについてどう考えているのかとかですね、それからそれ以外のいろんな動物の生態系にどういう影響を与えるかと、そういうことについて石川県はどう考えているんやと。また、ただ来んように止めるといってなくて、一緒に捕獲するということについて、やっぱりお互いに共同してやるべきではないかなと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) お答えいたします。

現在、福井県と石川県、県境ということで県との折衝ということで、市としましては、福井県の方に一任しているというふうな状況でございます。具体的な改善策というふうなお話でございましたけども、市としましては、基本的には白紙撤回というふうなことを前提に県の方へ強く申し入れておりまして、県の方もそういった形の中で撤回というふうな申し入れをしているというふうに伺っております。

ただ、石川県の方の立場としましては、26年度の事業としまして26年12月に工事を発注しておりますので、それで繰り越しをした関係で、事業の進展について強くやりたいというふうな申し入れがあると。その辺のところでは食い違いの状況が生じて現在に至っているというふうな状況でございます。

ただ、現場の方はですね、先ほど申し上げましたとおり、下刈りというふうなことで、現地の方へ測量に入るための下刈りをされたのだらうと思っておりますが、それ以降は現場進捗、何も手がけていないということであれば、今の現状を踏まえて、石川県の方も何か考えているのかなというふうに想像をしているところでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) これ、問題になってからもう2カ月ぐらいになるかと思いますが、回答があんまり変わらないんですね。今言われたような、石川県に対しては、白紙撤回してもらいたいと言っている。それに対して石川県がどう言うているとか、話を少し変化したとか、しないとか、そこらのことがさっぱりわからないんですが、さっきの答弁では8月29日ですか、県庁で石川県も交えて話をしたということですが、今言ったような、そういうことについて石川県はどういうことを言っているのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 県と協議をしたのは、7月29日でございます。協議の中身でございますが、全く意見が交錯するというか、取り交わすような感じではなく、石川県は理解していただきたいというふうな言い方でございます。こちらの方では、地元の意向を受けて撤回してくれというふうな平行線のままの協議がなされているというふうな状況でございます。

ただ、これまでいくに当たりまして、石川県の方から多少石川県よりも柵の位置をずらすなどというふうな前情報といえますか、そういったものは県の方からお伺いしておりますが、それにつきましても決定したわけでもございませんし、福井県も認めただけではないというふうに言っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 県境からですね、多少石川県側へ設定の場所を移してもですね、根本的には何も変わらんというふうに思いますので。

市長、是非ちょっと県任せではなくて、市長も先頭に立ってですね、是非、石川県に全面的に撤回していただくように、そしてまたできれば共同してやっぱり捕獲するとか、そこらで一緒にやりましょうというような方向に私は進むべきではないかと思いますが、是非、市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 石川県側と共同して捕獲をするということはですね、まずその以前に、現在計画している柵の事業そのものを撤回してもらわなければいけませんので、まずそれは前提になるかと思いますが、是非そうしていただきたいと思っております。

つい先週ですけれども、やはり福井県側の担当の方から、石川県側の担当の方に白紙撤回を求めるような意思表示もしているやに聞いております。ただ、それに対して、石川県の方から具体的な返答がまだきていないというふうに聞いております。

先ほど部長も答弁いたしましたように、とりあえずこの問題が発覚してから下草刈りといいますか、それは止まっているようですので、この間に石川県側が第2、第3の案を考えているのか、あるいはこのまま進めようとしているのか、あるいは場合によっては撤回まで含めて考えているのか、そこらあたりの情報はまだ入ってはおりません。

ただ、いずれにいたしましてもですね、これは私としては撤回していただきたいと思っております。行政間同士の交渉事でありまして、これは前へ進まないといえますか、従来どおり石川県が工事を進めるというようなことに発展するならばですね、その可能性があるならば、余り多くは申し上げられませんが、いろいろな方法でもって阻止をしていくような動きをしなければならぬだろうなという

ふうに思っております。

ただ、いつまでもこんな状況が膠着状態のままあってもですね、これ、第三者が見ますとですね、ある意味では興味本位で見られてしまう可能性さえ私はあるのではないかなというふうに思っております。非常にある種みっともない話でありますし、このように私から見れば、現場感覚が薄いような施策としか、私は思われません。なおかつですね、どうもこの事業に関しては、国からの補助金も流れているように聞いていますので、行政としての体面はわかりますけれども、そこらはひとつ乗り越えてですね、石川県側に英断を求めたいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 市長がおっしゃるとおり、本当にみっともないというか、ちょっと余りにも一方的と言わざるを得ないと思いますので、是非早期に解決していただけるように、是非頑張ってくださいなというふうに思います。

では、2点目の質問に移りたいと思います。

芦原温泉駅周辺整備事業についてでございますが、JR芦原温泉駅の東西に三つのロータリーを整備するとともに、前年からの継続で金津本陣にぎわいづくりプロジェクト事業として、今年度、街路整備や本陣飾り物展示施設整備など、7事業を進めるとのことですが、これらに係る費用総額及び市の負担は幾らになるのでしょうか。

ロータリー整備については、議会に対するきちんとした説明もないままに、地元説明会が開催されているようでございますが、これは議会軽視になるのではないかなというふうに考えます。

また、これらの事業について、昨年から何回もワークショップが開かれて住民の意見を聞いてきたと思いますが、住民の意見は十分にこれらの計画に反映されているのでしょうか。

6月議会でも申し上げましたが、まちづくりについては、住民にプランを提示して住民合意の上で進めるべきと思いますが、ロータリー整備などは突然出てきたように思いますし、地元では「よくわからない」との声が上がっています。三つのロータリーの必要性・機能等について説明をしていただきたいと思います。

新幹線建設が3年前倒しになったから時間がないというようなことで、住民の意見が無視されて一方的に進められるというようなことがないということは、きちんと断言できるでしょうか。また、新幹線建設用地の買収はこれからとのことですが、市内の予定されているところには多くの遺跡、埋蔵文化財があると予想されます。それらの調査は時間的に可能なのか伺いたいと思います。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) お答えします。

先ほどの森議員の質問で答弁させていただいたとおり、現在、芦原温泉駅周辺では、「芦原温泉駅周辺整備事業」と「金津本陣にぎわいづくりプロジェクト」の二つの事業を展開しております。

まず、芦原温泉駅周辺整備事業に係る総事業費は、平成18年3月に策定した「芦原温泉駅周辺整備基本計画」において、75億4,000万円としておりました。策定後、約10年が経過したところですが、新幹線計画の一部変更により、当時想定していた高塚跨線橋の架けかえが不要になったことから、単純計算では約53億円となります。そのうち、平成26年度までに取り組んできた事業費は、約7億1,000万円で、これから予定される事業費としては、約46億円となりますが、今後、基本計画の改訂を予定していることから、その中で再度、精査をしていきたいと考えております。

なお、本年度の事業費については、繰越分を合わせて、約1億4,100万円で国庫補助金を除いた約8,500万円が市の負担となります。

もう一方の金津本陣にぎわいづくりプロジェクトにつきましては、本年度が最終年度となり、その事業費の総額は、約1億7,300万円であります。

なお、本年度事業費は約5,300万円で、県補助金を除いた、約2,200万円が市の負担となります。

次に、ロータリー整備につきましては、先ほど説明させていただいた18年策定の「芦原温泉駅周辺整備基本計画」にも、東西の広場が位置づけされているところです。西口広場につきましては、計画区域のほとんどが公共用地であることから、用地取得に関しての課題はないものと思われませんが、東口に関しては、計画区域の全てについて用地の取得が必要である上に、さらにそのほとんどが住宅地となっております。このため、東口広場を整備するためには、住宅の移転が必要となることから、対象となる方々の今後の生活設計の上で大きなご負担をお願いすることになり、一般的な用地取得以上に関係者の皆様のご理解が必要であります。

地元説明会は、これらのことを考慮し、関係者の皆様に早い段階であわら市の考え方を示したもので、将来の事業化に向けて、今後さらに丁寧に説明を重ねていきたいと考えております。

また、ロータリーの必要性や機能についても、繰り返しになりますが、平成18年策定の「基本計画」の中で、西口に二つ、東口に一つのロータリーが示されております。

まず、西口広場ですが、バスやタクシー等の公共交通機関が利用するロータリーと、旅館を含む一般利用者の送迎に利用するロータリーの二つに分けて計画しています。計画に当たっては、現在の一つのロータリーでは、バスやタクシーの乗降所に一般車両が止まるなどして構内の交通が混雑していることから、公共交通事業者の意見も取り入れ、分離をするものであります。

また、東口広場のロータリーについては、これまでも説明しておりますが、新幹線は在来線の東側に入ってくることから、利用者の利便性を図る目的で整備するも

のであります。

なお、芦原温泉駅の主な乗りかえは西口広場としているところですが、一定の割合を東口広場で分担する計画であり、東口につきましても、更なる発展を期待するものであります。

続いて、住民の意見の反映に関するご質問であります。ワークショップは「金津本陣にぎわいづくりプロジェクト」の事業推進の中で主に行っており、反映できたことと不十分であったことがあったと思いますが、今後とも議論を重ねながら取り組んで参りたいと考えております。

また、住民の意見が無視されることがないかのご質問ですが、これまでも丁寧な説明を心がけてきたつもりであります。建設課が新幹線事業に関する窓口になっておりますので、疑問や要望などがありましたら、気軽に声をかけていただければ、建設主体である鉄道・運輸機構や用地買収を担当する県とともに対応して参ります。

今後、用地買収に向けた説明会や工事に関する説明会なども行われる予定であり、関係機関が一体となり丁寧な説明に心がけていきたいと考えております。

最後に、埋蔵文化財に関するご質問であります。本市の新幹線ルートは延長約10.1kmの中に、6遺跡、距離にして約1.4kmの埋蔵文化財包蔵地があることが想定されています。事業主体である鉄道・運輸機構から埋蔵文化財の調査を受託している県によりますと、用地が確保されたところから順次調査を開始し、28年度内に調査を完了できるよう最大限努力していくと聞いておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) まずですね、平成18年につくられた基本計画では75億、周辺整備にかけるとなっておりまして、それが今までで大体53億使われたと。53億に縮小されたか、でしたか。今後はですね、今までに7億1,000万使って、今後46億ということですが、昨年健康長寿祭のときに市長は、「これから」R駅周辺整備、10年間で100億ぐらい投資する」というふうに言われたんですが、75億でも100億でもいいんですけど、今後想定されている主な事業というのはどういうものがあるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) まだまだこれ、概略の概略の金額でありますので、正確なものではありません。100億投資するとは恐らく言っていないと思います。私が投資する資格もありませんし、これは支援機構の投資もありますし、その他のもろもろのものがありますから、その全てを合わせるとですね、ひょっとすると100億近いような投資もですね、ないではないと。まだ昨年の段階で、そういう段階だった

と思います。それはちょっと誤解のないようにお願いしたいと思います。

現段階で、平成18年につくった計画をベースにして考えた場合に、今後どういうものが主なものとしてあるかということにつきましては、担当部長の方から答弁させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) それでは、お答えします。

今後、予定される事業ですけれども、まず現在取り組んでいます西口アクセス道路の延長があります。それから、あと西口広場の整備が今後発生をします。現在、設計中ですが、今後、西口広場の整備、それから今度は東側になりますけれども、東側の広場、それから東口のアクセス道路、それから東西を結びます自由通路の整備等があると想定をされております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 今、言われた西口のアクセス道路と広場の整備、東口の道路と広場、そして自由通路、これで50億近くぐらいかかるということなんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部長、堀江与史朗君。

土木部長(堀江与史朗君) 今ほど申し上げましたのは、平成18年に策定した基本計画の中で示されたものでございます。あと、先ほども言いましたけれども、来年度に向けて基本計画の改定を予定しているところでございます。この中で、さらに追加するものがあるかどうかも含めて、今後1年かけて協議になると思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 今までもいろいろまちづくり、周辺整備の事業でaキューブとか広場とかですね、やってきまして、先ほど吉田議員の質問でしたか、aキューブなどは1カ月500人ぐらいの今、利用状況と。とても十分に活用されていると言えるような状況ではないというふうに思いますが、是非これからのですね、事業についても、できるだけ早く、今から見直しをするということですが、詳細なですね、細かい計画、そして事業費の見積もり、そういうものを出していただきたい。是非税金の無駄遣いにならないようにですね、今までのようなことが繰り返されないように、是非そこらを早く知らせていただきたいというふうに思います。

それから、今のちょっと、一つだけ細かいことになりますが、aキューブにですね、今回の補正予算でエアコンを150万でつけるということになっておりますが、委員会の資料を見ますと、あれ、1、2、3、4、5の中の3につけるということだと思んですが、これ、3だけで4にはつけないんですか。それから、2とか1

とかにはエアコンはつけないんですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) aキューブについてのご質問となりましたんですけども、現在キューブ1、駅に一番近いところの事務所とショップをやっているところでございますが、そこにはエアコンはもう既に入っております。キューブ2、キューブ3、キューブ4、キューブ5と残りの施設には、そういった施設はございません。キューブ2では、主にトイレと、それと本陣飾り物の展示ということで、特にエアコンの必要性はないというふうに判断しておりますが、3と4に関しましては、あわせてコンサート等の利用がされるというふうに、利用上もそんなふうに見ておりますので、今回あそこはイスターカーテンというもので接続ができるような施設になっておりまして、利活用については、3を介しながら4も使うというふうな利活用を考えておりますので、3の方に今回はエアコンを配備したいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) そうすると、3に設置すれば4まで効果はいくということなんでしょうか。

議長(坪田正武君) 山川君、質問してはありますが、これは質問議題に入っていないので、ちょっと路線から外れているような気がするんですけど。一つもそういうことは書いていないんです、この中には。

12番(山川知一郎君) ある。許可していただきたい。

議長(坪田正武君) はい。許可します。

経済産業部長、川西範康君。

経済産業部長(川西範康君) 使用の流れの中で、ご使用できるというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) あとですね、埋蔵文化財ですが、1.4キロに6遺跡あると予想されると。来年度中にはこの調査を完了したいということですが、買収が終わるのはいつごろなのか。一つの遺跡を調査するのに、別に一つずつ順番にやっていくというんでなくて、並行してやっていけばいいんでしょうけども、一つの遺跡を調査するのにどれぐらいの時間がかかるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 土木部理事、長谷川義則君。

土木部理事(長谷川義則君) 今、埋文調査の期間のご質問です。

まず、試掘調査を行いまして、それによって本調査が必要かどうかというふうな手順になります。県としては、冬季間も含めてですね、まず試掘から入って本掘調

査までを28年度いっぱいやりあげると。だから、今の段階で六つの遺跡でそれぞれがどのくらいというめどは立っておりません。試掘をして、それから本掘調査に順次入っていくというスケジュールで聞いています。

あとは、もう一つ、用地買収のご質問がありました。今年度から一部測量が終わっている地区もありまして、今県の方で順次、用地交渉に入っている状況です。早いところは今年度用地契約をしたいというふうな形で動いております。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 12番、山川知一郎君。

12番(山川知一郎君) 用地買収もまだ全部は終わっていない、むしろ今からという状況の中で、果たしてきちんとした調査ができるのか、大変心配をしています。

時間がないからということでもいいかげんに調査が済まされないように、十分きちんとした調査をやっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをします。

以上で質問を終わります。

散会の宣言

議長(坪田正武君) 以上で一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

あすからは17日まで休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いいたします。

本会議は、9月18日、再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午後4時07分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 7 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第79回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成27年9月18日(金)

午後1時30分開議

1.開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第61号 平成27年度あわら市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第62号 平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第63号 あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第64号 あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第65号 あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第66号 市道路線の認定について
- 日程第 8 議案第67号 市道路線の変更について
- 日程第 9 請願第 6号 平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願
- 日程第10 請願第 7号 TPP交渉に関する請願
- 日程第11 陳情第 2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択について
- 日程第12 議案第69号 あわら市公平委員会委員の選任について
- 日程第13 発議第 5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第15 議員派遣の件

1.閉議の宣告

1.市長閉会挨拶

1.議長閉会挨拶

1.閉会の宣告

出席議員（18名）

1番	仁佐一三	2番	山本篤
3番	平野時夫	4番	毛利純雄
5番	吉田太一	6番	森之嗣
7番	杉本隆洋	8番	山田重喜
9番	三上薫	10番	八木秀雄
11番	笹原幸信	12番	山川知一郎
13番	北島登	14番	向山信博
15番	坪田正武	16番	卯目ひろみ
17番	山川豊	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	大代紀夫	総務部長	嶋屋昭則
財政部長	佐藤雅美	市民福祉部長	城戸橋政雄
経済産業部長	川西範康	土木部長	堀江与史朗
教育部長	道官吉一	会計管理者	久嶋一廣
市民福祉部理事	塚田倫一	土木部理事	長谷川義則
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	長谷川まゆみ	補	佐宮川利秀
主査	宮川豊一		

開議の宣告

議長（坪田正武君） これより、本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（坪田正武君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後1時26分）

会議録署名議員の指名

議長（坪田正武君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、卯目ひろみ君、17番、山川 豊君の両名を指名します。

議案第61号から議案第67号、請願第6号及び請願第7号、陳情第2号の 委員長報告・総括質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第2から日程第11までを、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（坪田正武君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月8日、9日の両日、市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）をはじめ、3議案と陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択について及び請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案3件については、いずれも所要の措置であり、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。陳情第2号については採択することと決し、請願第6号につきましては不採択と決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）について、所管ごとに申し上げます。

最初に、総務課所管について申し上げます。

職員採用試験事務委託料26万円について、委員からは、職員採用に際し、年齢制限があるのか、臨時職員との違いは何か、また特定任期付職員の仕事内容の想定は何か、給与の額は、兼業は可能なのかという問いがありました。理事者からは、

多少の年齢制限は必要であり、募集要項に入れるということ、また特定任期付職員の仕事内容は、現在はまだ具体的に想定しておらず、兼業は禁止となること、給与の額については、条例案の給与表は特定任期付職員のものであり、国体に関する職員は一般の職員の給与表を適用すること、条例で採用する任期付職員は正規の職員であり、職員定数にカウントされる職員であること、臨時職員は一般職員の補職であり、明確に区別されるとの答弁がありました。

次に、政策課所管について申し上げます。

福井の情報誌「福楽」への特集記事掲載料である雑誌等広告料37万8,000円について、発行部数、発行時期の問いがあり、理事者からは、1万2,000部の発行であり、2015年冬号に掲載され、書店やコンビニに設置されるとの答弁がありました。

また、福井ふるさと茶屋整備支援事業補助金600万円は、花咲ふくい農業協同組合細呂木支店を拠点とした集落活性化事業であります。委員からは、採択は市がやるのか県がやるのか、この事業の周知はどのようにしたのか、この事業の募集がいつまで続くのか、3年で1,500万円の補助があるということは3年間、各事業を実施するのかという問いがありました。理事者からは、この事業は県の事業であり、県内10件の応募のうち、あわら市は2件応募し、そのうち1件が採択されたこと、また募集期間が短かったため、政策課内で知り得る組織に周知しただけであり、今後は広く周知していきたいとの答弁がありました。また、この県の事業によるあわら市からの採択は今回限りであり、拠点整備の一つであって、3年間で基盤を整えてから直売所や観光案内などの事業を継続していくものであるという答弁がありました。この議論に際し、委員から、政策課とほかの課とのつながりはどうなっているのかという問いがあり、理事者からは、各課が横断的にかわる事業があり、政策課として全体の調整が必要で、全体をコントロールするポジションであると認識しているとの答弁がありました。

次に、サーバー室エアコンとりかえ工事120万円について、委員から、空調機に対しての問いがあり、理事者からは、24時間365日動かすもので、6年程度で故障しており、今回は2台設置し、長寿命化を考えているとの答弁がありました。

次に、教育総務課所管について申し上げます。

小学校施設整備事業350万円について、委員からは、なぜ暖房用煙突の撤去ができないのか、石綿障害予防規則の内容はどうかとの問いがあり、理事者からは、予防規則では除去または封じ込め、囲い込み等を行うとなっており、今回煙突の上から下までが15mあり、内部のアスベストを撤去する費用が700万円かかるので、安易な囲い込みを選択したとの答弁がありました。

次に、スポーツ課所管について申し上げます。

県民スポーツ祭派遣委託料14万4,000円について、委員からは、成績を見込んで当初で予算要求すべきではないのかとの問いがあり、例年80万円で予算化しているが、例年になく成績優秀で、2日目に残った競技が多かったからであるとの

答弁がありました。

次に、議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について申し上げます。

補正予算案の審議でも触れられていたため一部重複しますが、委員から、あわら市としては特定任期付職員の採用は考えていないということだが、この条例制定の必要性は何なのか、国体事務にかかわる職員の仕事内容は何なのか、国体事務に5人も必要なのかとの問いがありました。理事者からは、4種類の任期付職員があり、セットででき上がっている制度であるので、条例案としては全てをそろえた形で上程している、また短時間に大勢の職員が必要になる事務があり、国体や新幹線関連に従事する職員を増員する必要から、一時的に増加する業務に携わる職員の採用を考えている、国体事務に5人を充てるつもりはないとの答弁がありました。

次に、議案第64号、あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

委員からは、法定代理人と異なる任意代理人とは何か、情報漏洩の罰則はないのか、手数料の金額は幾らかという問いがありました。理事者からは、委任状所持者が任意代理人であり、罰則は番号法で規定している、手数料は今後規則で定めるといふ答弁がありました。

続いて、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について申し上げます。

理事者からは、毎年意見書を提出してもらっており、意見書を提出してもらうことはありがたいとの参考意見がありました。委員からは、特段の意見はありませんでした。

次に、請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願について申し上げます。

委員からは、法案が成立しても違憲立法で訴訟が起こり、裁判所は違憲と判断する確率が高い、自国防衛には仕方がないと思う、法案成立が即戦争ではない、自国防衛が主眼である、国会の審議を見たいと思うが、自衛隊の存続、抑止力は必要だと考えている、戦争は反対だが、自国は守る必要があると思うなどの意見が出されました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（坪田正武君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 6番、森 之嗣君。

6番（森 之嗣君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月10日、11日に市長、副市長及び担当部課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）をはじめ、5議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案5件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、議案第61号は賛成多数、その他は賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。請願第7号、T P P交渉に関する請願については、賛成なしで不採択と決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算(第2号)(所管事項)について、所管課ごとに申し上げます。

まず、市民生活課所管について申し上げます。

個人番号カード交付事務等に係る経費289万5,000円は、マイナンバー制度実施に伴う臨時職員賃金、郵便料、備品購入費であります。委員からは、臨時職員2人の雇用期間が6カ月と3カ月で異なっているが、通知カードを送付する10月の方が問い合わせが多く忙しいと思う、2人とも10月から雇用すべきではないかとの問いがあり、理事者からは、カードの交付にかかわる事務費は、国が全額を補助する予定であったが、状況が変わり、補助金の内示額が92万6,000円であった。一般会計予算を圧縮する必要が生まれ、問い合わせについては、現在の職員で対応し、個人カードの交付事務は繁忙が予測されるため、市民サービスを考慮し、臨時職員を雇用したいとの答弁がありました。

次に、子育て支援課所管について申し上げます。

認定こども園施設整備補助金2,275万3,000円は、北潟こども園、金津東こども園の老朽化に伴う大規模修繕にかかわる補助金であります。委員からは、金津東こども園は、こども園移行前に大規模な改修を行ったが、そのときにどうして今回の工事を行わなかったのかとの問いがあり、理事者からは、こども園に移行するには、5歳児の部屋を増設する必要があった。去年は、施設があわら市のものであったため補助金は使えず、市費100%で必要最低限の工事を行ったものである。今回の工事は、完全民営化したことにより、国、県の補助金が使え有利であるとの答弁がありました。

次に、農林水産課所管について申し上げます。

鳥獣害防止総合対策事業補助金100万円は、イノシシやハクビシンなどを捕獲するためのわなやおりを購入するための補助金であります。委員からは、おりなどを貸し出しする手続が複雑であり、利用者のことを考え簡素化することはできないのかとの問いがあり、理事者からは、現在は貸し出し申請を農林水産課で受け付け、おりが置いてあるJAと連絡をとりながら貸し出しをしているが、おりなどの数が充実してきたため、JAの倉庫で貸し出しができるように検討したいとの答弁がありました。

次に、観光商工課所管について申し上げます。

越前加賀宗教文化街道推進事業補助金50万円は、越前加賀に伝わる「鹿島の森伝説」をモチーフとした県境綱引きに対する補助金であります。委員からは、計画から実施までに時間がなく、思いつきで行うイベントのような感じである。来年度

に事業を持ち越し、議論を深めてから実施すべきではないかとの問いがあり、理事者からは、吉崎地区は小学校の統廃合等があり、地域おこしの一環として今年実施したいとの熱い思いがある。その思いを尊重し、イベント立ち上げにかかわる3年間の支援を行いたいとの答弁がありました。

番組放映事業委託料432万円は、本市への誘客を促進するため、観光プロモーションビデオをBSで放映するための委託料であります。委員からは、どうしてBS放送を選んだのか、また視聴率はどれくらいあるのかとの問いがあり、理事者からは、観光プロモーションビデオは、田中光敏監督につくっていただいた非常に質の高いもので、田中監督のファンは地上波、BSを問わず視聴すると思う。放映料の金額によりBSに決まった。また、視聴率は1%から2%であり、100万人から200万人の視聴者になると思うとの答弁がありました。

次に、スモール・ビジネス支援事業補助金550万円は、市内で創業をする4人に対する補助金であります。委員からは、補助金をもらうための条件は何かとの問いがあり、理事者からは、事業開始後、3年以上継続してもらう必要がある。決定に際しては、商工会の経営指導員が計画を審査し、市も税金の滞納などを調査し、対象者を決定している。もし、3年未満で事業を終了した場合は、補助金を返還してもらうとの答弁がありました。

次に、議案第62号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

井戸の掘りかえに係る経費などの補正を行うもので、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第65号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国民一人一人に割り当てられる個人番号カードの再交付に係る手数料を定めるため、所要の改正を行うものであり、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第66号、市道路線の認定について及び議案第67号、市道路線の変更について申し上げます。

両議案は、市道105号線及び瓜生石塚線の道路改良工事に伴う市道の変更、及び現路線を新たに市道1143号線及び市道387号線として認定するものです。委員からは、市道105号線は県道水口牛ノ谷線に接続するようだが、学校給食センターの後ろを通す予定ではなかったのかとの問いがあり、理事者からは、学校給食センターの後ろを通る案もあったが、新幹線の計画変更に伴い、高塚跨線橋の架けかえ計画がなくなったため、現状の計画に戻したとの答弁がありました。

次に、請願第7号、TPP交渉に関する請願について申し上げます。

委員からは、請願は予測に基づく内容が含まれており、さらに「交渉から撤退する以外はない」と断言しているが、現段階での無条件交渉撤退は難しいとの意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といた

します。

議長（坪田正武君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） これから、日程第2から日程第11までの討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 反対討論ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2人とも反対ですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 3人も反対ですか。

（「反対」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 議席順の大きい方からいきますので、12番、山川知一郎君から認めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 議案第61号、一般会計補正予算について、反対の討論を行います。

一つは、北陸新幹線開業対策事業委託料100万円が計上されておりますが、これは補正でありまして、総額940万円プロモーションビデオをつくり、テレビや大都市の映画館で放映するなど、観光客誘致のための宣伝とのことですが、どれだけの効果があるのか大変疑問であります。金沢開業から半年がたち、あわら市も含めて北陸はいずれも観光客が増えているとのことですが、金沢以外は期待したほどではないとの声が聞かれますし、利用者への調査では、「また利用したい」との回答は15%程度で、一時的なものに終わるのではないかと報道されています。敦賀まで延伸されても1日4本ぐらいしか、あわらには止まらないと言われている中で、宣伝に金をかけても無駄ではないかというふうに考えます。

二つ目には、ふるさと創造プロジェクト事業197万3,000円ですが、aキューブにエアコンなどを取りつけるとのことですが、これは当初から必要と言われていたにもかかわらず設置せず、今になって設置をします。まさに行き当たりばったり行政の典型ではないでしょうか。私はそもそもaキューブの建設に反対でしたが、現在1カ月500人程度しか利用していない施設に本当にエアコンが必要なのか、慎重に検討する必要があるというふうに思います。

三つ目には、マイナンバーカード交付事務等にかかる費用289万5,000円、ICカードシステムバージョンアップに39万8,000円、マイナンバー制度については、後ほどまた討論をいたしますが、現状は国民の理解が進んでおらず、課題も山積と言われております。今の時点でマイナンバー制度を導入することは非常に問題があるというふうに考えます。

以上、3点で補正予算に反対するものでございます。是非、議員各位のご賛同をお願いして討論といたします。

議長（坪田正武君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。賛成者の討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 続いて、原案に反対者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 5番、吉田太一君。

5番（吉田太一君） 平成27年度あわら市一般会計補正予算、補正第2号について反対の討論をさせていただきます。

越前加賀宗教文化街道推進事業補助金について、この事業は7月24日に要望書が提出されています。今回の事業自体、計画して要望書提出までの期間が余りにも短く、慎重に計画、議論されたと思えない状況だと思えます。また、市当局としてのこの事業に対して費用対効果も検証されず、勢いに任せ計画されたように私は思います。

今年度の補助金50万円、28年度35万円、29年度20万円、私は地域や団体からの声が上がリ、事業を計画していくことは大変よいことだと思います。また、応援していくべきだと私は思いますが、今回は余りにも性急で内容、事業計画など、もっと慎重に議論していくべきだと思います。今回の補助金は50万円ですが、3年計画総額105万円の補助金です。この金額を少ないと思うか、大きなお金と思うか。市民の税金を使うのです。税金、公金を使う事業をもっと慎重に議論していくべきだと思います。

このような補助事業に対して、5年、10年先を見据えた計画、市にとって、地域にとって、市民にとって必要であることを検証しながら、公金を使っていくべきだと私は思います。今回のこの事業に対して、アイデア自体はおもしろいと思いますが、もっと内容、事業計画など慎重に議論してから、来年度からでも遅くはないと思います。

また、個人番号カード交付事務等に係る経費でも、私は委員会でも申し上げましたが、10月からの問い合わせ等業務に係る臨時職員の採用について、芦原分室は高齢者の方の問い合わせが、28年1月のマイナンバー利用開始よりも、住民票の住所に通知される当初の方が忙しいと思います。混雑すれば、通常業務に支障を来し、市民に迷惑をかけるおそれがあると思います。私は本庁と同じく、芦原分室も10月から臨時職員の採用をすべきだと思います。国からの補助金が少ないのはわ

かりますが、市費単独でも臨時職員を採用し、市民サービスをするべきだと思います。

また今回、小学校施設整備事業に対しても、本来、当初予算に盛るべき事業でありながら、今回の補正に出てきている。思いつきとも思えるような事業、また計画性のない事業計画など、このようなことが続けば、私は今後のあわら市の財政圧迫になりかねないと懸念します。

以上のことから、平成27年度一般会計補正予算、補正第2号の反対の立場をとらせていただきます。議員各位の同意をいただきたく、反対討論とさせていただきます。

議長（坪田正武君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について、反対の討論をさせていただきます。

ふるさと創造プロジェクト事業として、aキューブにおけるエアコン4台と物置の設置費197万3,000円が計上されております。もともとaキューブ設計時から、その利活用のため冷暖房機器の設置を市民からなるワークショップで指摘されいながら、冷房に関しては戸をあけ、風を入れれば大丈夫であるという説明をしておきながら、やはり冷房がなければイベントなどを行うことに支障が出るということでの措置です。初期段階から利用者の意見を聞いて計画していないという、全くその場しのぎの計画であることが明白になりました。なぜ、あのような施設が必要なのかが市民の中で議論して進めていながら、市民の声を無視した結果であります。

冷房だけが問題ではありません。多くの人が集まる企画をした場合、1番の問題はトイレの数です。近くの駅に公衆トイレがあるからそれを使えばいいという考えで、障害者でも使えるトイレが一つだけになりました。雨降りのときなど、aキューブに来られた人のことを考えると、数を多くすべきでした。

市民によるワークショップでの意見を聞かず、機能重視ではなくデザイン重視にしまい、利用具合の悪い施設をつくってしまったことは明白です。ワークショップの市民メンバーには、しっかりとした謝罪の必要性があると感じております。

aキューブ建設に際し、市長は北陸新幹線福井延伸による計画の中で、「芦原温泉駅周辺整備にふさわしくないという判断がなされた場合、aキューブを撤去しても構わない」という発言もされております。そうであれば、これ以上、税金をつぎ込んでいいものかどうか、もっと慎重に議論して計画して進めるべきです。

また、作成した観光プロモーションビデオの活用のために、地方創生先行型交付金事業で番組放映業務委託料432万円、劇場広告業務委託料563万8,000円を計上していますが、多額の税金を使い作成したものに対して、また多くの税金を使うということに対し全く残念でなりません。いずれの場合も県からの補助金、国

からの交付金だからいいでしょうということではないと思います。一般財源からの支出でなくても、国民の税金に違いがないからです。昔からただより高いものはないと言われていました。芦湯にはじまり、温泉街の一方通行化、近く完成するあわら湯のまち駅裏の児童公園にしる、国、県の補助事業で9割を賄って事業ができたとして市長はおっしゃっていますが、維持管理費及び運営費、修繕費などを含め、今後ますます経費がかさんでいくと思われます。そのほか、今回、北潟湖水質浄化推進事業経費として北潟湖自然再生フォーラム開催による経費の上乗せ20万円や越前加賀宗教文化街道推進事業補助金50万円など、慎重な計画がないまま進んでいくことに全く残念でなりません。

以上のことから、今回の一般会計補正予算案に反対の立場をとらせていただきます。議員各位の適正なるご判断を是非いただきたく、反対の討論とさせていただきます。

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

これより、議案第61号を採決します。

本案に対する両常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立多数です。

したがって、議案第61号、平成27年度あわら市一般会計補正予算（第2号）については、各委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第62号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第62号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第62号、平成27年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第63号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、あわら市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第64号、あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。反対ですか、賛成ですか。

12番（山川知一郎君） 反対です。

議案第64号、個人情報保護条例改正について、反対の討論をいたします。

マイナンバー制度の導入に伴う改正とのことではありますが、マイナンバー制度については、まだまだ国民の理解は進んでおらず、問題が山積していると言われてい
ます。マイナンバーは、日本国内に住民票を持つ赤ちゃんからお年寄りまで全員に
12桁の番号をつけ国が管理し、税や社会保障の手続などで使用するものでござい
ます。

現在は、年金や税金、住民票などの個人情報は、公的機関ごとにそれぞれ管理さ
れておりますが、マイナンバーで各情報を1本に結びつけることが可能になります。
行政側からすれば、国民の所得、社会保障給付の状況を効率よく把握できる反面、
国民にとっては分散していた個人情報の収集を用意にするマイナンバーが一たび外
部に漏れ出れば悪用され、個人のプライバシーが侵害される危険は飛躍的に大き
くなります。

10月からの個人番号通知も、来年1月から税金事務、雇用保険などの事務で使
用する計画です。顔写真入りの個人番号カードを希望者に発行し、身分証明書とし
て使えると便利さを売り込みますが、他人に見せてはならないマイナンバーを持ち
歩くことは、個人情報の保護にとってマイナスだという指摘もあります。

また、健診情報や銀行口座などとマイナンバーを結びつけるなど、民間分野へ拡
大することを盛り込んでおりますが、範囲を広げれば広げるほど情報漏れのリスク
は高まります。日本年金機構から125万件もの情報漏れが発覚し、政府の情報管
理への不安が強まっています。

共同通信のアンケートによれば、地方自治体もハッカー対策などセキュリティー
の専門スタッフがいない、予算がないなどで60%の自治体が不安を抱えていると
のことです。あわら市も大丈夫なのか非常に不安があります。

また、従業員や家族のマイナンバーを集め、罰則つきで厳格な管理が求められて

いる民間企業の対応も大変立ちおくれしております。中小企業は、業務の煩雑さや1社当たり100万円とも言われる出費に頭を抱えている状況であります。このような状況の中で、マイナンバー制度は導入すべきではなく、延期すべきと考えます。

以上のように、個人のプライバシー侵害のおそれがあるマイナンバー制度導入には反対するものでございます。是非、議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

議長（坪田正武君） これより、議案第64号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立多数です。

したがって、議案第64号、あわら市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第65号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第65号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 議案第66号、市道路線の認定について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第66号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第66号、市道路線の認定については、委員長報告のとおり可

決されました。

議長（坪田正武君） 議案第67号、市道路線の変更について、討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、議案第67号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、市道路線の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

議長（坪田正武君） 請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 反対ですか、賛成ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 原案に反対ですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 3番、平野時夫君からお願いします。

3番（平野時夫君） 請願、平和安全法制整備および国際平和支援法案の廃案を求める請願に反対の立場で討論をいたします。

現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しております。また、軍事技術も著しく高度化してきております。お隣の北朝鮮は、日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルを配備し、核兵器も開発しています。国際テロやサイバーテロも深刻であります。また、中国の軍備増強と海洋進出も活発化しています。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増していることは誰の目にも明らかであります。

今回の法整備の大きな目的の一つは、日本防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を高め、強化することにあります。と同時に、どのような状況であっても対応できる隙間のない安全保障体制を構築することにより抑止力を高め、紛争を未然に防ぐことを可能にすることです。

一方で、国際社会の平和と安全に対する貢献も重要であります。20年にも及ぶ自衛隊によるPKOは、国際社会からも高く評価されております。言うまでもなく、平和外交努力は大原則であります。平和安全法制は、憲法の枠内の法整備であり、自衛隊員の安全確保にも十分配慮されております。現在、憲法第9条のもとで許され

る自衛の措置発動の新三要件は、極めて厳しい条件を付し、諸外国には認められているような専ら他国防衛を目的としたフル規格の集団的自衛権は行使できないよう歯どめをかけています。

そこで、真に平和を望むのであれば、国民の不安ばかりをあまり、戦争法案などという政治家の無責任かつ乱暴な議論は厳に慎むべきではないでしょうか。この平和安全法制関連の整備は、他国からの武力攻撃を抑止することが目的であり、まさに戦争防止の法案なのであります。

何とぞ議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。

12番（山川知一郎君） 安全保障関連法案の廃案を求める請願に賛成の討論を行いたいと思います。

ご承知のように、昨日、国会の参議院特別委員会では強行採決が行われました。国民の60%以上が反対しており、民意を無視したこういう暴挙には断固として抗議するものであります。

この法案は、本日、今、参議院本会議で審議されているというふうに思いますが、是非こういう民意を無視した暴挙に抗議の意味も含めて、意見書を提出していただくようお願いしたいというふうに思います。

この法案が憲法9条に違反する違憲立法であるということは明白であります。多くの憲法学者、憲法の番人とされる最高裁の元長官や元判事、また今まで政府の憲法解釈を担ってきた内閣法制局の元長官らが憲法違反と指摘をしております。どうしても日本の安全を守るためにこの法案が必要だということであれば、まず憲法改正を提起すべきであります。どういう理由があれ、憲法に明白に違反する立法は許されません。

また、日本をめぐる安全保障環境が大きく変化したから、国民を守るためにアメリカ軍と一体となって軍備拡大、抑止力の強化が必要と言われますが、我が国に対する武力攻撃には、現在の個別的自衛権で十分対応できるはずであります。今まで日本は、個別自衛権はあるということで自衛隊は専守防衛に努めると言ってきたわけであります。また、ホルムズ海峡での機雷除去やPKO活動など、我が国に直接的攻撃がなくても、武器を持って活動するというのが今回の法案の中身であります。非常に戦争に巻き込まれるリスク、また自衛隊員のリスクも高まるというふうに考えます。

是非、議員各位のご賛同を心からお願いして討論といたします。

議長（坪田正武君） 次に、原案に反対者の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法の廃

案を求める請願について、反対の討論をさせていただきます。

国会でも紛糾している案件ではありますが、地方に住む一議員として今回の法整備の必要性を感じております。グローバル化した現代において、ややもすると1人で生きているという錯覚に陥りますが、生まれてから家庭、学校、地域、職場など、いろいろな社会で生きています。その大もとが日本国という大きな社会であることは言うまでもありません。そして、自分が多くの人たちに守られ、多くの人たちに育てられ、多くの人たちのおかげで生きているということを実感していきます。社会が大きくなればなるほど個人の自由を第一に考えるべきか、国家社会のまとまりを第一に考えるべきかで国民の行動も変わっていきます。日本のみならず、国際化されればされるだけ宗教も違う、教育も違う、考え方も違う人間社会であることを知っていきます。そのため、争い事が起こってくるのは周知のごとくです。自分は日本という国家社会の中で文字を教わり、算術を学び、現在に至っております。日本国から教育を受け、生きていくすべを学び、現在をいただいていると、そう感じております。

また、自分は戦後生まれの高度経済成長期の人間であります。戦後、日米同盟の中で自衛隊が生まれ、安全をいただきながら育ってきた自分にとって、世界平和を望む姿勢、世界平和を望む教育もいただけてきました。今こうして発言できる幸せもいただいております。苦しいことや悲しいこと、うれしいことや楽しいこと、全て平和な日本社会の中でいただいたものだと思っております。自国を守り、平和を維持するという気持ちも大切だと思っております。

自衛隊に対しての考え方もいろいろあると思いますが、今回の法整備が即戦争につながることは到底考えておりません。むしろ、たび重なる自然災害での自衛隊の献身的な活動を見るたびに、胸が熱くなり感謝する1人として、日本人の持つ勤勉で献身的な活動がきっと世界に平和をもたらす種となって今後につながるものだと感じております。

つまり、今回の法整備は世界平和への足がかりになるものだと確信して、この請願への反対意見とさせていただきます。

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

議長（坪田正武君） これより、請願第6号を採決します。

この請願に対する総務文教任委員長の報告は不採択であります。

請願第6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立少数です。

したがって、請願第6号、平和安全法制整備法案および国際平和支援法案の廃案を求める請願は、不採択とすることに決定いたしました。

議長（坪田正武君） 請願第7号、T P P交渉に関する請願について、討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 反対ですか、賛成ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 12番、山川知一郎君。反対やね。

12番（山川知一郎君） 賛成です。

議長（坪田正武君） 訂正します。賛成の発言を許可します。

ちよつとごめんなさい、その前に反対はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 賛成の討論を認めます。

12番（山川知一郎君） T P P交渉に対する請願について、賛成の討論をさせていただきます。

先ほどの厚生経済常任委員長の報告では、この請願は予測に基づく内容が含まれており、現段階での無条件交渉撤退は難しいという意見があったということですが、そもそも問題は、このT P P交渉は国民に内容が公開されない、秘密裏に行われるということで、交渉の内容が公開されていない、ここに非常に大きな問題があります。

また、マスコミ報道等で伝えられているところでは、政府は国会に対して交渉に当たっては、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱するという約束をしております。ところが、この交渉の中では米の輸入について、さらに輸入枠を広げるといったようなことが報道をされております。これは明らかに、この農産品5品目の国会決議に反するものであります。

日本の農業は、今大変な状況になっております。ご承知のように米価が暴落し、農業経営が非常に難しく、集落営農も赤字というような大変なときにあるだけに、これ以上、米の輸入が増やされれば、ますます米価は下落するばかりという状況になることは目に見えております。

日本の農業を守るためにも、是非この請願を採択していただくように心からお願いをいたしまして討論といたします。

議長（坪田正武君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） これで討論を終わります。

議長（坪田正武君） これより、請願第7号を採決します。

この請願に対する厚生経済常任委員長の報告は不採択であります。

請願第7号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立少数です。

したがって、請願第7号、T P P交渉に関する請願は、不採択とすることに決定

いたしました。

議長（坪田正武君） 陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、陳情第2号を採決いたします。

この請願に対する総務文教常任委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

議長（坪田正武君） 暫時休憩といたします。再開は35分からといたします。

（午後2時23分）

議長（坪田正武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時34分）

議題第69号の上程・提案理由説明・採決

議長（坪田正武君） 本日、市長から議案第69号、あわら市公平委員会委員の選任についての議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号、あわら市公平委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第69号、あわら市公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、公平委員会委員の神尾秋雄氏が、本年8月31日をもって委員を辞職されたため、その後任として長谷川忠典氏を選任するに当たり、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

長谷川氏は、人格が高潔で、人事行政に関し優れた識見を有し、公平委員として適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（坪田正武君） お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、あわら市公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

発議第5号の上程・趣旨説明・質疑・討論・採決

議長（坪田正武君） 日程第13、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

議長（坪田正武君） 本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 2番、山本 篤君。

2番（山本 篤君） 地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明をさせていただきます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめ人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化を図るため、社会保障と地方財政を中心に歳出削減に向けた議論が進められています。地方交付税は、地方の固有財源であり、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方向的に決するべきではありません。2016年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立に向けて、その対策を求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いたします。

議長（坪田正武君） 本案に対する質疑を許します。

議長（坪田正武君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 質疑なしと認めます。

議長（坪田正武君） ただいま議題となっています発議第5号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、討論、採決に入ります。

議長（坪田正武君） 発議第5号について討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 討論なしと認めます。

議長（坪田正武君） これより、発議第5号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（坪田正武君） 起立全員です。

したがって、発議第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書は、提案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議長（坪田正武君） 日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題といたします。

総務文教常任委員長及び厚生経済常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

議長（坪田正武君） お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（坪田正武君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議員派遣の件

議長（坪田正武君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定いたしました。

閉議の宣告

議長(坪田正武君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

市長閉会挨拶

議長(坪田正武君) 市長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(坪田正武君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

8月31日以来、大変長期間にわたりましてご出務をいただき、それぞれ提出いたしました議案を十分にご審議の上、お認めをいただきまして心からまず御礼を申し上げます。ありがとうございました。

なお、会期中には台風18号がほとんどあわら市を直撃するようなコースでありましたが、幸いにも大事に至らず安堵いたしているところであります。しかしながら、あわら市と関係の深い栃木県小山市だとか、あるいは茨城県下妻市は水害に見舞われておりまして、ここからお見舞いを申し上げます。そして、今後です、関係のある市から何らかの応援要請があった場合は、また対応させていただきたいというふうに思っているところであります。また、今後も台風の発生も予想されますし、災害には万全を期して参りたいと思っております。

秋も大分、秋めいてまいりました。いよいよスポーツの秋、文化の秋が到来するわけでありまして、それぞれ市民体育祭だとか、あるいは文化祭等関連の行事も予定されておりますので、また議員各位にもご参加をいただきますようお願いを申し上げます。

今後も季節の変わり目でありますので、どうか健康には十分ご留意をされまして、ご健勝にてご活躍されますようお願いを申し上げます。閉会に当たってのご挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長(坪田正武君) 今ほどは妥当なるご決定をいただきましてありがとうございました。不肖、私、この7月に議長就任以来、初めての一般質問、各委員会の審議、全員協議会等をはじめ、本日の本会議を無事終了することができました。これはひとえに議員各位のご理解とご指導のたまものと感謝しております。誠にありがとうございました。

また、議員各位におかれましては、今後の予定は決算審査委員会、和歌山国体現

地視察、新幹線系魚川駅現地視察、加賀市議会との国道8号の陳情要請、それぞれ新潟と大阪方面に、また各委員会の県外視察研修をはじめ、何かと議会活動が過密しております。体調を十分管理され、職務を遂行していただきますようお願いいたします。挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長(坪田正武君) これをもって、第79回あわら市議会定例会を閉会いたします。
(午後2時43分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成27年 月 日

議 長

署名議員

署名議員